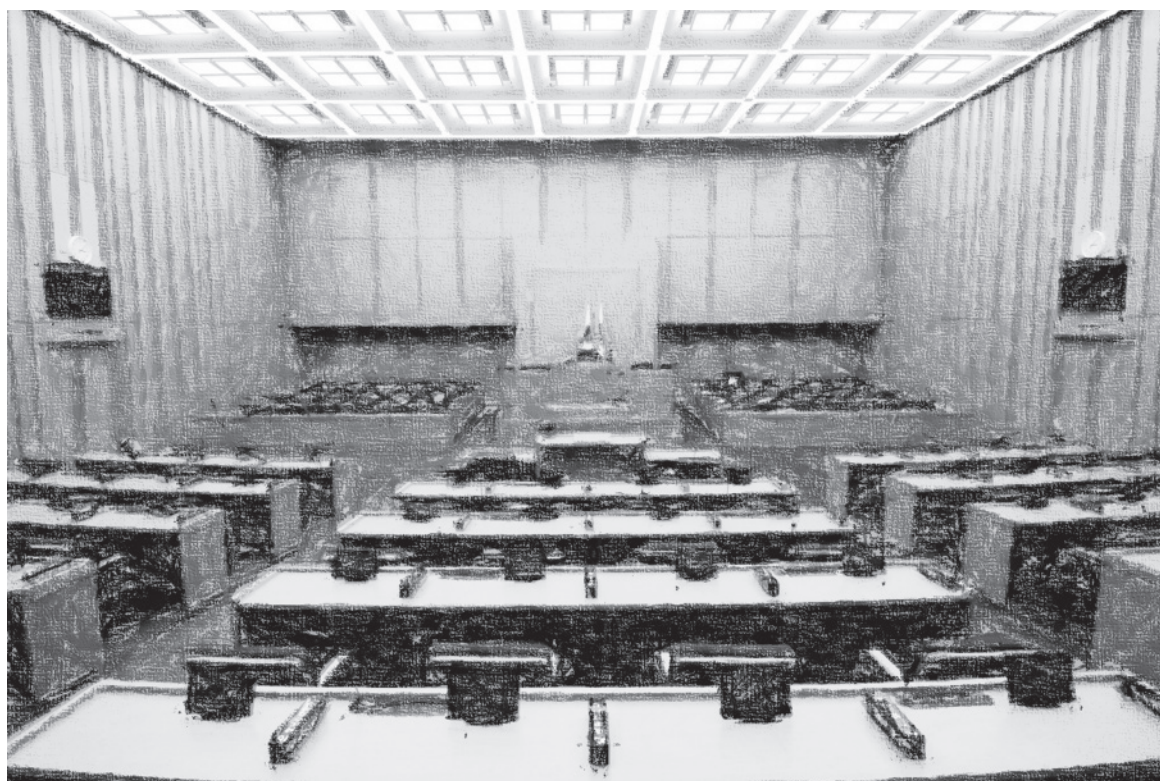


# 調査時報

特 集

新型コロナウイルス感染症に関する出来事  
～ 2021年を振り返る～



鹿児島市議会

2022 1 月 No.134



# 目 次

## 特 集

新型コロナウイルス感染症に関する出来事	1
～ 2021年を振り返る～	

## 資 料

令和4年度地方財政対策の概要（総務省自治財政局）	46
議会のうごき 市議会日誌（令和3年6月～12月）	67
令和3年第3回市議会定例会において可決された意見書	
令和3年第3回市議会定例会において不採択となった陳情	
議長会報告 令和3年6月～12月	79
地方行財政調査会資料目録 令和3年6月～12月	115
図書室だより（新規購入図書）令和3年6月～12月	117



# 特 集

## 新型コロナウイルス感染症に関する出来事

### ～2021年を振り返る～

#### 1 新型コロナウイルス感染症

##### (1) 新型コロナウイルスとは

2019年12月に中国武漢市で最初の肺炎患者が発症し、2020年1月にWHOが「新型コロナウイルス」を確認し、その後全世界に感染拡大しました。感染者が国内で初めて確認されてから2年経過し、感染状況は落ち着いたところでしたが、2021年11月に新たな変異株「オミクロン株」が確認され、感染拡大への警戒が必要となっています。

##### (2) 新型コロナウイルス感染症の検査

新型コロナウイルス感染症を診断するための検査には、核酸検出検査（PCR法等）、抗原定量検査、抗原定性検査等があり、いずれも被検者の体内にウイルスが存在し、ウイルスに感染しているかを調べるための検査です。

なお、抗体検査は、過去に新型コロナウイルス感染症にかかったことがあるかを調べるものであるため、検査を受ける時点で感染しているかを調べる目的に使うことはできません。

検査の対象者		核酸検出検査 (PCR法等)			抗原検査（定量）			抗原検査（定性）		
		鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液
有症状者	発症から 9日目以内	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	発症から 10日目以内	○	○	×	○	○	×	△ ※1	△ ※1	×
無症状者		○	×	○	○	×	○	×	×	×

※1 陰性の場合には必要に応じて核酸検出検査等を実施

※2 確定診断としての使用は推奨されないが、結果が陰性の場合でも感染予防策を継続すること等要件の下で、感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等において幅広く検査を実施する際にスクリーニングに使用することは可能

##### (3) 新型コロナワクチン接種

・ワクチンと接種対象者

＜初回（1回目・2回目）接種＞

令和4年1月1日現在、国内では、ファイザー社、武田／モデルナ社、及びアストラゼネカ社の3つのワクチンが接種されています。メッセンジャーRNAワクチンであるファイザー社と武田／モデルナ社のワクチンは、12歳以上の方が接種の対象です。ウイルスベクターワクチン

チンであるアストラゼネカ社のワクチンは、原則、40歳以上の方が接種の対象（※3）です。

※3 18歳以上の方も接種を受けることが可能な場合があります。

＜追加（3回目）接種＞

令和3年12月1日より、2回目の接種が完了した方を対象に追加接種が開始されています。現時点では、薬事承認されているファイザー社又は武田／モデルナ社のワクチンを18歳以上の方に接種します。

・ワクチンの有効性について

新型コロナウイルス感染症を予防する効果があります。接種を受けた人が受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した（熱が出たり、せきが出たりすること）人が少ないということがわかっています。（発症予防効果は約70～95%（※4）と報告されています。）また、感染や重症化を予防する効果も確認されています。

※4 コミナティ、スパイクバックス、バキスゼブリア添付文書より

・ワクチンの安全性について

接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛などが接種した人の50%以上、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱などが10%以上に見られると報告されています。こうした症状の大部分は数日以内に回復しています。

総接種回数の内訳

（令和4年1月5日公表）

	全体		うち高齢者（65歳以上）		うち職域接種
	回数	接種率	回数	接種率	回数
合計	200,900,656	—	65,994,708	—	19,325,629
うち1回以上接種者	101,032,817	79.8%	33,062,590	92.4%	9,799,599
うち2回接種完了者	99,288,228	78.4%	32,932,118	92.1%	9,526,030
うち3回接種完了者	669,611	0.5%			

(4) 新型コロナウイルス感染症の変異

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度で変異していると考えられています。現在、B.1.1.529系統の変異株（オミクロン株）が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要があります。

出典：厚生労働省ホームページ

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html))

首相官邸ホームページ

(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine.html>)

## 2 新型コロナウイルス感染症に関する主な出来事

### 2021年（令和3年）

#### 1月

6日 国内で報告された1日当たりの感染者数が初の6,000人台に

7日 国内で報告された1日当たりの感染者数が初の7,000人台に

#### 政府が緊急事態宣言を4都県に発令

期間：1月8日から2月7日

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県：1月8日から2月7日

8日 国内で報告された1日当たりの感染者数が初の8,000人台に

9日 宮崎県と岐阜県が独自の非常事態宣言を発表

10日 国内の死者が4,000人を超える

11日 世界全体の累計感染者が9,000万人を超える

13日 国内の累計感染者が30万人を超える

#### 政府が緊急事態宣言の区域を11都府県に変更

期間：1月8日から2月7日

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県：1月8日から2月7日

栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県：1月14日から2月7日

14日 熊本県が独自の緊急事態宣言を発令

16日 世界全体の死者が200万人を超える

17日 茨城県が独自の緊急事態宣言を発出

19日 沖縄県が独自の緊急事態宣言を発出

23日 国内の死者が5,000人を超える

27日 世界全体の累計感染者が1億人を超える

#### 2月

#### 2日 政府が緊急事態宣言の期間延長と区域を10都府県に変更

期間：1月8日から3月7日

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県：1月8日から3月7日

岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県：1月14日から3月7日

3日 国内の死者が6,000人を超える

6日 国内の累計感染者が40万人を超える

14日 厚生労働省がファイザー社の新型コロナワクチンを薬事承認

15日 国内の死者が7,000人を超える

17日 医療従事者等（約4万人）の先行接種開始

26日 **政府が緊急事態宣言の区域を4都県に変更**

期間：1月8日から3月7日

埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県：1月8日から3月7日

### 3月

3日 国内の死者が8,000人を超える

5日 **政府が緊急事態宣言の期間を延長**

期間：1月8日から3月21日

埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県：1月8日から3月21日

18日 **政府が緊急事態宣言を3月21日で終了することを決定**

宮城県と仙台市が4月11日まで独自の緊急事態宣言を発表

20日 政府，東京都，大会組織委員会，国際オリンピック委員会（IOC），国際パラリンピック委員会（IPC）の5者の代表者協議により，海外観客の受け入れ断念を決定

22日 山形県が4月11日まで独自の緊急事態宣言を発令

27日 国内の死者が9,000人を超える

### 4月

1日 **政府が「まん延防止等重点措置」を3府県に初めて適用（4月1日公示）**

期間：4月5日から5月5日

宮城県，大阪府，兵庫県：4月5日から5月5日

9日 **政府がまん延防止等重点措置の期間変更と区域を6都府県に変更**

期間：4月5日から5月11日

宮城県，大阪府，兵庫県：4月5日から5月5日

京都府，沖縄県：4月12日から5月5日 東京都：4月12日から5月11日

10日 国内の累計感染者が50万人を超える

12日 高齢者（約3,600万人）の優先接種開始

16日 **政府がまん延防止等重点措置の区域を10都府県に変更**

期間：4月5日から5月11日

宮城県，大阪府，兵庫県：4月5日から5月5日

京都府，沖縄県：4月12日から5月5日 東京都：4月12日から5月11日

埼玉県，千葉県，神奈川県，愛知県：4月20日から5月11日

17日 世界全体の死者が300万人を超える



23日 政府がまん延防止等重点措置の区域を7県に変更（4月25日適用）

期間：4月5日から5月11日  
宮城県：4月5日から5月11日 沖縄県：4月12日から5月11日  
埼玉県，千葉県，神奈川県，愛知県：4月20日から5月11日  
愛媛県：4月25日から5月11日

政府が緊急事態宣言を4都府県に発令

期間：4月25日から5月11日  
東京都，京都府，大阪府，兵庫県：4月25日から5月11日

26日 国内の死者が1万人を超える

30日 世界全体の累計感染者が1億5000万人を超える

## 5月

2日 国内の累計感染者が60万人を超える

6日 I O Cが五輪選手団にワクチン提供を発表

7日 政府がまん延防止等重点措置の期間変更と区域を10道県に変更

期間：4月5日から5月31日  
宮城県：4月5日から5月11日 沖縄県：4月12日から5月31日  
愛知県：4月20日から5月11日  
埼玉県，千葉県，神奈川県：4月20日から5月31日  
愛媛県：4月25日から5月31日  
北海道，岐阜県，三重県：5月9日から5月31日

政府が緊急事態宣言の期間延長と区域を6都府県に変更

期間：4月25日から5月31日  
東京都，京都府，大阪府，兵庫県：4月25日から5月31日  
愛知県，福岡県：5月12日から5月31日

11日 国内の死者が11,000人を超える

14日 政府がまん延防止等重点措置の期間変更と区域を10県に変更（5月16日適用）

期間：4月12日から6月13日  
沖縄県：4月12日から5月31日  
埼玉県，千葉県，神奈川県：4月20日から5月31日  
愛媛県：4月25日から5月31日  
岐阜県，三重県：5月9日から5月31日  
群馬県，石川県，熊本県：5月16日から6月13日

### 政府が緊急事態宣言の区域を9都道府県に変更

期間：4月25日から5月31日  
東京都，京都府，大阪府，兵庫県：4月25日から5月31日  
愛知県，福岡県：5月12日から5月31日  
北海道，岡山県，広島県：5月16日から5月31日

20日 国内の死者が12,000人を超える

国内の累計感染者が70万人を超える

21日 厚生労働省がアストラゼネカ社・武田／モデルナ社の新型コロナワクチンを薬事承認

### 政府がまん延防止等重点措置の区域を8県に変更（5月23日適用）

期間：4月20日から6月13日  
埼玉県，千葉県，神奈川県：4月20日から5月31日  
岐阜県，三重県：5月9日から5月31日  
群馬県，石川県，熊本県：5月16日から6月13日

### 政府が緊急事態宣言の期間延長と区域を10都道府県に変更

期間：4月25日から6月20日  
東京都，京都府，大阪府，兵庫県：4月25日から6月20日  
愛知県，福岡県：5月12日から5月31日  
北海道，岡山県，広島県：5月16日から5月31日  
沖縄県：5月23日から6月20日

28日 政府がまん延防止等重点措置の期間を変更

期間：4月20日から6月20日  
埼玉県，千葉県，神奈川県：4月20日から6月20日  
岐阜県，三重県：5月9日から6月20日  
群馬県，石川県，熊本県：5月16日から6月13日

### 政府が緊急事態宣言の期間を延長

期間：4月25日から6月20日  
東京都，京都府，大阪府，兵庫県：4月25日から6月20日  
愛知県，福岡県：5月12日から6月20日  
北海道，岡山県，広島県：5月16日から6月20日  
沖縄県：5月23日から6月20日

31日 国内の死者が13,000人を超える

## 6月

1日 ファイザー社の新型コロナワクチンの接種対象を12歳以上に拡大

10日 政府がまん延防止等重点措置の区域を5県に変更（6月14日適用）

期間：4月20日から6月20日  
埼玉県，千葉県，神奈川県：4月20日から6月20日  
岐阜県，三重県：5月9日から6月20日

12日 国内の死者が14,000人を超える

14日 鹿児島県が県外等でのイベントに参加する学生等に対するPCR検査を実施（6月14日から9月30日）

17日 政府がまん延防止等重点措置の期間変更と区域を10都道府県に変更（6月21日適用）

期間：4月20日から7月11日  
埼玉県，千葉県，神奈川県：4月20日から7月11日  
北海道，東京都，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，福岡県：6月21日から7月11日

政府が緊急事態宣言の期間延長と区域を1県に変更

期間：4月25日から7月11日  
沖縄県：5月23日から7月11日

7月

2日 国内の累計感染者が80万人を超える

8日 世界全体の死者が400万人を超える

政府がまん延防止等重点措置の期間変更と区域を4府県に変更（7月12日適用）

期間：4月20日から8月22日  
埼玉県，千葉県，神奈川県：4月20日から8月22日  
大阪府：6月21日から8月22日

政府が緊急事態宣言の期間延長と区域を2都県に変更

期間：4月25日から8月22日  
沖縄県：5月23日から8月22日 東京都：7月12日から8月22日

15日 国内の死者が15,000人を超える

22日 鹿児島県が首都圏・関西圏からの往来者に対するPCR検査の促進（7月22日から9月30日）

内容：新型コロナウイルス感染症対策として，首都圏・関西圏から県内への感染流入を防止するため，羽田空港・伊丹空港におけるPCR検査の利用料金を軽減  
対象者：羽田空港及び伊丹空港発の鹿児島路線の搭乗者のうち希望される方  
軽減：「エクスプレスPCR検査」の利用料金について，通常7,900円を2,000円に軽減

- 23日 1年延期された東京2020オリンピックが開催（7月23日から8月8日）  
28日 国内で報告された1日当たりの感染者数が初の9,000人台に  
29日 国内で報告された1日当たりの感染者数が初の10,000人台に  
30日 国内の累計感染者が90万人を超える

**政府がまん延防止等重点措置の期間変更と区域を5道府県に変更（8月2日適用）**

期間：8月2日から8月31日  
北海道，石川県，京都府，兵庫県，福岡県：8月2日から8月31日

**政府が緊急事態宣言の期間延長と区域を6都府県に変更**

期間：4月25日から8月31日  
沖縄県：5月23日から8月31日 東京都：7月12日から8月31日  
埼玉県，千葉県，神奈川県，大阪府：8月2日から8月31日

- 31日 国内で報告された1日当たりの感染者数が初の12,000人台に

## 8月

- 3日 武田／モデルナ社の新型コロナワクチンの接種対象を12歳以上に拡大  
4日 国内で報告された1日当たりの感染者数が初の14,000人台に  
5日 世界全体の累計感染者が2億人を超える  
国内で報告された1日当たりの感染者数が初の15,000人台に

**政府がまん延防止等重点措置の区域を13道府県に変更**

期間：8月2日から8月31日  
北海道，石川県，京都府，兵庫県，福岡県：8月2日から8月31日  
福島県，茨城県，栃木県，群馬県，静岡県，愛知県，滋賀県，熊本県：8月8日から8月31日

- 7日 国内の累計感染者が100万人を超える  
12日 国内で報告された1日当たりの感染者数が初の19,000人台に

**鹿児島県が来県者等に対するPCR検査の受検促進（8月12日から9月30日）**

内 容：夏休みやお盆時期の帰省による人流増加が予想される中，本県の玄関口である，鹿児島空港や鹿児島中央駅において検査ブースを設置し，やむを得ず，県外から来県する方などを対象にPCR検査を実施  
対 象 者：1. 県外から帰県，来県する方 2. 県内に在住し，県内離島へ出発する方  
検査料金：2,000円

13日 国内で報告された1日当たりの感染者数が初の20,000人台に

17日 **政府がまん延防止等重点措置の期間変更と区域を16道府県に変更（8月20日適用）**

期間：8月2日から9月12日

北海道，石川県：8月2日から9月12日

福島県，愛知県，滋賀県，熊本県：8月8日から9月12日

宮城県，富山県，山梨県，岐阜県，三重県，岡山県，広島県，香川県，愛媛県，鹿児島県  
：8月20日から9月12日

**政府が緊急事態宣言の期間延長と区域を13都府県に変更**

期間：4月25日から9月12日

沖縄県：5月23日から9月12日 東京都：7月12日から9月12日

埼玉県，千葉県，神奈川県，大阪府：8月2日から9月12日

茨城県，栃木県，群馬県，静岡県，京都府，兵庫県，福岡県：8月20日から9月12日

19日 国内で報告された1日当たりの感染者数が初の25,000人台に

24日 東京2020パラリンピックが開催（8月24日から9月5日）

25日 三重国体・全国障害者スポーツ大会の中止を決定

**政府がまん延防止等重点措置の区域を12県に変更（8月27日適用）**

期間：8月2日から9月12日

石川県：8月2日から9月12日 福島県，熊本県：8月8日から9月12日

富山県，山梨県，香川県，愛媛県，鹿児島県：8月20日から9月12日

高知県，佐賀県，長崎県，宮崎県：8月27日から9月12日

**政府が緊急事態宣言の区域を21都道府県に変更**

期間：4月25日から9月12日

沖縄県：5月23日から9月12日 東京都：7月12日から9月12日

埼玉県，千葉県，神奈川県，大阪府：8月2日から9月12日

茨城県，栃木県，群馬県，静岡県，京都府，兵庫県，福岡県：8月20日から9月12日

北海道，宮城県，岐阜県，愛知県，三重県，滋賀県，岡山県，広島県：8月27日から9月12日

31日 国内の死者が16,000人を超える

## 9月

1日 国内の累計感染者が150万人を超える

9日 国内の累計感染者が160万人を超える

**政府がまん延防止等重点措置の期間変更と区域を8府県に変更（9月13日適用）**

期間：8月2日から9月30日

石川県：8月2日から9月30日 福島県，熊本県：8月8日から9月30日

香川県，鹿児島県：8月20日から9月30日 宮崎県：8月27日から9月30日

宮城県，岡山県：9月13日から9月30日

## 政府が緊急事態宣言の期間延長と区域を19都道府県に変更

期間：4月25日から9月30日  
沖縄県：5月23日から9月30日 東京都：7月12日から9月30日  
埼玉県，千葉県，神奈川県，大阪府：8月2日から9月30日  
茨城県，栃木県，群馬県，静岡県，京都府，兵庫県，福岡県：8月20日から9月30日  
北海道，岐阜県，愛知県，三重県，滋賀県，広島県：8月27日から9月30日

- 16日 国内の死者が17,000人を超える  
28日 政府がまん延防止等重点措置（8月2日から9月30日）の終了を決定  
政府が緊急事態宣言（4月25日から9月30日）の終了を決定

## 10月

- 3日 国内の累計感染者が170万人を超える  
13日 国内の死者が18,000人を超える

## 11月

- 1日 世界全体の死者が500万人を超える  
8日 世界全体の累計感染者が2億5,000万人を超える  
11日 厚生労働省がファイザー社の新型コロナワクチンの18歳以上に対する追加免疫について薬事承認  
26日 WHOが南アフリカで検出された新変異ウイルス「オミクロン株」を懸念される変異株に指定  
30日 オミクロン株感染者，日本初確認

## 12月

- 1日 医療従事者等を対象としたワクチンの3回目の追加接種が開始  
16日 厚生労働省が武田/モデルナ社の新型コロナワクチンの18歳以上に対する追加免疫について薬事承認

### 3 鹿児島市のうごき

#### 2021年（令和3年）

##### 1月

- 8日 第24回 鹿児島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（以下「対策本部会議」）
- ・緊急事態宣言の内容等について
  - ・新型コロナウイルス感染症の状況について
  - ・本市の対応について
- 市長のメッセージ発表（緊急事態宣言の発令にあたって）
- 22日 第25回 対策本部会議
- ・県の感染拡大の警戒基準の引き上げ等について
  - ・新型コロナウイルス感染症の状況について
- 市長のメッセージ発表（県による本市等の飲食店への時短要請にあたって）

##### 2月

- 5日 第26回 対策本部会議
- ・県の感染拡大の警戒基準の維持等について
  - ・新型コロナウイルス感染症の状況について
- 市長のメッセージ発表（10都府県を対象にした緊急事態宣言延長にあたって）

##### 3月

- 8日 新型コロナワクチンコールセンター開設

##### 4月

- 13日 新型コロナウイルスワクチン集団接種シミュレーションを実施
- 28日 市長のメッセージ発表（大型連休と4月25日からの緊急事態宣言発出に際し）

##### 5月

- 7日 第27回 対策本部会議
- ・県の感染拡大の警戒基準の引き上げ等について
  - ・新型コロナウイルス感染症の状況について
  - ・新型コロナウイルスワクチンの接種について
- 市長のメッセージ発表（大型連休中の感染状況を踏まえて）
- 10日 市長のメッセージ発表（新型コロナワクチン接種予約開始にあたって）
- 11日 新型コロナウイルスワクチン接種の予約開始

20日 第28回 対策本部会議

- ・県の感染拡大の警戒基準等について
- ・新型コロナウイルス感染症の状況について
- ・新型コロナウイルスワクチンの接種について

市長のメッセージ発表

(県と市が連携して飲食店等の営業時間短縮の協力要請(協力金)に取り組むにあたり)

26日 65歳以上の新型コロナウイルスワクチンの接種開始

## 6月

4日 第29回 対策本部会議

- ・県の感染拡大の警戒基準等について
- ・新型コロナウイルス感染症の状況について
- ・新型コロナウイルスワクチンの接種について

市長のメッセージ発表(飲食店に対する時短要請の再延長に際して)

17日 市長のメッセージ発表(飲食店に対する時短要請の終了に際して)

## 8月

5日 市長のメッセージ発表(夏休みとお盆に際して)

6日 第30回 対策本部会議

- ・県の感染拡大の警戒基準等について
- ・新型コロナウイルス感染症の状況について
- ・新型コロナウイルスワクチン接種について

12日 市長のメッセージ発表(急激な感染拡大に際して)

13日 第31回 対策本部会議

- ・県の感染拡大の警戒基準等について
- ・新型コロナウイルス感染症の状況について
- ・本市の所管施設の取扱いについて
- ・本市主催イベントの取扱いについて

19日 第32回 対策本部会議

- ・県のまん延防止等重点措置について
- ・新型コロナウイルス感染症の状況について
- ・本市の所管施設の取扱いについて
- ・本市主催イベントの取扱いについて

市長のメッセージ発表(過去最大の感染拡大に際して)



## 9月

10日 第33回 対策本部会議

- ・ 県のまん延防止等重点措置について
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況について
- ・ 新型コロナワクチン接種について
- ・ 本市の所管施設の取扱いについて
- ・ 本市主催イベントの取扱いについて

市長のメッセージ発表（まん延防止等重点措置の延長に際して）

## 4 鹿児島市議会のうごき

【令和3年 1月14日 議会運営委員会】

【令和3年 2月 9日 議会運営委員会】

【令和3年 4月28日 議会運営委員会】

【令和3年 8月26日 議会運営委員会】

【令和3年11月24日 議会運営委員会】

議会運営委員会において新型コロナウイルス感染症対策について協議し、市議会における感染防止並びに議員、事務局職員、当局及び報道関係者等から感染が確認された場合は、次のとおりとすることに決定した。

### 新型コロナウイルス感染症対策に係る決定事項

#### 1 感染防止策

- (1) 議場、委員会室、議員控室、事務室等の換気

会議の休憩時や審査の状況等に応じ適宜、換気を行う。

なお、本会議の質疑においては、次のとおり、概ね1時間ごとに15分程度の休憩を取ること  
を基本とし、再開時刻については、議長の休憩宣告後、議場において議会事務局長から連絡す  
る。

- ① 代表質疑（4人以上の会派）

各議員の1回目の質疑に対する答弁が終了した後

- ② 代表質疑（2人以上の少数会派）及び個人質疑

各議員の質疑が終了した後

- (2) 手指の衛生

議場や委員会室等への入場（室）前に、消毒液による手指の消毒を行う。

- (3) マスクの着用

議場、委員会室において、議員、事務局職員及び当局は、マスクを着用する。ただし、議場  
において議長及び発言する者は、この限りでない。なお、マスクは各自で調達すること。

また、傍聴者及び報道関係者に対しても、マスクの着用をお願いする。

- (4) 本会議、委員会への当局出席者等

- ① 本会議

当局は説明のため本会議に出席していることを踏まえ、原則として、当局提出議案の審議  
及び当局に関係のある議事日程について出席を願うこととし、出席者は次のとおりとする。

ア. 定例会

- a. 提案説明・議決のみの本会議

市長、副市長及び提出議案に係る局長等（教育長、各企業管理者及び各局長  
等）

b. 代表質疑・個人質疑のある本会議

市長、副市長及び答弁のある局部長等（教育長、代表監査委員、各企業管理者、各局長及び局庶務部長等）とし、質疑者ごとに入れ替えを行う。

イ. 臨時会

市長、副市長及び提出議案に係る局部長等

② 委員会

議案ごとに当局の入れ替えを行うほか、係長以下の出席は、連絡要員の1人に限る。

なお、委員及び当局出席者ともに、可能な範囲で席の間隔を空けて着席していただくこととする。

(5) 傍聴者数の制限等

傍聴の際は、席の間隔を空けて着席していただくこととし、傍聴者数については、本会議は概ね45人、委員会は概ね6人（議会運営委員会は4人）に制限する。

また、傍聴受付時に発熱や咳等の症状の有無を確認し、症状がある場合は傍聴を遠慮願う。

(6) 委員会におけるお茶出し

感染防止の観点から、お茶出しは休止し、マイボトル（水筒）等の持ち込みを認める。

## 2 感染確認時の対応

(1) 感染確認時の連絡等

議員及び事務局職員並びにその家族に感染が確認された場合、直ちに事務局へ連絡するとともに、保健所等の指示に従い行動する。また、当局及び報道関係者についても、連絡方をお願いする。

(2) 情報の公表

① 議員の感染が確認された場合、原則として市政記者クラブへの情報提供及び市議会ホームページへの掲載により公表を行うとともに、各議員及び当局へ情報提供する。

② 公表する情報は、原則として感染した議員の人数とする。

(3) 行動範囲の確認及び消毒

事務局において、行動範囲を確認の上、必要に応じ消毒等の措置を行う。

(4) 議会運営等の協議

会期日程の変更等、議会運営等の協議が必要な場合、その都度、議会運営委員会で協議する。

### 【令和3年1月8日 議員研修会】

（市政に関わる諸問題について、議員の理解を深め、政策提言や政策立案能力の向上に資することにより、議会機能の充実を図ることを目的）

演題：「新型コロナウイルス感染症の現状と今後の感染対策」

講師：鹿児島大学大学院医歯学総合研究科

教授 西 順一郎 氏

## 5 新型コロナウイルス感染症対策に係る鹿児島市の主な取り組み

### (1) 令和3年1月臨時議会補正予算関係（一般会計補正予算（第8号））

項目	補正予算額 (千円)	事業内容
新型コロナウイルス ワクチン接種事業	3,399,008	新型コロナウイルス感染症による重症者等の発生をできる限り減らし、感染症のまん延防止を図るため、予防接種法に基づき、厚生労働大臣の指示のもと市町村が実施主体となって予防接種を実施 ・接種時期：2月下旬頃～ ・接種費用：無料（市民の自己負担なし） ・接種場所：医療機関での個別接種及び集団接種

### (2) 令和3年2月議会補正予算関係（一般会計補正予算（第9号））

項目	補正予算額 (千円)	事業内容
クリエイティブ産業 創出拠点施設企画運 営事業	630	クリエイティブ産業創出拠点施設（マークメイザン）における新型コロナウイルス感染症の感染対策として、オンラインセミナーやオンライン会議に対応する環境を整えるとともに、密接回避の客席配置とするためのテレビモニター等を設置 ・オンライン配信やモニター設置等に必要な物品の購入
ソーホーかごしま管 理運営事業	347	ソーホーかごしまにおける新型コロナウイルス感染症の感染対策として、オンラインセミナーやオンライン会議に対応する環境を整えるとともに、密接回避の座席配置とするためのテレビモニター等を設置 ・オンライン配信やモニター設置等に必要な物品の購入
家賃支援金事業	228,477	県の感染拡大警報及び飲食店への営業時間短縮要請等に伴い、売上が減少し、固定費の家賃（地代含む）の負担が重くのしかかっている中小企業者等の事業継続を下支えするため、家賃支援金を追加給付 ・支援金額：支払賃料（月額）の1/2（上限：10万円）
タクシー事業者及び 自動車運転代行業者 支援金事業	30,815	県の感染拡大警報及び飲食店への営業時間短縮要請等に伴い、特に大きな影響を受けているタクシー事業者及び自動車運転代行業者の事業継続を下支えするため、支援金を給付 支援金額：1台あたり 40,000円 上 限：保有台数50台未満 200,000円 保有台数50台以上100台未満 300,000円 保有台数100台以上 500,000円

新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金造成事業	1,600	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りの円滑化を図るために実施する利子補給に要する経費に充てるため、鹿児島市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設置 ・同基金へ新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を積立
障害福祉サービス事業所等感染症対策支援事業	1,564	感染拡大・介護業務負担軽減等のためのロボット等の導入に係る経費を障害福祉サービス事業所等に補助
感染症対策事業 (小学校費)	46,800	小・中・高等学校が学校教育活動継続のための感染症対策を強化するための保健衛生用品等の購入に必要な経費を計上し、学校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校に配当する。 対象経費：学校における感染症対策等支援 児童生徒の学習保障支援
感染症対策事業 (中学校費)	22,800	
感染症対策事業 (高等学校費)	2,200	

(3) 令和3年度当初予算

新型コロナウイルス感染症対策関連 39事業+無料化 21億円

① 感染拡大の防止 17事業 11億円

(単位：千円)

番号	事業名	新規	拡充	予算額
1	行政デジタル化推進事業	○		874
2	相談等業務オンライン化推進事業	○		617
3	保育所等感染予防対策充実補助金	○		129,500
4	妊産婦寄り添い支援事業	○		91,920
5	地域子ども・子育て支援施設コロナ対策事業	○		26,120
6	障害福祉サービス事業所等感染症対策支援事業	○		70,800
7	感染症に強いまちづくり推進事業	○		452
8	電子図書館サービス導入事業	○		10,428
9	東京オリンピック・パラリンピック事前合宿受入等事業		○	6,278
10	婦人相談員設置事業		○	1,200
11	新生児・妊産婦訪問指導事業		○	300
12	感染症予防医療事業		○	732,745
13	夜間急病センター管理運営事業		○	1,088
14	施設整備事業（保健・急病センター）		○	2,629
15	交通事業に対する繰出し		○	5,221
16	船舶事業に対する繰出し		○	994
17	特殊勤務手当等（感染症防疫等手当ほか）			64,142

計 1,145,308

② 市民生活への支援 4事業 1億円 (単位：千円)

番号	事業名	新規	拡充	予算額
1	地域の飲食店子ども食堂プロジェクト補助金	○		4,500
2	育児応援金支給事業	○		3,805
3	母子健康手帳アプリ導入事業	○		516
4	生活困窮者自立支援事業		○	50,168
計				58,989

③ 事業継続への支援 4事業 7億円 (単位：千円)

番号	事業名	新規	拡充	予算額
1	プレミアムポイント事業	○		288,500
2	ECサイト・ホームページ導入等支援事業	○		20,228
3	雇用維持支援金事業	○		373,600
4	中小企業資金融資事業			2,314
計				684,642

④ 地域経済の活性化の機運づくり 14事業 2億円 (単位：千円)

番号	事業名	新規	拡充	予算額
1	県外観光客宿泊キャンペーン事業	○		92,000
2	かごしまワクワク体験推進事業	○		50,000
3	宿泊施設等新型コロナ対策支援補助金	○		37,800
4	宿泊施設新観光ビジネス支援補助金	○		20,000
5	海外観光客特性・ニーズ調査・対応事業	○		4,000
6	ユニバーサルツーリズム現況調査事業	○		4,000
7	コロナ対策関係者会議経費	○		364
8	かごしま移住支援・プロモーション事業		○	4,422
9	第4期観光未来戦略策定事業		○	4,706
10	鹿児島ユナイテッドFC活動支援事業		○	4,500
11	鹿児島市版DMO推進補助金		○	3,865
12	外国人観光客受入事業		○	3,300
13	鹿児島レブナイズ活動支援事業		○	1,250
14	商工業振興プラン推進事業		○	8,216
計				238,423

(歳入)

修学旅行誘致のための観光施設等利用料無料化

影響額 12,790千円

(4) 令和3年4月8日付け専決処分関係（一般会計補正予算（第1号））

No.	項目	補正予算額 (千円)	事業内容
1	子育て世帯生活支援 特別給付金 (ひとり親世帯分) 支給事業	555,421	低所得のひとり親世帯に対し、子育て世帯生活 支援特別給付金を支給 (児童1人につき5万円) 〔国10分の10〕

(5) 令和3年5月26日付け専決処分関係（一般会計補正予算（第2号））

No.	項目	補正予算額 (千円)	事業内容
1	新型コロナウイルス 感染症対策時短要請 協力金事業	327,538	県と本市が連携して、営業時間短縮の協力要請 に応じた飲食店に対し、協力金を支給 ・期間 5月24日～6月6日14日間 ・金額 店舗の事業規模に応じて決定 ・負担割合 国8：県1：市1
2	タクシー事業者及び 自動車運転代行業者 支援金事業	49,812	飲食店への営業時間短縮要請等により、特に大 きな影響を受けているタクシー事業者及び自動 車運転代行業者の事業継続を下支えするため、 本市独自の支援金を給付 支援金額：5台目まで1台あたり60,000円 6台目以降1台あたり10,000円 上 限：2,100,000円 申請期間：5月27日（木曜日）～6月30日（水曜日）
3	感染症予防啓発事業	4,020	事業所における感染症対策の取り組み促進のため、啓発用ポスターの作成・配布を通じて、感 染予防の実践を喚起 ・配布先 市内の各事業所 ・作成枚数 30,000枚
	合計	381,370	※財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金で措置

(6) 令和3年6月議会補正予算関係（一般会計補正予算（第3号））

項目	補正予算額 (千円)	事業内容
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給事業	593,422	低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外分）に対して子育て世帯生活支援特別給付金を支給 給付金額：児童一人当たり5万円
家賃支援金事業	325,940	県の感染拡大警報に伴う飲食店への営業時間短縮要請等に伴い、売上が減少し固定費の家賃（地代含む）の負担が重くのしかかっている中小企業者等の事業継続を下支えするため、家賃支援金を給付 支援金額：支払賃料（月額）の1/2 （上限：法人20万円，個人事業者10万円） 申請期間：7月15日（木）～10月31日（日）
ICT環境整備事業	313,629	GIGA スクール構想に基づく小・中学校の児童生徒1人1台端末の整備について、本市では令和2年度までに全体の90%の整備を行っており、残り10%分のタブレット端末の整備に係る経費を計上し、3年度内に端末の整備を完了する。 整備台数：4,950台
スクール・サポート・スタッフ配置事業	12,536	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、教室内の換気や消毒、保護者への連絡など学級担任等の補助を実施する、スクール・サポート・スタッフを配置 配置人数：25人 25学級以上の小・中学校など25校に各1人配置 配置期間：令和3年9月1日～令和4年3月31日
感染症対策事業（小）	46,800	新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、小・中・高等学校の学校教育活動継続のための感染症対策を更に強化するため、令和3年2月に補正予算措置された感染症対策事業について、国の追加募集に応じ、保健衛生用品等の購入に必要な経費を計上し、学校の実情に応じた対応をする。 対象経費：学校における感染症対策等支援 児童生徒の学習保障支援
感染症対策事業（中）	23,300	
感染症対策事業（高）	2,200	



(7) 令和3年6月議会補正予算関係（一般会計補正予算（第4号））

項目	補正予算額 (千円)	事業内容
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	229,242	総合支援資金等の特例貸付を利用できない世帯で一定の条件を満たす世帯に対し、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給 支援金額：単身世帯：6万円，2人世帯：8万円，3人以上：10万円 ※月額 申請期間：7月1日（木）～8月31日（火） 支給期間：3か月
新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金事業	327,538	県による営業時間短縮要請の再延長に伴い，要請に応じた事業者に対して，県と連携し，協力金を支給 営業時間短縮の要請期間：6月7日～6月20日 協力金の額：店舗の事業規模に応じて決定
タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金事業	24,854	県の感染拡大警報に伴う営業時間短縮要請の再延長に伴い，引き続き特に大きな影響を受けているタクシー事業者及び自動車運転代行業者の事業継続を下支えするため，支援金の追加給付を行う 支援金額：5台目まで1台あたり30,000円 6台目以降1台あたり5,000円 上限：1,050,000円 申請期間：7月1日（木曜日）～7月31日（土曜日）

(8) 令和3年8月10日付け専決処分（一般会計補正予算（第5号））

No.	項目	補正予算額 (千円)	事業内容
1	タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金事業	21,385	飲食店への営業時間短縮要請（8月9日～8月22日）により，特に大きな影響を受けているタクシー事業者及び自動車運転代行業者の事業継続を下支えするため，本市独自の支援金を給付 支援金額：5台目まで1台あたり30,000円 6台目以降1台あたり5,000円 上限：1,050,000円 申請期間：8月16日（月曜日）～9月19日（日曜日）

(9) 令和3年8月23日付け専決処分（一般会計補正予算（第6号））

No.	項目	補正予算額 (千円)	事業内容
1	タクシー事業者及び 自動車運転代行業者 支援金事業	35,944	まん延防止等重点措置、飲食店への営業時間短縮要請等の延長（9月23日～9月12日）により、特に大きな影響を受けているタクシー事業者及び自動車運転代行業者の事業継続を下支えするため、本市独自の支援金を給付 支援金額：5台目まで1台あたり45,000円 6台目以降1台あたり7,500円 上 限：1,575,000円 申請期間：8月30日（月曜日）～10月3日（日曜日）

(10) 令和3年9月議会補正予算関係（一般会計補正予算（第7号））

項目	補正予算額 (千円)	事業内容
かごしま移住支援・ プロモーション事業	8,658	本市への移住を促進するため、県外から本市への移住世帯に対し、奨励金を交付
雇用維持支援金事業	483,980	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業等における従業員の雇用維持を図るため、国の雇用調整助成金と協調して市独自の支援金を支給 支援金額：雇用調整助成金等の支給決定額の15% 申請期間： 第4期 令和3年7月1日(木)～10月31日(日) 第5期 令和3年10月1日(金)～令和4年2月28日(月)
修学旅行誘致事業	3,000	本市を新たな旅行先として選定してもらうため、新規の修学旅行を誘致した旅行会社に対し補助金を交付 補助金額：市内宿泊施設に宿泊した児童・生徒及び教員の人数×500円（上限10万円）
稼ぐ観光パワーアップ 実証実験事業	45,703	本市観光のメインである桜島・錦江湾を検証エリアとして、コロナ後における観光の再生に向けた稼ぐ力を強化するため、観光アプリを活用した地域マーケティングの実証実験・モニターツアー等による高付加価値コンテンツ造成の実証実験を行う

<b>家賃支援金事業</b>	313,718	全国的な新型コロナウイルス感染拡大，県による営業時間短縮要請（8/6, 8/18, 9/9要請分）等に伴い，売上が減少し，家賃の負担が重くなっている中小企業者等の事業継続を支援するため，家賃支援金の追加給付等を行う 支援金額：支払賃料（月額）の1/2 （上限：法人20万円，個人事業者10万円） 申請期間：9月29日（水）～令和4年1月31日（月） ※第2期創設に合せ，第1期の申請期限を11月30日（火）まで延期
----------------	---------	---

(11) 令和3年9月議会補正予算関係（一般会計補正予算（第8号））

項目	補正予算額 (千円)	事業内容
<b>タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金事業</b>	30,745	まん延防止等重点措置，営業時間短縮要請の延長に伴い，引き続き大きな影響を受けているタクシー事業者及び自動車運転代行業者の事業継続を下支えするため，支援金の追加給付を行う 支援金額：5台目まで1台あたり38,500円 6台目以降1台あたり6,400円 上 限：1,350,000円 申請期間：9月29日（水曜日）～11月30日（火曜日）

(12) 令和3年12月議会補正予算関係（一般会計補正予算（第9号））

項目	補正予算額 (千円)	事業内容
<b>路線バス事業維持支援補助金</b>	6,550	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中，利用者の減少などが続く民間の路線バス事業者に対し，補助金を交付し，感染拡大防止の徹底及び路線バス事業の維持を図る。 支援内容：本市域内の営業所に配置する路線バス事業用車両1台につき5万円（上限300万円） （参考）路線バス事業用車両：路線定期運行を行うバスのうち，定期観光バス等以外の一般バス
<b>新型コロナウイルスワクチン接種事業</b>	1,896,259	2回目接種が終了した者への追加（3回目）接種に必要な体制確保 追加接種：12月1日～

(13) 令和3年12月議会補正予算関係（一般会計補正予算（第10号））

項目	補正予算額 (千円)	事業内容
子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）事業	4,227,425	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、臨時特別の給付金を支給する 支給対象者：対象児童を養育する児童手当受給者または主たる生計維持者等 対象児童： ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童 ②令和3年9月1日以降令和4年3月31日までに生まれた児童 ※特例給付の支給対象となる児童を除く 支給額：児童一人あたり5万円

(14) 令和3年12月議会補正予算関係（一般会計補正予算（第11号））

項目	補正予算額 (千円)	事業内容
子育て世帯への臨時特別給付事業	4,160,000	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、臨時特別の給付金（5万円）を、先行給付（5万円）とあわせて現金で一括支給する 支給対象者：対象児童を養育する児童手当受給者または主たる生計維持者等 対象児童： ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童 ②令和3年9月1日以降令和4年3月31日までに生まれた児童 ※特例給付の支給対象となる児童を除く 支給額：児童一人あたり5万円（先行給付金とあわせて、計10万円を現金支給）

(15) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

令和2年度に創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生を図ることを目的としています。

本交付金は、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できるよう、コロナ対応のための取組である限り、各自治体の判断により活用することができます。

【令和2年度2月補正予算】

No	事業名	予算額（千円）
1	タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金事業	30,815
2	鹿児島市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金造成事業	1,600
3	クリエイティブ産業創出拠点施設企画運営事業	630
4	ソーホーかごしま管理運営事業	347
5	家賃支援金事業	228,477

【令和3年度当初予算】

No	事業名	予算額（千円）
1	相談等業務オンライン化推進事業	617
2	行政デジタル化推進事業	874
3	かごしま移住支援・プロモーション事業	4,422
4	船舶事業に対する繰出し	994
5	交通事業に対する繰出し	5,221
6	特殊勤務手当等（感染症防疫等手当ほか）	64,142
7	感染症に強いまちづくり推進事業	452
8	夜間急病センター管理運営事業	1,088
9	施設整備事業（保健・急病センター）	2,629
10	地域子ども・子育て支援施設コロナ対策事業	1,800
11	地域の飲食店子ども食堂プロジェクト補助金	4,500
12	母子健康手帳アプリ導入事業	516
13	育児応援金支給事業	3,805
14	商工業振興プラン推進事業	8,216
15	プレミアムポイント事業	288,500
16	ECサイト・ホームページ導入等支援事業	20,228
17	雇用維持支援金事業	373,600
18	宿泊施設等新型コロナ対策支援補助金	37,800
19	県外観光客宿泊キャンペーン事業	92,000
20	宿泊施設新観光ビジネス支援補助金	20,000
21	第4期観光未来戦略策定事業	4,706
22	外国人観光客受入事業	3,300
23	海外観光客特性・ニーズ調査・対応事業	4,000
24	鹿児島市版DMO推進補助金	3,865

25	かごしまワクワク体験推進事業	50,000
26	ユニバーサルツーリズム現況調査事業	4,000
27	鹿児島レブナイズ活動支援事業	1,250
28	鹿児島ユナイテッドFC活動支援事業	4,500
29	電子図書館サービス導入事業	10,428
30	修学旅行誘致のための観光施設等利用料無料化	12,790

【令和3年5月26日付け専決処分】

No	事業名	予算額（千円）
31	感染症予防啓発事業	4,020
32	新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金事業	327,538
33	タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金事業	49,812

【令和3年度6月補正予算】

No	事業名	予算額（千円）
34	家賃支援金事業	325,940
35	ICT環境整備事業	313,629
36	スクール・サポート・スタッフ配置事業	12,536
37	新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金事業	327,538
38	タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金事業	24,854

【令和3年度9月補正予算】

No	事業名	予算額（千円）
39	雇用維持支援金事業	483,980
40	家賃支援金事業	313,718

## 【関連資料】

### 1 本市の感染状況

鹿児島市保健所管内における陽性者数（令和3年1月～12月）

日付	陽性者数											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1日	0	2	0	6	21	19	3	16	36	0	0	0
2日	12	2	0	8	16	12	4	30	52	0	1	0
3日	3	1	0	8	20	11	5	24	30	1	0	0
4日	8	4	0	7	16	6	2	40	30	1	0	0
5日	17	7	0	2	19	5	1	57	16	2	0	0
6日	19	2	0	13	43	4	10	41	23	4	0	0
7日	13	4	0	6	29	3	6	79	28	3	0	0
8日	20	3	0	5	29	5	8	47	27	4	0	0
9日	6	1	0	4	17	3	3	58	26	0	0	0
10日	3	2	0	2	18	4	3	63	23	0	0	0
11日	4	16	0	2	30	13	1	84	19	1	0	0
12日	10	7	0	2	15	12	1	94	8	5	0	0
13日	5	6	1	2	17	8	2	85	13	2	0	0
14日	7	2	0	7	14	7	8	75	17	0	0	0
15日	14	4	1	3	16	7	9	88	13	1	0	0
16日	11	2	1	5	15	2	5	114	6	0	0	0
17日	4	1	0	3	14	7	4	104	6	0	0	0
18日	4	1	1	5	17	5	2	148	6	1	0	0
19日	11	0	3	3	19	2	2	132	3	0	0	0
20日	15	1	5	2	17	2	4	121	0	0	0	0
21日	9	0	0	2	13	1	8	98	0	0	0	0
22日	10	5	0	7	6	3	7	79	1	0	0	0
23日	7	1	0	9	7	0	4	92	1	0	0	0
24日	8	3	1	11	11	1	17	144	0	0	0	0
25日	13	0	14	9	13	3	9	106	3	0	0	0
26日	6	0	9	6	13	1	8	78	2	0	0	0
27日	11	0	13	10	13	2	13	85	3	0	0	0
28日	6	0	4	9	10	2	13	77	0	0	0	0
29日	10	—	3	13	12	4	11	31	0	0	0	1
30日	11	—	2	32	7	1	10	36	1	0	0	0
31日	8	—	1	—	11	—	15	45	—	0	—	0
月合計	285	77	59	203	518	155	198	2,371	393	25	1	1
累計	734	811	870	1,073	1,591	1,746	1,944	4,315	4,708	4,733	4,734	4,735

## 2 市長メッセージ

【令和3年1月8日，22日】

【令和3年2月5日】

【令和3年4月28日】

【令和3年5月7日，10日，20日】

【令和3年6月4日，17日】

【令和3年8月5日，12日，19日】

【令和3年9月10日】

### (1) 1月22日発表のメッセージ（県による本市等の飲食店への時短要請にあたって）

【市長メッセージにおける市民の皆様への主なお願い】

- ①店舗の短時間利用と店舗の対策への協力を。
- ②マスク着用，こまめな手洗い，「3密」回避や大声を出さないなどの基本的対策の徹底を。
- ③発熱や体調の不安時は早急に近くのかかりつけ医への相談・受診を。

【市長メッセージ全文】

県は，本日，県内の新型コロナウイルス感染症の感染が急増しているとして，警戒基準をステージ3に引き上げるとともに感染拡大警報を発令し，あわせて本市を含む5市の飲食店に対し営業時間を夜9時までとする要請を行いました。

ステージ3は，感染者が急増し医療提供体制の支障を避けるための対応が必要な状況を指しますが，現に今月20日には県の1日の新規感染者数がこれまでにない59人にもものほり，また本市の今月の新規感染者数も既に195人と過去最多となっています。

さらに，県内，市内において複数のクラスターが発生し，重症化しやすい高齢の方の感染も見受けられる中，県内の病床占有率は上昇を続けており，今後このままでは，救急医療はもとより一般診療の確保にも支障をきたす事態が強く懸念されます。

そのような事態を避け，一日も早く現在の感染拡大の状況を減少に転じさせるためには，市民の皆様お一人おひとりのより一層の感染対策が必要であります。

ここで飲食店の時短要請に関連し，申し上げたいことがあります。

飲食店の皆様は，既に大変な状況にあることは存じておりますが，市民の接触機会の低減のため，営業時間の午後9時までの短縮へのご理解と，業種別ガイドラインの徹底をぜひともお願いいたします。

市民の皆様におかれましても，接触を減らす観点から，店舗の利用は短時間にするとともに，店舗が実施する感染対策にも必ずご協力をお願いいたします。

そして，改めて市民の皆様お一人おひとりをお願いです。



新型コロナウイルス感染症には、マスクの着用、こまめな手洗い、三つの密や大声を出さないなどの基本的な感染防止対策が重要です。

日常のあらゆる場面で、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。もし発熱や体調に不安を感じるがありましたら、直ちにお近くのかかりつけ医への相談や受診をお願いいたします。

本市におきましても、県と緊密な連携を図りながら、市民、事業者、そして医療機関等の皆様と一致団結のもと、感染拡大の防止と市民の皆様の安心で安全な生活のために、全力で取り組んでまいります。

この感染拡大を抑え、そして一日も早くコロナを乗り越え、そして日常を取り戻すためにも、市民の皆さん一人おひとりの感染防止対策の徹底をぜひともお願いいたします。

## (2) 5月10日発表のメッセージ（新型コロナワクチン接種予約開始にあたって）

### 【市長メッセージにおける主なお願い】

明日、5月11日（火曜日）から新型コロナワクチンの接種予約が開始します。

接種予約を開始するにあたっては、十分な量のワクチンを確保できており、市内の医療機関のご協力のもと、十分な量の予約枠を確保できています。慌てなくても予約は必ず取れます。

予約開始直後は、電話が通じにくいかもしれませんので、24時間受付可能なインターネットの予約システムでの予約をお願いします。混雑緩和のため、皆様のご協力をお願いします。

### 【市長メッセージ全文】

新型コロナワクチンの接種スケジュールですが、75歳以上の高齢者（約8万6千人を対象に、4月16日に接種券を発送し、明日5月11日（火曜日）から予約を開始、5月26日（水曜日）に接種を開始します。（65歳～74歳の方は、5月24日以降に接種券を送付します。）

予約方法は、どなたでも接種を受けられる医療機関「A」につきましては、スマホやパソコンから予約システムを使って24時間受付可能な予約と、コールセンターに電話をかけて、コールセンターが代行で予約をする2つの方法があります。

また、かかりつけの患者様のみ接種を受けられる医療機関「B」につきましては、医療機関へ直接電話をかけて、予約をしていただきます。

予約の受付体制ですが、まずは、現在20～30回線で運営しているコールセンターの回線数を、2倍の約70回線に増強します。

また、予約システムは、複数の市で同じシステムを使用しており、他都市で発生したトラブルを踏まえながら、システム改修やサーバ増強を行ってきたところです。

ワクチン接種数ですが、ワクチン自体は5月23日（水曜日）までに約12万回分、以後順次納入されます。また、接種ペースは、週あたり約2万回以上を見込み、6月末までに約9万回、7月末までに約9万回、合計18万回分の予約枠を確保できます。

今回、優先接種の対象となる75歳以上の高齢者が、仮に全員2回ずつ接種を希望したとしても、予約枠は17万2千回を上回る計算となっています。

接種予約を開始するにあたっては、十分な量のワクチンを確保できています。また、市内の医療機関のご協力のもと、十分な量の予約枠を確保できています。

接種予約開始に当たって、予約は5月11日(火曜日)から、中断することなく、毎日受け付けます。また、予約枠は、1日経過するごとに1日分延長されるシステムになっています。

慌てなくても予約は必ず取れます。

予約開始直後は、電話が通じにくいかもしれませんが、ご家族やお知り合いの方をお願いして、24時間受付可能なインターネットの予約システムでの予約をお願いします。

混雑緩和のため、皆様のご協力をお願いします。

### (3) 8月19日発表のメッセージ (過去最大の感染拡大に際して)

8月17日(火曜日)、国は鹿児島県に対し、まん延防止等重点措置の適用を決定し、本市は8月20日(金曜日)から措置区域となりました。

本市においては、急激な感染拡大により、医療提供体制が逼迫しており、極めて危機的な状況で、このままでは医療提供体制が崩壊しかねない状況にあります。このような中、日夜感染者の対応にあたっていただいている医療従事者の皆さまをはじめ、関係機関の皆さまに感謝申し上げます。

市立病院においてはコロナ対応の入院病床を増床するなど、市としても医療体制の確保のために最大限の努力を行っております。

市民の命を守るため、市として、できる限りの対応を進めておりますが、皆さん一人ひとりの行動が一番重要です。自分と大切な人の命を守る行動をお願いいたします。

今月12日にも、急激な感染拡大に際して、市民の皆さまへ、私からメッセージを発信させていただきましたが、この危機的状況ともいえる現在の感染状況を踏まえて、改めて、市民の皆さんへ、「自分と大切な人の命を守る行動」を強くお願いいたします。

## 3 業務量が増加した職場への負担軽減の取り組み

新型コロナウイルス感染症の対応で業務量が増加した保健部内の職場については、他部署からの職員の併任や全庁的な応援体制を組むなどして体制強化を図ったところであり、令和3年8月には新型コロナウイルス感染症対策室及び感染症対策課に最大25人の職員の併任を行った。

## 4 鹿児島市 新型コロナウイルス感染症対策 支援・相談事業一覧

令和3年12月20日時点

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
市民向け	給付・助成等	子育て世帯への臨時特別給付	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、臨時特別の給付金を支給</p> <p>【対象者】 下記(1)(2)を養育する児童手当受給者または主たる生計維持者等 (1) 令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童 (2) 令和3年9月1日以降令和4年3月31日までに生まれた児童 ※高校生相当については、国の補正予算成立後、別途、予算措置を行い対応する。</p> <p>【支給額】 児童1人当たり一律10万円</p> <p>【申請について】 (1)のうち公務員世帯以外は申請不要 (1)のうち公務員世帯、(2)は後日案内</p>	国	■市こども福祉課児童給付係 216-1261
		子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	<p>収入減少の中で子育ても担うひとり親世帯の生活を支援するため給付金を支給</p> <p>【対象者】 (1) 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方 (2) 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方</p> <p>【支給額】 児童1人当たり一律5万円</p> <p>【申請期間】 (2)、(3)は令和3年5月17日～4年2月28日 ※(1)は申請不要</p>	国	■市こども福祉課家庭福祉係 216-1260

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
市 民 向 け	給 付 ・ 助 成 等	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）	<p>収入減少の中で子育ても担うひとり親世帯以外の生活を支援するため給付金を支給</p> <p>【対象者】</p> <p>(1) 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けており、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方</p> <p>(2) 18歳までの子（障害児については20歳未満。令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象とする。）の養育者で、以下のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度分の住民税均等割が非課税の方</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、住民税非課税と同様の事情にあると認められる方(家計急変者)</li> </ul> <p>【支給額】</p> <p>児童1人当たり一律5万円</p> <p>※ひとり親世帯分給付金を受給した児童分は対象外</p> <p>【申請期間】</p> <p>(2)は令和3年7月15日～4年2月28日</p> <p>※(1)は申請不要</p>	国	■市こども福祉課児童給付係 216-1261
		住居確保給付金	<p>【概要】</p> <p>離職またはやむを得ない休業等により、経済的に困窮し、住居を喪失した者または失うおそれがあり、収入、預貯金等の条件に合致する者等に対して、家賃相当額を原則3ヶ月、最大9ヶ月支給する。</p> <p>※特例措置として、支給期間終了者に対し、解雇以外の離職や休業に伴う収入減少等の場合でも再支給が可能（3ヶ月に限る）特例期間：令和4年3月31日まで</p> <p>【支給上限額】</p> <p>単身世帯 31,600円</p> <p>2人世帯 38,000円</p> <p>3～5人世帯 41,100円</p> <p>【支給方法】</p> <p>市より家主等の金融機関口座に直接支給する。</p> <p>【申込方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口受付</li> <li>・郵送受付</li> </ul>	国	■生活自立支援センター 803-9521

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
市民向け	給付・助成等	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して支援金を支給。</p> <p>【支給上限月額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年10月～令和3年4月休業分:11,000円</li> <li>令和3年5月～12月休業分:9,900円</li> </ul> <p>【申請期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年10月～令和3年9月休業分 令和3年12月31日まで</li> <li>令和3年10月～11月休業分 令和4年2月28日まで</li> <li>令和3年12月休業分 令和4年3月31日まで</li> </ul> <p>・令和2年4～9月休業分であっても、一部の対象者に対しては、申請を受け付ける場合あり</p> <p>※大企業の一部の非正規雇用労働者も対象</p>	国	<p>■厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター</p> <p>0120-221-276</p>
		新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯等に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護への受給へつなげるために支援金を支給する。</p> <p>【対象者】</p> <p>社会福祉協議会の総合支援資金の貸付を終了した世帯、再貸付で不承認となった世帯で、以下の要件を全て満たす世帯（生活保護受給世帯を除く）</p> <p>【収入、資産及び求職活動等要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12と生活保護の住宅扶助を超えないこと。</li> <li>②世帯の預貯金の合計が①の収入要件の6か月分（かつ100万円）を超えないこと。</li> <li>③公共職業安定所に求職の申込を行うか、または生活保護の申請を行うこと。</li> </ol> <p>【支給額】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①単身世帯 月額6万円</li> <li>②2人世帯 月額8万円</li> <li>③3人以上世帯 月額10万円</li> </ol> <p>【申請受付及び支給期間】</p> <p>申請受付：令和3年7月1日～4年3月31日 支給期間：3か月</p>	国	<p>■新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申込受付窓口</p> <p>216-6200</p>
		(国民健康保険) 傷病手当金	<p>新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染が疑われる方で、その療養のために労務に服することができなかった国保加入者の被用者に傷病手当金を支給</p>	市	<p>■国民健康保険課給付係</p> <p>216-1228</p>
		(後期高齢者医療保険) 傷病手当金	<p>新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染が疑われる方で、その療養のために労務に服することができなかった被保険者に傷病手当金を支給</p>	その他	<p>■鹿児島県後期高齢者医療広域連合</p> <p>206-1398</p> <p>■長寿支援課後期高齢者医療係</p> <p>216-1268</p>

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
市民向け	給付・助成等	国民健康保険の被保険者資格証明書の取扱い	発熱等の症状のある患者が新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関及び診療・検査医療機関において交付された処方せんに基づき療養給付を行う保険薬局を受診する場合、または新型コロナウイルス感染症患者が医療機関を受診(訪問診療、往診を含む。)される場合は、国民健康保険の被保険者資格証明書を提示することで、通常の被保険者証と同様の窓口負担割合(3割または2割)で受診可能	市	■国民健康保険課納税係 216-1230
		就学援助制度	経済的理由により就学困難な児童又は生徒の教育機会の確保を目的として、学用品、給食費等を支援 ※新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、今年家計が急変した世帯で、昨年と比較して大幅な減収が確認できる場合も審査対象  【対象者】 市立小・中学校等に在籍する児童生徒の保護者 ※申請は各学校へ	市	■教育委員会総務課財務係 227-1922
	貸付	生活福祉資金(特例貸付) ①緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、貸付を行う 【申込方法】 ・窓口受付(電話予約が必要) ・郵送受付 【貸付上限額】 ・20万円以内	民間	■鹿児島市社会福祉協議会 相談予約専用ダイヤル 210-7105 ■鹿児島市社会福祉協議会 市役所分室 223-0704 ■厚生労働省コールセンター 0120-46-1999
		生活福祉資金(特例貸付) ②総合支援資金(生活支援費)	生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行う。 【申込方法】 ・窓口受付(電話予約が必要) ・郵送受付 【貸付上限額】 ・(二人以上)月20万円以内 ・(単身)月15万円以内 ※貸付期間 3か月(特例により延長あり)	民間	■鹿児島市社会福祉協議会 相談予約専用ダイヤル 210-7105 ■鹿児島市社会福祉協議会 市役所分室 223-0704 ■厚生労働省コールセンター 0120-46-1999
	支払の猶予・減免	税の猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、税を一時に納付することができない場合は、徴収や換価の猶予	国・県・市	(国税) ■鹿児島税務署 255-8111 (県税) ■鹿児島県地域振興局 自動車税関係 805-7246 それ以外 805-7242 (市税) ■市納税課 216-1191~1194 ほか各支所税務課
		国民年金保険料免除等の臨時特例	新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な場合は、一定の要件を満たせば、国民年金保険料の納付を免除又は猶予	国	■ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004 ■鹿児島北年金事務所 225-5311 ■市国民年金課 216-1224 ほか各支所国民年金担当係

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
市民向け	支払の猶予・減免	国民健康保険税の猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、国保税を一時に納付することができない場合は、徴収や換価を猶予	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国民健康保険課納税係 216-1230</li> <li>■ 谷山支所市民課国民健康保険係 269-8414</li> <li>■ 吉田支所、桜島支所、喜入支所、松元支所、郡山支所の市民係</li> </ul>
		後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予	事業又は業務の休廃止、失業、長期入院等で収入が著しく減少した場合は、減免、徴収猶予	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 206-1398</li> <li>■ 市長寿支援課後期高齢者医療係 216-1268</li> </ul>
		後期高齢者医療一部負担金の減免	世帯主が、事業又は業務の休廃止、失業、長期入院等で収入が著しく減少し、住民税が減免、又は、非課税等で収入が低い方の場合、減免	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 206-1398</li> <li>■ 市長寿支援課後期高齢者医療係 216-1268</li> </ul>
		介護保険料の減免、徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の収入の減少が見込まれる場合など介護保険料の納付が困難な場合は、減免、徴収猶予 【減免基準】 (1) 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 (2) 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の①と②に該当する第1号被保険者 ① 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 ② 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること。  ※減免申請受付期限：令和4年3月31日まで	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 介護保険課保険料係 216-1279</li> </ul>
		市営住宅等家賃減免	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく低下した市営住宅等の入居者について、家賃減免 ※申請日当月分家賃から適用	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ (公財) 鹿児島県住宅・建築総合センター 808-7502</li> </ul>
		国民健康保険税の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の収入の減少が見込まれる場合など国保税の納付が困難なときに、国保税を減免するもの (1) 保険税の納税義務者が死亡し又は重篤な傷病を負ったこと (2) 保険税の納税義務者の事業収入等の減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当すること ① 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること ② 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること ③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。  ※減免の申請期限は令和4年3月31日となります	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国民健康保険課賦課係 216-1229</li> <li>■ 谷山支所市民課国民健康保険係 269-8414</li> </ul>

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
市民向け	支払の猶予・減免	水道料金及び下水道使用料の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で水道料金及び下水道使用料の支払が困難な場合、猶予等について相談に応じる	市	■水道局お客様料金センター 812-6171
		奨学資金（奨学金・入学一時金）の返還に関する相談	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、離職や収入激減した場合等、家計が急変した方で、返還が困難な場合、返還について相談（猶予等）に応じる。	市	■教育委員会総務課 227-1992
		母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合は、償還金の支払を猶予（猶予期間は1年以内）	市	■こども福祉課家庭福祉係 216-1260
		児童クラブ保護者負担金の減額	前年の世帯合計所得が600万円以下であり、失業等により1年間の世帯合計所得が市町村民税非課税世帯の水準となる見込みである世帯の、当該年度の児童クラブ保護者負担金を減額する	市	■こども政策課放課後児童育成係 216-1259
	相談	新型コロナウイルス感染症相談窓口（コロナ相談かごしま）	新型コロナウイルス感染症に関する様々な問合せに対し、一元的に対応する相談窓口を設置（受診に関する相談は受診・相談センターで対応）  【内容】 ・24時間対応 ・外国語（7か国語）対応	県	■新型コロナウイルス感染症相談窓口（コロナ相談かごしま） 833-3221
		受診・相談センター	保健所内に、相談窓口を設置し、医療機関等の案内を行う。	市	■受診・相談センター 216-1517
		妊産婦のための受診・相談センター	妊産婦からの相談内容に応じて、受診・相談センターと連携を図りながら、産科医療機関との調整、医療機関等の案内を行う。	市	■母子保健課 216-1485 ■受診・相談センター 216-1517
		心のケア相談	新型コロナウイルス感染症に関する心のケア相談 電話または来所相談（来所相談は要予約） ・電話 218-4755（平日 8時30分～17時） ・専用電話 070-7664-5152 （平日、土日・祝日 9時～16時まで、年末年始（12/31～1/3）除く）	県	■県精神保健福祉センター 218-4755
		特別労働相談窓口	新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業に関する相談	国	■鹿児島労働局雇用環境・均等室 223-8239 ■鹿児島労働基準監督署 803-9637 ■ハローワークかごしま 250-6090
		新卒者内定取消等特別相談窓口	新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消し・入職時期繰下げに関する相談	国	■鹿児島新卒応援ハローワーク 224-3433
		派遣労働者相談窓口	新型コロナウイルス感染拡大等に伴う労働者派遣契約の解除等に関する相談	国	■鹿児島労働局需給調整事業室 803-7111



対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
市民向け	相談	小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口	企業に「小学校休業等対応助成金」を利用してもらいたい等の、労働者の方からの相談  ※「小学校休業等対応助成金」とは、新型コロナウイルスによる小学校等（保育所等を含む）の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成する制度。企業にこの助成金を利用してもらいたい等、労働者からの相談内容に応じて企業への特別休暇制度導入、助成金の活用の働きかけ等を行う。	国	■鹿児島労働局雇用環境・均等室 223-8239
		DV相談+（プラス） （DV相談体制の拡充）	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化が懸念されることから、緊急的に実施する。 【内容】 ・24時間電話相談 ・SNS相談、メール相談 ・同行支援、保護、緊急の宿泊提供	国	■24時間電話相談 0120-279-889
		人権に関する相談	不当な差別、いじめ、暴力に関する相談	国	■みんなの人権110番 0570-003-110
				国	■子ども人権110番 0120-007-110
				国	■女性の人権ホットライン 0570-070-810
				国	■外国人権相談ダイヤル 0570-090-911
				県	■新型コロナウイルス感染症にかかると人権相談窓口 203-0544
		市	学校でのいじめ等に関する相談	市	■教育相談室 教育全般：226-1345 いじめ相談：224-1179
		市	児童虐待や夫からの暴力に関する相談	市	■こども支援室 家庭児童相談：216-1262 ■こども福祉課 女性相談：216-1263
		市	配偶者やパートナーからの暴力などに関する相談	市	■男女共同参画推進課 813-0853
市	高齢者虐待に関する相談	市	■長寿あんしん課認知症支援係 808-2805		
市	障害者虐待に関する相談	市	■障害者虐待防止センター 226-1216 ■障害福祉課ゆうあい係 216-1272		

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
市民向け	相談	生活困窮者自立相談支援	生活の困りごとや不安を抱えている方の相談を支援員が受け、生活の状況と課題を分析し、関係する部署や機関と連携しながら解決に向けて支援する。	国	■生活自立支援センター 803-9521
		生活保護制度	病気や身体の障害、思いがけない事故等様々な事情により真に生活に困ったすべての国民に対し、国が困窮に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を目的とした制度。	国	■市保護第一課 相談窓口 216-1495、216-1281 ■市谷山福祉部保護課生活支援係 269-2147 ■市伊敷福祉課保護係 229-2112 ■市吉野福祉課保護係 244-7380
		在留外国人ヘルプデスク	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて勤務先の経営状況が悪化したこと等により、就労先がなくなるなど、生活に困っている技能実習生をはじめとする在留外国人からの相談に対応。	国	■外国人在留支援センター (FRESC) 0120-76-2029
		外国人総合相談窓口	県内にお住まいの外国人の方からの生活相談などに対応し、多言語での情報提供や相談を実施する。	県	■外国人総合相談窓口 070-7662-4541
		多言語相談窓口	日本に居住・滞在する外国人の不安・相談に対応し、適切な情報を提供する。	民間	■AMDIA国際医療情報センター 03-6233-9266
	外国人住民の方々への新型コロナワクチン接種予約サポート	外国人住民の方々を対象に新型コロナワクチンの接種予約のサポートを実施する。 【対象】 鹿児島市から接種券が送付されており、予約が可能となった方 【相談時間】 午前9時～午後5時 ※休館日：月曜日（休日の場合、翌平日）、 12月29日～1月3日 【場所】 鹿児島市国際交流センター（加治屋町19-18） （電話番号226-5931） 【対応言語】 英語、中国語、韓国語等 【予約に必要なもの】 鹿児島市から送付された接種券、スマートフォン・パソコン等	市	■鹿児島市国際交流センター 226-5931	
	その他	離職退去者への市営住宅等の提供	解雇等により住居の退去を余儀なくされる者（離職退去者）が再就職先が決まるまでの間、一時的に市営住宅等への入居を希望する場合、行政財産の目的外使用を認める。 ※入居期間は、原則1年以内	市	■住宅課住宅管理係 216-1362
		大学生等への市営住宅等の提供	アルバイト先からの解雇等により住居の退去を余儀なくされる大学生等が一時的に市営住宅等への入居を希望する場合、行政財産の目的外使用を認める。 ※入居期間は、原則1年以内 対象者が未成年者の場合、親権者の同意が必要 入居後3か月は使用料免除	市	■住宅課住宅管理係 216-1362

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
市民向け	その他	避難所における新型コロナウイルス感染症対策	十分なスペースの確保、換気など「3密」回避の徹底を図ることとし、避難所受付時には健康チェックを行うこととしている。	市	■地域福祉課地域福祉係 216-1244
		特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例	<p>新型コロナウイルス感染症により自宅・宿泊療養されている方で、下記の条件に該当する場合、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が投票しようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方は「特例郵便等投票」ができます。</p> <p>※条件：新型コロナウイルスの感染により、外出自粛の要請を受けた方及び宿泊施設内に収容されている方</p>	市	■選挙管理委員会選挙係 216-1471

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
事業者向け	給付・助成等	雇用調整助成金 (特例)	事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成 【特例措置】 ・解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率 令和3年5月～12月 : 9/10 令和4年1月～3月 : 9/10 ・対象労働者1人あたり助成額上限 令和3年5月～12月 : 日額13,500円 令和4年1月～2月 : 11,000円(予定) 令和4年3月 : 9,000円(予定)	国	■鹿児島労働局職業対策課 219-8713
		雇用維持支援金	市内事業所において、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により休業を行い、その休業にかかる「雇用調整助成金」の交付決定を受けた者のうち、市内に事業所を有する中小企業者等へ雇用維持支援金を支給 【対象期間】 第5期：令和3年7月～10月の休業が対象 【支給金額】 「雇用調整助成金」支給決定額の15% (最大3ヶ月分まで申請可能) 【申請期間】 第5期：令和3年10月1日～令和4年2月28日	市	■雇用維持支援金専用ダイヤル 803-8671
		月次支援金	2021年4月以降に実施された「緊急事態措置」や「まん延防止等重点措置」に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、売上げが50%以上減少した中小企業・個人事業者等に支援金を給付 【支援金額】 中小法人等 20万円 個人事業者等 10万円 【申請受付】 9月分：令和3年10月1日～ <u>11月30日</u> ※終了しました 10月分：令和3年11月1日～令和4年1月7日	国	【月次支援金事務局 相談窓口】 <申請者専用> ・TEL : 0120-211-240 ・IP電話等 : 03-6629-0479 (8:30～19:00 土日、祝日含む) 【給付対象や必要書類に関する質問】 月次支援金 質問フォーム URL : <a href="https://emotion-tech.net/BDxkQaIV">https://emotion-tech.net/BDxkQaIV</a>

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先															
事業者向け	給付・助成等	鹿児島県事業継続月次支援金	<p>国によるまん延防止等重点措置の適用等に伴う県下全域の飲食店や同措置区域内の大規模集客施設への営業時間の短縮要請、不要不急の外出自粛要請等に伴い、事業収入が大きく減少している県内事業者を支援するため、事業全般に広く使える支援金を給付</p> <p>【支援金額(上限)】 A 全業種への支援 中小法人等：10万円/月、個人事業者：5万円/月 B 酒類販売事業者 国の月次支援金または県の支援金(A)に上乘せ ※月間事業収入の減少率に応じた額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30%～50%未満</th> <th>50%～70%未満</th> <th>70%～90%未満</th> <th>90%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小法人等</td> <td>10万円/月</td> <td>20万円/月</td> <td>40万円/月</td> <td>60万円/月</td> </tr> <tr> <td>個人事業者</td> <td>5万円/月</td> <td>10万円/月</td> <td>20万円/月</td> <td>30万円/月</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請期間】 令和3年10月29日～12月10日 ※終了しました</p>		30%～50%未満	50%～70%未満	70%～90%未満	90%以上	中小法人等	10万円/月	20万円/月	40万円/月	60万円/月	個人事業者	5万円/月	10万円/月	20万円/月	30万円/月	県	鹿児島県事業継続月次支援金 コールセンター 201-5598 (平日9:00～17:00)
			30%～50%未満	50%～70%未満	70%～90%未満	90%以上														
		中小法人等	10万円/月	20万円/月	40万円/月	60万円/月														
		個人事業者	5万円/月	10万円/月	20万円/月	30万円/月														
飲食店感染防止対策強化支援補助金	<p>飲食店が実施する新型コロナウイルス感染症防止対策用品の整備等に要する経費について補助</p> <p>【補助内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 補助対象経費 感染防止対策物品の購入費等</li> <li>■ 補助率 10/10以内</li> <li>■ 補助額 1店舗あたり上限10万円</li> </ul> <p>【申請期間】 令和3年7月1日～12月28日</p>	県	鹿児島県飲食店感染防止対策強化支援事業事務局 201-3241 (平日9:00～17:00)																	
キャッシュレス導入支援事業	<p>新型コロナウイルス感染症防止対策として有効なキャッシュレスの普及を図るため、キャッシュレスを新たに導入する県内の中小・小規模事業者に対して、導入に要する経費を補助</p> <p>【補助内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 補助率 4/5以内</li> <li>■ 補助上限額 1事業者あたり上限10万円</li> </ul> <p>【申請期間】 令和3年7月1日～令和4年2月7日</p>	県	鹿児島県キャッシュレス導入支援事業事務局 295-3888 (平日9:00～17:00)																	
タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金	<p>まん延防止等重点措置の適用を踏まえた市内飲食店への営業時間短縮要請等の延長(R3.9.9要請)等に伴い、特に大きな影響を受けているタクシー、自動車運転代行の事業継続を下支えするため、支援金を追加給付</p> <p>【支援金額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援金額</th> <th>支援上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5台目まで： 1台あたり38,500円</td> <td rowspan="2">135万円</td> </tr> <tr> <td>6台目以降： 1台あたり6,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請期間】 令和3年9月29日～11月30日 ※終了しました</p>	支援金額	支援上限額	1～5台目まで： 1台あたり38,500円	135万円	6台目以降： 1台あたり6,400円	市	■ 産業支援課 216-1322 (8:30～17:15 土日祝日除く)												
支援金額	支援上限額																			
1～5台目まで： 1台あたり38,500円	135万円																			
6台目以降： 1台あたり6,400円																				

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
事業者向け	給付・助成等	家賃支援金	市内飲食店への営業時間の短縮要請等により大きな影響を受けている中小企業者等の事業継続の下支えを行うため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、本市独自の家賃支援金を給付 <第1期> 【支援金額】 支払賃料（月額）× 1/2 （上限：法人 20万円、個人事業者 10万円） 【申請期間】 令和3年7月15日～ <u>11月30日</u> ※終了しました  <第2期> 【支援金額】 支払賃料（月額）× 1/2 （上限：法人 20万円、個人事業者 10万円） 【申請期間】 令和3年9月29日～令和4年1月31日	市	■家賃支援金専用ダイヤル 295-4381 (平日8:30～17:15)
		介護事業所等サービス継続支援事業	介護サービス事業所等が必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない経費等に対して支援を行う。	県	■県高齢者生き生き推進課介護保険室 286-2687
		障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている障害福祉サービス事業所等がサービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されないかかり増し経費の一部を補助	市	■障害福祉課ゆうあい係 216-1272
		鹿児島市宿泊施設等新型コロナウイルス対策支援補助金	安心安全な観光地域づくりに向け、衛生対策強化に係る取組に対し補助金を交付（補助率1/2） 【補助額】 宿泊事業者： 合計収容定員数に応じた金額（最大50万円） 貸切バス事業者：1.5万円×保有台数(最大25万円) タクシー事業者：0.5万円×保有台数(最大25万円) 【受付期間】 令和3年4月1日～4年1月31日 消印有効 ※交付決定通知日から4年2月28日までの取組が対象	市	■観光プロモーション課戦略係 216-1510
		両立支援等助成金（育児休業等支援コース：新型コロナウイルス感染症対応特例）	新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成 【助成金額】 1人あたり5万円（1事業所につき10人まで（上限50万円） 【申請期限】 休暇取得日：令和3年7月～9月 ⇒ <u>令和3年11月30日</u> ※終了しました ※令和3年8月1日～9月30日の期間については、本助成金又は小学校休業等対応助成金のうちいずれか一つのみの申請	国	■鹿児島労働局 雇用環境・均等室 222-8446

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
事業者向け	給付・助成等	両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師又は助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備した事業主への助成 【助成金額】対象労働者1人あたり28万5千円（1事業所5人まで） 【申請期限】 対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和4年2月28日まで	国	■鹿児島労働局 雇用環境・均等室 222-8446
		両立支援等助成金（介護離職防止支援支援コース：新型コロナウイルス感染症対応特例）	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給休暇制度を設け、家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主への助成 【助成金額】 休暇取得日数 合計5日以上10日未満：20万円 合計10日以上：35万円 ※1事業主あたり5人まで申請可能 【申請期限】 支給要件を満たした翌日から2か月以内	国	■鹿児島労働局 雇用環境・均等室 222-8446
		新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）	令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間に、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対し、助成 ・日額上限額 13,500円 【申請期限】 ・令和3年8月1日～10月31日の休暇分 令和3年12月27日まで ・令和3年11月1日～12月31日の休暇分 令和4年2月28日まで ※令和3年8月1日～9月30日の期間については、本助成金又は両立支援等助成金（育児休業等支援コース：新型コロナウイルス感染症対応特例）のうちいずれか一つのみの申請	国	■雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999
		新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）	令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間に、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対し、支援金を支給 ・6,750円/日（定額） 【申請期限】 ・令和3年8月1日～10月31日分 令和3年12月27日まで ・令和3年11月1日～12月31日分 令和4年2月28日まで	国	■雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
事業者向け	給付・助成等	宿泊施設新観光ビジネス支援補助金	<p>鹿児島市内の宿泊施設と体験型観光メニューや着地型ツアー等が連携した今後の本市への誘客につながるセット商品造成・販売及びイベントの実施などの新たな取組等に対し支援。</p> <p>【申請期間】 令和3年6月1日～令和4年1月31日 ※消印有効 ※交付決定通知日から令和4年2月28日までの取組が対象</p> <p>【補助率・上限額】4分の3・最大100万円 ※宿泊施設の合計収容定員数に応じた額</p>	市	■観光プロモーション課戦略係 216-1510
		オンライン観光支援補助金	<p>事業者等が実施する海外から本市への将来の誘客につながるオンライン観光の取組に対し、補助対象経費の2分の1・上限30万円を補助</p> <p>【申請期間】 令和3年4月1日～4年1月31日 消印有効 ※交付決定通知日から4年2月28日までの取組が対象</p>	市	■観光プロモーション課戦略係 216-1510
		宿泊施設感染防止対策等支援事業費補助金	<p>宿泊事業者が行う感染防止対策のための取組に係る費用の一部を支援</p> <p>【対象施設】 宿泊施設</p> <p>【補助率・上限額】4分の3以内・最大750万円 ※実施時期及び施設規模により異なる</p> <p>【申請受付期間】 小規模支援 令和3年8月2日～12月28日</p>	県	■県PR・観光戦略部観光課 (事務局：248-7606)
		新たな日常での文化芸術活動事業(二次募集)	<p>新型コロナウイルス感染症により、文化芸術活動の中止・延期を余儀なくされていた県内の文化芸術活動団体等が、適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施する文化芸術活動を支援</p> <p>※今年度既に交付決定を受けている団体は、今回の二次募集は対象外</p> <p>(1)公演等開催支援 文化芸術活動のうち、集客を伴う活動(映像配信含む) 1団体につき上限50万円(助成対象経費の1/2以内)</p> <p>(2)映像配信支援 文化芸術活動のうち、無観客で実施する活動の映像作品を制作し、広く配信するもの 1団体につき上限30万円(助成対象額の1/2以内)</p> <p>【応募方法】 県庁文化振興課文化企画係へ応募書類一式を郵送(様式は県ホームページからダウンロード)</p> <p>【募集期間】 令和3年11月11日～12月21日</p>	県	■鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係 286-2537



対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
事業者向け	貸付	政府系金融機関による融資	日本政策金融公庫 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・新型コロナウイルス対策マル経融資 商工中金 ・危機対応融資 ※いずれも特別利子補給制度（別途要件あり）により、3年間実質無利子	国	■日本政策金融公庫 0120-154-505  ■商工組合中央金庫 0120-542-711
		県新型コロナウイルス関連事業継続支援資金	融資限度額4,000万円 保証料率 年0.1%	県	■県中小企業支援課 286-2946
		市経営安定化資金	融資限度額3,000万円 ・危機関連保証…保証料全額補助 ・セーフティネット保証4号・5号…保証料4/5補助 補助後の保証料率 セーフティネット保証4号 年0.18% セーフティネット保証5号 年0.16%	市	■産業支援課金融係 216-1324
		金融相談	新型コロナウイルス感染症により経営に支障をきたしている中小企業者の資金繰り等に対する相談 危機関連保証・セーフティネット保証（4号・5号）の認定	市	■産業支援課金融係 216-1324
	支払の猶予・減免	税の猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、税を一時に納付することができない場合は、徴収や換価の猶予	国・県・市	(国税) ■鹿児島税務署 255-8111 (県税) ■鹿児島県地域振興局 自動車税関係 805-7246 それ以外 805-7242 (市税) ■市納税課 216-1191～1194 ほか各支所税務課
		法人市民税・事業所税等の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、必要書類を申告期限内に提出できない場合は、申告期限を延長	国・県・市	(国税) ■鹿児島税務署 255-8111 (県税) ■鹿児島県地域振興局 805-7221 (市税) ■市市民税課 216-1172
		水道料金及び下水道使用料の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で水道料金及び下水道使用料の支払が困難な場合、猶予等について相談に応じる	市	■水道局お客様料金センター 812-6171
	相談	農林水産業への影響について相談窓口	農林水産業への影響に対する相談 (国・県等の支援内容及び資金の紹介)	市	■農政総務課企画係 216-1334 ほか谷山農林課又は各農林事務所

# 令和4年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局  
令和3年12月24日

## I 令和4年度の地方財政の姿

### 1 通常収支分

- ① 地方財政計画の規模 90兆5,700億円程度 (③89兆8,060億円、+ 7,600億円程度、+0.9%程度)
- ② 地方一般歳出 75兆8,500億円程度 (③75兆4,043億円、+ 4,500億円程度、+0.6%程度)
- ③ 一般財源総額 62兆 135億円 (③61兆9,932億円、+ 203億円、+ 0.0%)  
(水準超経費を除く交付団体ベース)  
※ 水準超経費を含めた一般財源総額 63兆8,635億円 (③63兆1,432億円、+ 7,203億円、+ 1.1%)
- ④ 地方交付税の総額 18兆 538億円 (③17兆4,385億円、+ 6,153億円、+ 3.5%)
- ⑤ 地方税及び地方譲与税 43兆8,283億円 (③39兆9,021億円、+3兆9,262億円、+ 9.8%)
- ⑥ 地方特例交付金等 2,267億円 (③ 3,577億円、▲ 1,310億円、▲ 36.6%)
- ⑦ 臨時財政対策債 1兆7,805億円 (③ 5兆4,796億円、▲3兆6,992億円、▲ 67.5%)
- ⑧ 財源不足額 2兆5,559億円 (③10兆1,222億円、▲7兆5,664億円、▲ 74.7%)
- ※ 令和3年度の一般財源総額、地方税及び地方譲与税については、令和2年度徴収猶予の特例分(2,145億円)を除いている(以下同じ)。

### 2 東日本大震災分

#### (1) 復旧・復興事業

- ① 震災復興特別交付税 1,069億円 (③ 1,326億円、▲ 257億円、▲ 19.4%)
- ② 規模 3,000億円程度 (③ 3,328億円、▲ 300億円程度、▲ 9.9%程度)

#### (2) 全国防災事業

- 規模 1,023億円 (③ 1,090億円、▲ 67億円、▲ 6.1%)

## Ⅱ 通常収支分

社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が、行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和3年度を上回る額を確保

### 1 地方財源の確保

一般財源（交付団体ベース）の総額 62兆135億円（前年度比 +203億円、+0.0%）

※ 水準超経費を含めた一般財源総額 63兆8,635億円（同 +7,203億円、+1.1%）

〔一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合）68.5%程度（③64.4%）〕

・ 地方税	41兆2,305億円（前年度比+3兆1,503億円、+ 8.3%）
・ 地方譲与税	2兆5,978億円（同 + 7,759億円、+ 42.6%）
・ 地方交付税	18兆 538億円（同 + 6,153億円、+ 3.5%）
・ 地方特例交付金等	2,267億円（同 ▲ 1,310億円、▲ 36.6%）
・ 臨時財政対策債	1兆7,805億円（同 ▲ 3兆6,992億円、▲ 67.5%）

地方債 7兆6,077億円（前年度比 ▲3兆 6,331億円、▲32.3%）

・ 臨時財政対策債	1兆7,805億円（前年度比▲3兆6,992億円、▲67.5%）
・ 臨時財政対策債以外	5兆8,272億円（同 + 661億円、+ 1.1%）
➤ 通常債	5兆 672億円（同 + 761億円、+ 1.5%）
➤ 財源対策債	7,600億円（同 ▲ 100億円、▲ 1.3%）

## 2 地方交付税の確保

地方交付税（出口ベース） 18兆538億円（前年度比 +6,153億円、+3.5%）

【一般会計】 15兆6,558億円（a）

- ① 地方交付税の法定率分等 15兆6,404億円
- ・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分 15兆9,314億円
  - ・ 国税減額補正精算分（⑳、㉑、㉒）等 ▲ 2,910億円
- ② 一般会計における加算措置（既往法定分） 154億円

※ 令和4年度に予定していた加算額2,310億円のうち上記154億円を除く2,156億円については、地方交付税総額の安定的確保の観点から、令和9年度以降に加算するよう、加算時期を調整

【特別会計】 2兆3,980億円（b）

- ① 地方法人税の法定率分 1兆7,127億円
- ② 交付税特別会計借入金償還額 ▲ 5,000億円
- ③ 交付税特別会計借入金支払利子 ▲ 709億円
- ④ 令和3年度からの繰越金 1兆2,561億円
- ⑤ 返還金 1億円

【地方交付税】（a）+（b） 18兆 538億円

（参考）地方交付税の推移（兆円）

	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞
地方交付税	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6	17.4	18.1

### 3 臨時財政対策債の抑制等

・ 地方財源不足の縮小	③ 10兆1,222億円	→	④ 2兆5,559億円	(▲7兆5,664億円)
・ 折半対象財源不足の解消	③ 3兆4,338億円	→	④ —	( 皆減 )
・ 臨時財政対策債の抑制	③ 5兆4,796億円	→	④ 1兆7,805億円	(▲3兆6,992億円)
年度末残高見込み	③ 55兆2,877億円	→	④ 53兆1,734億円	(▲2兆1,143億円)
・ 交付税特別会計借入金の償還	③ —	→	④ 5,000億円	(+ 5,000億円)

※ 令和4年度から令和6年度まで各年度5,000億円の償還を行うこととし、償還計画を見直し

(参考) 臨時財政対策債の推移 (兆円)

	②5	②6	②7	②8	②9	③0	①	②	③	④
臨時財政対策債	6.2	5.6	4.5	3.8	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5	1.8

### 4 財源不足の補填

令和4年度における財源不足額 2兆5,559億円 (前年度比▲7兆5,664億円、▲74.7%)

※ 折半対象財源不足を解消 (令和3年度 3兆4,338億円)

○ 令和2年度から令和4年度までの国と地方の折半ルールを適用したが、令和4年度は折半対象財源不足が生じていないことから、以下のとおり財源不足額を補填

- ① 財源対策債の発行 7,600億円
- ② 地方交付税の増額による補填(一般会計における加算措置(既往法定分)(※)) 154億円
- ③ 臨時財政対策債の発行(既往債の元利償還金分) 1兆7,805億円

(※) 平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額を補填するための加算

### 5 地域社会のデジタル化の推進

地域社会のデジタル化を推進するため、「地域デジタル社会推進費」について、令和4年度においても、引き続き2,000億円を計上

※ 「地域デジタル社会推進費」を計上するために活用することとしていた令和4年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円については、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用

## 6 公共施設の脱炭素化の取組等の推進

「公共施設等適正管理推進事業費」について、「脱炭素化事業」を追加し、事業費を1,000億円増額するとともに、「長寿命化事業」の対象に空港施設やダムを追加した上で、事業期間を5年間延長

- ・ 公共施設等適正管理推進事業費 5,800億円（③4,800億円）

## 7 消防・防災力の一層の強化

「緊急防災・減災事業費」について、消防・防災力を一層強化するため、消防本部における災害対応ドローンの整備や消防救急デジタル無線の機能強化を追加するなど対象事業を拡充

## 8 まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方団体が、少子化や人口減少などの課題に対応し、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、令和4年度においても、引き続き1兆円を確保

## 9 地域社会再生事業費

地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和4年度においても、引き続き4,200億円を計上

## 10 保健所の恒常的な人員体制強化

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制を強化するため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師がコロナ禍前の1.5倍となるよう、令和3年度からの2年間で約900名（令和2年度：約1,800名⇒令和3年度：約2,250名⇒令和4年度：約2,700名）増員

## 11 公立病院経営強化の推進

公立病院が医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、地域に必要な医療提供体制を確保するため、令和3年度末までに「公立病院経営強化ガイドライン」を策定し、地方団体に「公立病院経営強化プラン」の策定を要請

「公立病院経営強化プラン」に基づく機能分化・連携強化、医師・看護師確保等による公立病院の経営強化を推進するため、地方財政措置を拡充・延長

## 12 下水道事業の広域化・共同化の推進

令和4年度末までの広域化・共同化計画の策定及び同計画に基づく具体的な取組を推進するため、流域下水道への統合等について、地方財政措置を拡充

## 13 社会保障の充実及び人づくり革命等

社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

	※下記金額は、国・地方所要額の合計
・ 社会保障の充実分の事業費	2兆7,968億円 (③2兆7,078億円)
・ 社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費	6,298億円 (③ 6,298億円)
・ 人づくり革命に係る事業費	1兆6,184億円 (③1兆5,791億円)

### Ⅲ 東日本大震災分

#### ○ 震災復興特別交付税の確保

復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

- 震災復興特別交付税 1,069億円  
(前年度比 ▲257億円、▲19.4%)
- 震災復興特別交付税により措置する財政需要
  - ① 直轄・補助事業の地方負担分 552億円
  - ② 地方単独事業分（中長期職員派遣、職員採用、単独災害復旧事業等） 149億円
  - ③ 地方税等の減収分 368億円

※ 令和4年度の所要額は、1,069億円であるが、予算額は年度調整分140億円を除いた929億円（令和3年度予算額：1,326億円）となる。

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和4年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆6,346億円



## 地域社会のデジタル化の推進

- 地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を一層推進するため、令和4年度地方財政計画の歳出項目として、引き続き「地域デジタル社会推進費」を計上

### 【事業費】

2,000億円（令和3年度と同額）

※「地域デジタル社会推進費」を計上するために活用することとしていた令和4年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円については、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用

### 地域デジタル社会形成に向け想定される取組（例）

デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進

地域におけるデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を活用した安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

### 地方交付税措置

#### 【算定項目】

「地域デジタル社会推進費」（普通交付税の臨時費目）

#### 【算定額】

2,000億円程度

（うち道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度）

## 公共施設等の適正管理の推進

- 公共施設等の適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、対象事業及び事業費を拡充した上で、事業期間を5年間延長

**【事業期間】**

令和4年度～令和8年度（「脱炭素化事業」は令和4年度～令和7年度）

**【事業費】**

5,800億円（令和3年度：4,800億円）

**【対象事業】**

- 「長寿命化事業」の拡充  
（空港施設、ダム<sup>①</sup>の追加）
- 「脱炭素化事業」の追加 ※詳細は次頁



**【地方財政措置】**

公共施設等適正管理推進事業債 ※下線部は令和4年度の変更部分

対 象 事 業	充 当 率	交 付 税 措 置 率
① 集約化・複合化事業 ・ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② <b>長寿命化事業【拡充】</b> 【公共用建物】 ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） (道路、河川管理施設（水門、堤防、 <u>ダム</u> （本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、 <u>空港施設</u> 、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)	90%	財政力に応じて 30～50%
③ 転用事業 ・ 他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業 ・ コンパクトシティの形成に向けた事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業 ・ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ <b>脱炭素化事業【新規】</b> ※令和4年度～令和7年度（4年間） ・ 地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている事業		
⑦ 除却事業	90%	—

## 公共施設の脱炭素化の取組等の推進

- 令和3年10月に改定された地球温暖化対策計画において、地方団体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率直的な取組を実施することとされたことを踏まえ、脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に新たに「脱炭素化事業」を追加
- 公営企業の脱炭素化の取組についても、地方財政措置を創設

### 1. 公共施設等適正管理推進事業費における「脱炭素化事業」の追加

#### 【対象事業】

地球温暖化対策計画において、地方団体が率直的に取り組むこととされている以下の地方単独事業

- ① 太陽光発電の導入
- ② 建築物におけるZEBの実現
- ③ 省エネルギー改修の実施
- ④ LED照明の導入

※「ZEBの実現」、「省エネルギー改修」は、それぞれZEB基準、省エネ基準に適合させるための改修が対象



#### 【事業期間】

令和4年度～令和7年度

#### 【事業費】

1,000億円

#### 【地方財政措置】

公共施設等適正管理推進事業債

(充当率：90% 交付税措置率：財政力に応じて30～50%)

### 2. 公営企業の脱炭素化

#### 【対象事業】

公共施設等適正管理推進事業費（脱炭素化事業）と同様

#### 【事業期間】

令和4年度～令和7年度

#### 【地方財政措置】

地方負担額の1/2について、一般会計負担（繰出）とし、財政力に応じて当該負担の30～50%について交付税措置

## 消防・防災力の一層の強化

- 豪雨・台風災害や土石流災害など、近年、災害が頻発し、また、激甚化・広域化する中で、人命に直結する発災時の応急対策がより重要となっていること等を踏まえ、消防・防災力を一層強化するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充

### 【緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充】

- 消防本部における災害対応ドローンの整備
- 消防救急デジタル無線の機能強化
- 応援職員の受入れ施設等の整備 ※一部は令和3年度から適用
- 連携・協力によるはしご自動車等の整備

<災害対応ドローン>



<応援職員の受入れ施設>



<はしご自動車>



### (参考) 緊急防災・減災事業費の概要

<事業期間>

令和3年度～令和7年度

<事業費>

5,000億円(令和4年度)

<現行の対象事業>

公共・公用施設の防災機能強化・耐震化、避難所の環境改善・感染症対策等

<地方財政措置>

緊急防災・減災事業債(充当率:100%、交付税措置率:70%)

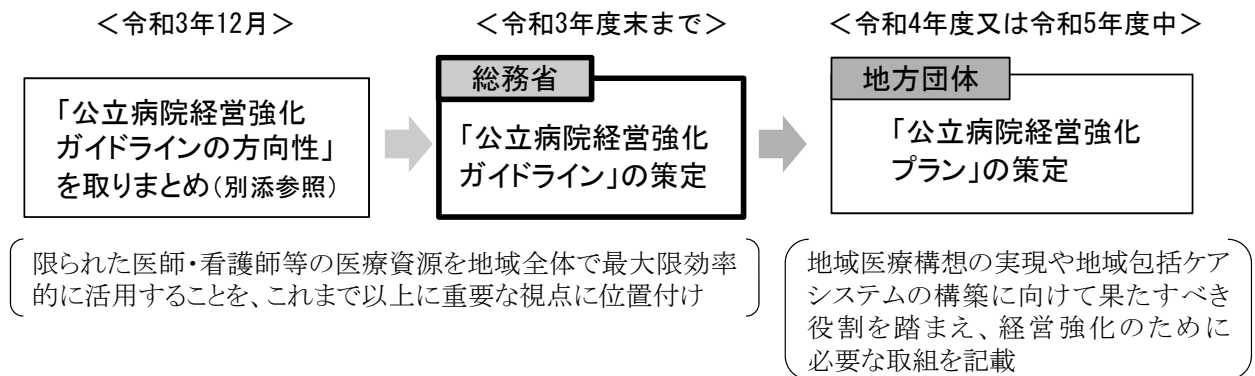
元利償還金の70%を地方交付税措置	一般財源
-------------------	------

緊急防災・減災事業債(地方債充当率100%)

## 公立病院経営強化の推進

- 公立病院が医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、地域に必要な医療提供体制を確保するため、地方団体が、機能分化・連携強化、医師・看護師確保等による公立病院の経営強化に取り組めるよう地方財政措置を拡充・延長

### 1. 公立病院経営強化ガイドラインについて



### 2. 公立病院経営強化に係る地方財政措置の拡充・延長

地方団体がガイドラインを踏まえて策定する「公立病院経営強化プラン」に基づき公立病院の経営強化に取り組めるよう、地方財政措置を拡充・延長

#### (1) 機能分化・連携強化の推進に係る病院事業債（特別分）の拡充・延長

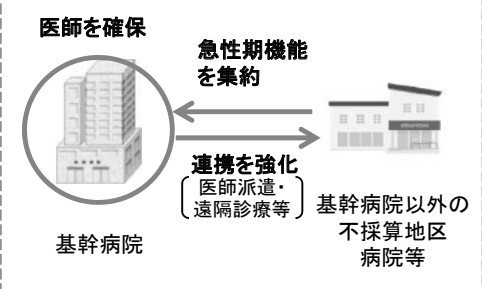
##### ①病院の整備費全体を対象経費とする要件の見直し

複数の病院を統合する場合のほか、基幹病院が不採算地区病院への支援を強化し、その機能を維持する場合も対象に追加

##### ②システム関係の対象経費の拡充

経営統合に伴うシステム統合をする場合のほか、医療情報の連携のための電子カルテシステムの統一等をする場合も対象経費に追加

#### 機能分化・連携強化のイメージ(例)



#### (2) 医師派遣等に係る特別交付税措置の拡充

- ・看護師等の医療従事者の派遣、診療所への派遣を追加
- ・派遣元病院に対する措置を拡充（繰出額に対する措置の割合 0.6→0.8）

#### (3) 専門アドバイザーの派遣（総務省・地方公共団体金融機構の共同事業）【継続】

- ・「公立病院経営強化プラン」の策定や経営強化の取組を支援

### 3. その他の地方財政措置の見直し

#### (1) 不採算地区病院等への地方交付税措置の基準額引上げ（30%）の継続

#### (2) 地方交付税措置の対象となる建築単価の上限の引上げ（36万円/㎡→40万円/㎡）

## 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン」の方向性について

(持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会 中間とりまとめ(R3.12.10公表))

### 課題

- **人口減少や少子高齢化に伴う医療需要の変化、医師等の不足を受け、地域医療を支える公立病院の経営は、依然として厳しい状況。**
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応も**迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性**が改めて認識されるとともに、**平時からの取組の必要性**が浮き彫りとなった。



### 対応

- こうした課題を踏まえ、**持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域医療を支える公立病院の経営強化に向けた新たなガイドラインの策定が必要。**
  - ガイドライン策定にあたっては、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点**をこれまで以上に重視するとともに、感染症拡大時の対応という視点も踏まえる必要。
- ※ ガイドラインの策定期間については、地域医療構想を含む第8次医療計画策定の進め方を踏まえ、各地方公共団体において、公立病院経営強化プランの策定に早期に着手することが可能となるよう、今年度末までに策定することを想定。

### 新たなガイドラインの方向性

- ① **地方公共団体に対する公立病院経営強化プランの策定の要請**
  - i) 策定期間  
令和4年度又は令和5年度中に策定
  - ii) プランの期間  
策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
  - iii) プランの内容  
持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**地域の実情に応じた、公立病院の経営強化のために必要な取組を記載するよう求める**
- ② **都道府県の役割の強化**
  - ・ 都道府県の役割としては、地域医療構想の策定主体としての調整機能をこれまで以上に強化することが必要
  - ・ 特に、機能分化・連携強化については、医療資源が比較的充実した都道府県立病院が中小規模の公立病院との連携・支援を強化していく枠組みも含め、都道府県が積極的に助言・提案していくことが重要

### プランの内容のポイント

地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を踏まえ、経営強化のために必要な取組を記載。主なポイントは以下のとおり。

#### 【ポイント①】機能分化・連携強化の推進

- ・ 地域の中で各公立病院が担うべき**役割や機能を明確化・最適化**  
(特に、基幹病院に急性期機能を集約し、**医師を確保した上で、それ以外の不採算地区病院等との連携を強化**)

#### 【ポイント②】医師・看護師等の確保、働き方改革の推進

- ・ 不採算地区病院等への**医師・看護師等の派遣**の強化
- ・ **働き方改革**の推進

#### 【ポイント③】経営形態の見直し

- ・ 柔軟な人事・給与制度を通じ、医師等の確保につながる**経営形態の見直し**

#### 【ポイント④】新興感染症に備えた平時からの対応

- ・ ①～③の取組に加え、**感染拡大時に転用しやすい施設・設備の整備**

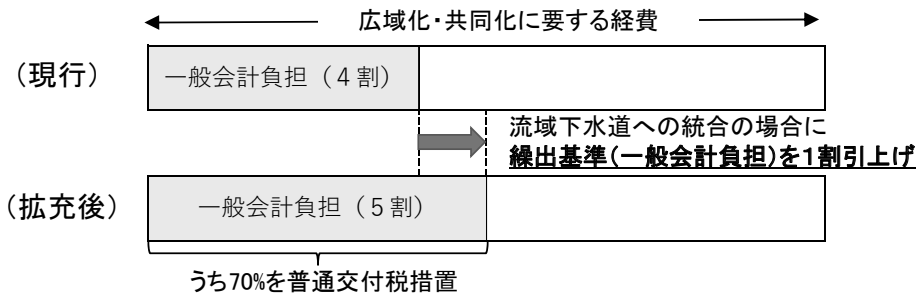
## 下水道事業の広域化・共同化の推進

- 都道府県において令和4年度末までに広域化・共同化計画を策定するとともに、各地方団体において同計画に基づき施設の統廃合をはじめとした広域化・共同化に係る具体的な取組を進める必要
- このため、公共下水道事業等の流域下水道への統合に係る地方財政措置を拡充するとともに、同一下水道事業内の処理区統合を下水道事業債（広域化・共同化分）の対象に追加

### 1. 流域下水道への統合に係る地方財政措置の拡充

公共下水道同士の統合に比して、流域下水道への統合に要する経費がかかり増しとなる実態を踏まえ、流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、繰出基準を1割引上げ

<処理区域内人口密度100人/ha以上の例>



<地方財政措置＝繰出基準×交付税措置率>

処理区域内人口密度 (人/ha)	(現行) 広域化分	(拡充案) 流域下水道への統合分
100以上	28%	35%
75以上100未満	35%	42%
50以上75未満	42%	49%
25以上50未満	49%	56%
25未満	56%	63%

### 2. 同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加

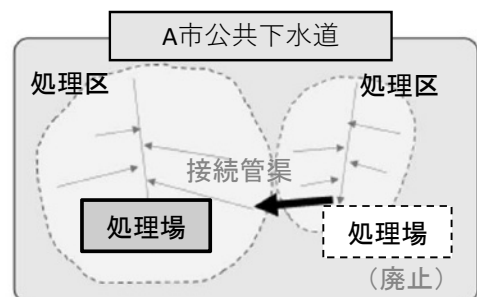
同一下水道事業内の処理区統合を下水道事業債（広域化・共同化分）の対象に追加

(参考) 下水道事業債（広域化・共同化分）

<地方財政措置>

繰出基準：処理区域内人口密度に応じて4～8割

交付税措置：普通交付税措置 7割



### 3. 専門アドバイザーの派遣（総務省・地方公共団体金融機構の共同事業）（継続）

下水道の広域化・共同化等の取組を専門技術的に支援

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）
---------------------

(単位：億円)

区 分	令和4年度 (見込)	令和3年度	
歳 入 合 計 ①	905,700 程度	895,915	
地 方 税 ②	412,305	380,802	
地 方 譲 与 税 ③	25,978	18,219	
地 方 特 例 交 付 金 等 ④	2,267	3,577	
地 方 交 付 税 ⑤	180,538	174,385	
地 方 債 ⑥	76,077	112,407	
うち臨時財政対策債 ⑦	17,805	54,796	
復 旧 ・ 復 源 興 充 事 業 分 ⑧	▲ 4	▲ 2	
全 国 防 災 興 充 事 業 分 ⑨	▲ 254	▲ 345	
主な地方財政関係指標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	638,635	631,432
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧+⑨}{①}$	68.5% 程度	64.4%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	8.4% 程度	12.5%

※ 令和3年度の歳入合計、地方税、地方譲与税、一般財源総額は、令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

## (参考)

- 地方の借入金残高 188兆円程度（令和4年度末見込み）  
（東日本大震災分を含む）  
※令和3年度末見込み 192兆円程度
- 交付税特別会計借入金残高 29.6兆円（令和4年度末見込み）  
※令和3年度末見込み 30.1兆円



1. 令和4年度地方財政収支見通しの概要(通常収支分)

項 目		令和4年度 (見込)	令和3年度	増減率 (見込)
入 歳	地 方 税	412,305 億円	382,704 億円	7.7 %
	(猶予特例分除き)	412,305 億円	380,802 億円	8.3 %
	地 方 譲 与 税	25,978 億円	18,462 億円	40.7 %
	(猶予特例分除き)	25,978 億円	18,219 億円	42.6 %
	地 方 特 例 交 付 金 等	2,267 億円	3,577 億円	▲ 36.6 %
	地 方 交 付 税	180,538 億円	174,385 億円	3.5 %
	地 方 債	76,077 億円	112,407 億円	▲ 32.3 %
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	17,805 億円	54,796 億円	▲ 67.5 %
	復 旧 ・ 復 興 事 業 分	▲ 4 億円	▲ 2 億円	100.0 %
	全 国 防 災 充 実 事 業 分	▲ 254 億円	▲ 345 億円	▲ 26.4 %
歳 入 合 計 約	905,700 億円	898,060 億円	約 0.9 %	
「 一 般 財 源 」		638,635 億円	633,577 億円	0.8 %
(猶予特例分除き)		638,635 億円	631,432 億円	1.1 %
(水準超経費を除く交付団体ベース)		620,135 億円	622,077 億円	▲ 0.3 %
(猶予特例分除き)		620,135 億円	619,932 億円	0.0 %
出 歳	給 与 関 係 経 費 約	199,600 億円	201,540 億円	約 ▲ 1.0 %
	退 職 手 当 以 外 約	185,300 億円	186,816 億円	約 ▲ 0.8 %
	退 職 手 当 約	14,400 億円	14,724 億円	約 ▲ 2.2 %
	一 般 行 政 経 費 約	414,400 億円	408,824 億円	約 1.4 %
	う ち 補 助 分 約	234,500 億円	229,416 億円	約 2.2 %
	う ち 単 独 分 約	148,700 億円	148,296 億円	約 0.3 %
	う ち ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	う ち 地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200 億円	4,200 億円	0.0 %
	う ち 地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	2,000 億円	2,000 億円	0.0 %
	公 債 費 約	114,300 億円	117,799 億円	約 ▲ 3.0 %
	(猶予特例債除き) 約	114,300 億円	115,654 億円	約 ▲ 1.2 %
	維 持 補 修 費 約	14,900 億円	14,694 億円	約 1.4 %
	う ち 緊 急 凌 濼 推 進 事 業 費	1,100 億円	1,100 億円	0.0 %
	投 資 的 経 費 約	119,600 億円	119,273 億円	約 0.3 %
	う ち 直 轄 ・ 補 助 分 約	56,500 億円	57,136 億円	約 ▲ 1.1 %
	う ち 単 独 分 約	63,100 億円	62,137 億円	約 1.5 %
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	5,800 億円	4,800 億円	20.8 %
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	4,000 億円	4,000 億円	0.0 %
	公 営 企 業 繰 出 金 約	24,300 億円	24,430 億円	約 ▲ 0.5 %
	う ち 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分 約	14,400 億円	14,718 億円	約 ▲ 2.2 %
	水 準 超 経 費	18,500 億円	11,500 億円	60.9 %
	歳 出 合 計 約	905,700 億円	898,060 億円	約 0.9 %
(水準超経費を除く交付団体ベース)		約 887,200 億円	886,560 億円	約 0.1 %
地 方 一 般 歳 出 約		758,500 億円	754,043 億円	約 0.6 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

## 2. 令和4年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

## (1) 復旧・復興事業

項 目		令和4年度 (見込)	令和3年度	増減率 (見込)
歳 入	震災復興特別交付税	1,069 億円	1,326 億円	▲ 19.4 %
	国庫支出金	約 1,800 億円	1,913 億円	約 ▲ 5.9 %
	地方債	9 億円	8 億円	12.5 %
	一般財源充当分	4 億円	2 億円	100.0 %
計		約 3,000 億円	3,328 億円	約 ▲ 9.9 %
歳 出	直轄・補助事業費	約 2,400 億円	2,458 億円	約 ▲ 2.4 %
	地方単独事業費	517 億円	789 億円	▲ 34.5 %
	うち地方税等の減収分見合い歳出	368 億円	452 億円	▲ 18.6 %
	計	約 3,000 億円	3,328 億円	約 ▲ 9.9 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

## (2) 全国防災事業

項 目		令和4年度 (見込)	令和3年度	増減率 (見込)
歳 入	地方税	768 億円	744 億円	3.2 %
	一般財源充当分	254 億円	345 億円	▲ 26.4 %
	雑収入	1 億円	1 億円	0.0 %
計		1,023 億円	1,090 億円	▲ 6.1 %
歳 出	公債費	1,023 億円	1,090 億円	▲ 6.1 %
	計	1,023 億円	1,090 億円	▲ 6.1 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

## 令和4年度地方財政収支見通しの概要 (通常収支分と東日本大震災分の合計)

項 目		令和4年度 (見込)	令和3年度	増減率 (見込)
歳 入	地 方 税	413,073 億円	383,448 億円	7.7 %
	(猶予特例分除き)	413,073 億円	381,546 億円	8.3 %
	地 方 譲 与 税	25,978 億円	18,462 億円	40.7 %
	(猶予特例分除き)	25,978 億円	18,219 億円	42.6 %
	地 方 特 例 交 付 金 等	2,267 億円	3,577 億円	▲ 36.6 %
	地 方 交 付 税	181,607 億円	175,711 億円	3.4 %
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	180,538 億円	174,385 億円	3.5 %
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	1,069 億円	1,326 億円	▲ 19.4 %
	地 方 債	76,086 億円	112,415 億円	▲ 32.3 %
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	17,805 億円	54,796 億円	▲ 67.5 %
歳 入 合 計	約 909,700 億円	902,478 億円	約 0.8 %	
「 一 般 財 源 」		640,730 億円	635,994 億円	0.7 %
(猶予特例分除き)		640,730 億円	633,849 億円	1.1 %
歳 出	給 与 関 係 経 費	約 199,600 億円	201,540 億円	約 ▲ 1.0 %
	退 職 手 当 以 外	約 185,300 億円	186,816 億円	約 ▲ 0.8 %
	退 職 手 当	約 14,400 億円	14,724 億円	約 ▲ 2.2 %
	一 般 行 政 経 費	約 414,400 億円	408,824 億円	約 1.4 %
	う ち 補 助 分	約 234,500 億円	229,416 億円	約 2.2 %
	う ち 単 独 分	約 148,700 億円	148,296 億円	約 0.3 %
	う ち ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	う ち 地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200 億円	4,200 億円	0.0 %
	う ち 地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	2,000 億円	2,000 億円	0.0 %
	通 常 公 債 費	約 114,300 億円	117,799 億円	約 ▲ 3.0 %
	(猶予特例債除き)	約 114,300 億円	115,654 億円	約 ▲ 1.2 %
	維 持 補 修 費	約 14,900 億円	14,694 億円	約 1.4 %
	う ち 緊 急 浚 渫 推 進 事 業 費	1,100 億円	1,100 億円	0.0 %
	投 資 的 経 費	約 119,600 億円	119,273 億円	約 0.3 %
	う ち 直 轄 ・ 補 助 分	約 56,500 億円	57,136 億円	約 ▲ 1.1 %
	う ち 単 独 分	約 63,100 億円	62,137 億円	約 1.5 %
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	5,800 億円	4,800 億円	20.8 %
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	4,000 億円	4,000 億円	0.0 %
	公 営 企 業 繰 出 金	約 24,300 億円	24,430 億円	約 ▲ 0.5 %
	う ち 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	約 14,400 億円	14,718 億円	約 ▲ 2.2 %
	水 準 超 経 費	18,500 億円	11,500 億円	60.9 %
	大 東 震 災 分 本	復 旧 ・ 復 興 事 業 費	約 3,000 億円	3,328 億円
	全 国 防 災 事 業 費	1,023 億円	1,090 億円	▲ 6.1 %
歳 出 合 計	約 909,700 億円	902,478 億円	約 0.8 %	
地 方 一 般 歳 出	約 761,400 億円	757,292 億円	約 0.5 %	

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

(参考 1)

## 地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：%)

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地方交付税
昭和61年度	4.6	4.3	6.9	4.0
62	2.9	2.9	0.6	0.6
63	6.3	5.7	9.4	7.5
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3
2	7.0	6.7	7.5	10.3
3	5.6	7.4	6.1	7.9
4	4.9	5.9	4.1	5.7
5	2.8	4.4	1.6	▲ 1.6
6	3.6	4.6	▲ 5.7	0.4
7	4.3	3.6	3.6	4.2
8	3.4	2.3	0.1	4.3
9	2.1	0.9	9.6	1.7
10	0.0	▲ 1.6	3.9	2.3
11	1.6	1.8	▲ 8.3	19.1
12	0.5	▲ 0.9	▲ 0.7	2.6
13	0.4	▲ 0.6	1.5	▲ 5.0
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	▲ 4.0
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 7.5
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0.5	▲ 6.5
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3.1	0.1
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4.7	▲ 5.9
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15.7 (6.5)	▲ 4.4
20	0.3	0.0	0.2	1.3
21	▲ 1.0	0.7	▲ 10.6	2.7
22	▲ 0.5	0.2	▲ 10.2	6.8
23	0.5	0.8	2.8	2.8
24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8	0.5
25	0.1	▲ 0.1	1.1	▲ 2.2
26	1.8	2.0	2.9	▲ 1.0
27	2.3	2.3	7.1	▲ 0.8
28	0.6	0.9	3.2	▲ 0.3
29	1.0	1.0	0.9	▲ 2.2
30	0.3	0.9	0.9	▲ 2.0
令和元年度	3.1	4.0	1.9	1.1
2	1.3	2.3	1.9	2.5
3	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 7.0	5.1
4	0.9	0.6	8.3	3.5

(注1) ( ) 内は、税源移譲分を除いた伸率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸率である。

(注3) 地方税については令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

(参考 2)

## 地方債等関係資料

年 度	地 方 債 計 画 額 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
昭和61年度	44,290	4,790	8.4	61
62	53,900	9,610	9.9	64
63	60,481	6,581	10.4	66
平成元年度	55,592	▲4,889	8.8	66
2	56,241	649	8.4	67
3	56,107	▲134	7.9	70
4	51,400	▲4,707	6.9	79
5	62,254	10,854	8.1	91
6	103,915	41,661	13.1	106
7	113,054	9,139	13.7	125
8	129,620	16,566	15.2	139
9	121,285	▲8,335	13.9	150
10	110,300	▲10,985	12.7	163
11	112,804	2,504	12.7	174
12	111,271	▲1,533	12.5	181
13	119,107	7,836	13.3	188
14	126,493	7,386	14.4	193
15	150,718	24,225	17.5	198
16	141,448	▲9,270	16.7	201
17	122,619	▲18,829	14.6	201
18	108,174	▲14,445	13.0	200
19	96,529	▲11,645	11.6	199
20	96,055	▲474	11.5	197
21	118,329	22,274	14.3	199
22	134,939	16,610	16.4	200
23	114,772	▲20,167	13.9	200
24	111,654	▲3,118	13.6	201
25	111,517	▲137	13.6	201
26	105,570	▲5,947	12.7	201
27	95,009	▲10,561	11.1	199
28	88,607	▲6,402	10.3	197
29	91,907	3,300	10.6	196
30	92,186	279	10.6	194
令和元年度	94,282	2,096	10.5	192
2	92,783	▲1,500	10.2	192
3	112,407	19,625	12.5	192程度 (見込)
4	76,077	▲36,331	8.4	188程度 (見込)

出典：総務省ホームページ

([https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01zaisei02\\_02000303.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei02_02000303.html))

## 議会のうごき

# 市 議 会 日 誌

(令和3年6月～12月)

## 6月

**第2回定例会** 令和3年第2回定例会は、6月8日から6月24日までの17日間にわたって開かれた。

この定例会では、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を含む令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）など議案29件を議決した。

- 2日 ○議運委 令和3年第2回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員）、常任委員会等の行政調査、全国市議会議長会の永年勤続議員表彰伝達式、議員の健康診断の実施、議会改革推進ワーキンググループのメンバー変更について協議
- 8日 ○本会議 第2回定例会の会期を17日間と決定。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）など議案27件を一括上程。市長提案説明
- 10日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、議案の付託、追加議案について協議
- 14日 ○本会議 個人質疑（5人）  
○議運委 個人質疑発言通告について協議
- 15日 ○本会議 個人質疑（5人）  
○議運委 追加議案の取扱いについて協議
- 16日 ○本会議 個人質疑（3人）。議案27件を関係常任委員会に付託。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第4号）の議案1件を上程。市長提案説明  
○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、議場への携帯電話の持込みに係る大園（盛）議員からの発言について協議
- 18日 ○本会議 令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第4号）について、個人質疑（1人）。同議案を関係常任委員会に付託  
○総環委 鹿児島市税条例一部改正の件など議案4件を審査し、原案可決並びに報告承認。報告事項として、鹿児島市公文書管理条例の素案に係るパブリックコメント手続の実施、CIO補佐官の応募状況、市税等の「LINE Pay請求書支払い」の取扱いについて説明を受け、質疑  
○防福こ委 生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例一部改正の件など議案15件を審査し、原案可決並びに報告承認。報告事項として、第11次鹿児島市交通安全計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、健康福祉局所管施設の指

定管理者募集,「特定個人情報保護評価書」(全項目評価)の素案に係るパブリックコメント手続の実施,こども未来局所管施設の指定管理者募集について説明を受け,質疑。陳情第2号の取下げを確認

○市文委 鹿児島市手数料条例一部改正の件など議案4件を審査し,原案可決並びに報告承認。報告事項として,教育委員会所管施設の指定管理者募集,鹿児島市いじめ問題等調査委員会への諮問について説明を受け,質疑

○産観企委 鹿児島市過疎地域工業等開発促進条例一部改正の件など議案4件を審査し,原案可決並びに報告承認。報告事項として,雇用維持支援金,観光交流部所管施設の指定管理者募集,鹿児島市上下水道ビジョン(素案)及び第2期鹿児島市上下水道事業経営計画(素案)に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け,質疑

○建消委 損害賠償の額の決定及び和解に関する件など議案8件を審査し,いずれも原案可決。報告事項として,吉野第二地区の都市計画(素案),かごしまコンパクトなまちづくりプランの一部変更,宇宿中間地区土地区画整理事業に係る「建物取去土地明渡請求事件」の和解,谷山駅周辺地区土地区画整理事業第5回事業計画変更,建設局所管施設の指定管理者募集について説明を受け,質疑

22日 ○議運委 追加議案の取扱い,閉会中の継続調査の件,6月24日の本会議運営,議会改革について協議

24日 ○本会議 公平委員会委員の選任について同意を求める件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。同意。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算(第3号)など議案28件について,5常任委員長の審査報告。討論(1人)。鹿児島市手数料条例一部改正の件など議案4件については,起立表決(電子表決)の結果,いずれも原案可決・承認。その他の議案24件についても,いずれも原案可決・承認。陳情1件の取下げを承認。陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決

## 7月

5日 ○議運委 議員辞職に伴う協議(会派等現況の確認,議運委員の会派割振り,常任委員の会派割振り,常任委員会正副委員長の会派割振り,特別委員及び同正副委員長の会派割振り,議会選出役職の会派割振り,議席,議員控室)について協議

## 8月

2日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題,鹿児島港本港区の課題,河川改修,港湾整備,バイパス建設のその後の経過について説明を受け,質疑。今後の委員会の取組について協議

3日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過,桜島火山の爆発回数及び降灰量等,桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応,令和3年度桜島火山対策事業費,令和4年度予算編成に向けての桜島火山対策要望事項等,桜島火山対策に係る今後の日程(案)について



説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

- 4日 ○議運委 令和3年第3回市議会定例会，令和3年7月1日からの大雨による災害に対する本市議会の対応，奥山議員の新聞への名刺広告について協議
- 6日 ○市文委 陳情1件を審査。陳情第4号を不採択。所管事務調査として，鹿児島市いじめ問題等調査委員会への諮問等について質疑
- 26日 ○議運委 「第六次鹿児島市総合計画基本構想を定める件」の取扱い，令和3年第3回市議会定例会（会期日程，会議録署名議員，9月1日の本会議運営），議会改革，新型コロナウイルス感染症対策，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙，令和3年度議員研修会，市議会だより編集委員の選任，令和3年8月11日からの大雨による災害に対する本市議会の対応について協議

**第3回定例会** 令和3年第3回定例会は，9月1日から9月27日までの27日間にわたって開かれた。

この定例会では，新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を含む令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第7号）など議案14件を議決した。

このほか，「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を可決した。

なお，「第六次鹿児島市総合計画基本構想を定める件」は，第六次総合計画基本構想審査特別委員会，令和2年度の決算関係議案15件は，決算特別委員会および産業観光企業委員会において，閉会中に審査する。

## 9月

- 1日 ○本会議 議席の一部変更。第3回定例会の会期を27日間と決定。特別委員の選任。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第7号）など議案28件を一括上程。市長提案説明
- 3日 ○議運委 代表質疑発言通告一覧表の確認等，決算特別委員会，議案の付託及び取扱い，陳情の付託，令和4年度議会費の予算措置等，入船議員からの発言について協議
- 7日 ○本会議 代表質疑（社民，市民連合）
- 8日 ○本会議 代表質疑（自民党市議団，公明党）
- 9日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等，第六次総合計画基本構想審査特別委員会委員の氏名，決算特別委員会のガイドラインの確認及び委員の氏名，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙，追加議案，常任委員会等の行政調査について協議
- 13日 ○本会議 個人質疑（5人）
- 14日 ○本会議 個人質疑（5人）  
○議運委 個人質疑発言通告，追加議案の取扱いについて協議
- 15日 ○本会議 個人質疑（5人）。第六次総合計画基本構想審査特別委員会を設置し，第六次鹿児島市総合計画基本構想を定める件の議案1件を付託。決算特別委員会を設置し，一

般・特別会計（企業特別会計を除く）決算関係議案9件を付託。その他の議案18件を関係常任委員会に付託。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第8号）の議案1件を上程。市長提案説明。同議案を関係常任委員会に付託。鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

- 総合計画 正副委員長の互選（委員長に志摩れい子委員，副委員長に崎元ひろのり委員）
- 決算委 正副委員長の互選（委員長に米山たいすけ委員，副委員長に柿元一雄委員）
- 16日 ○総環委 自動車購入の件など議案6件を審査し，原案可決並びに報告承認。報告事項として，鹿児島市公文書管理条例の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果，CIO補佐官の採用，鹿児島市過疎地域持続的発展計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施，第三次鹿児島市環境基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施，ゼロカーボンシティかごしま推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施，鹿児島市再生可能エネルギー活用計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施，第二次鹿児島市生物多様性地域戦略（素案）に係るパブリックコメント手続の実施，第四次鹿児島市一般廃棄物処理基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け，質疑
- 防福こ委 鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例一部改正の件など議案2件を審査し，いずれも原案可決。報告事項として，第11次鹿児島市交通安全計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果，障害福祉サービス事業所「希望の園」の譲渡，第四次かごしま市食育推進計画の素案に係るパブリックコメント手続の実施，「特定個人情報保護評価書」（全項目評価書）の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け，質疑
- 市文委 工事請負契約締結の件など議案3件を審査し，いずれも原案可決。報告事項として，パートナーシップ宣誓制度の導入，第二次鹿児島市教育振興基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施，松元公民館改修工事の完了，鹿児島市いじめ問題等調査委員会への諮問について説明を受け，質疑
- 産観企委 専決処分の承認を求める件など議案5件を審査し，報告承認並びに原案可決。報告事項として，農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集，第3期鹿児島市農林水産業振興プランの素案に係るパブリックコメント手続の実施，鹿児島市中小企業振興基本条例（仮称）の素案に係るパブリックコメント手続の実施，第2期鹿児島市商工業振興プランの素案に係るパブリックコメント手続の実施，先端設備等導入制度に係る導入促進基本計画の変更，鹿児島市中央卸売市場魚類市場市場棟新築本体工事（2工区）請負契約の一部を変更する契約の専決処分，第4期鹿児島市観光未来戦略（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け，質疑
- 建消委 工事請負契約締結の件など議案4件を審査し，いずれも原案可決。報告事項として，第二次かごしま都市マスタープランの素案に係るパブリックコメント手続の実施，

景観重要樹木第1号の現状変更及び第2号の指定解除，大規模盛土造成地等の点検結果，中央町19・20番街区市街地再開発事業における電車通りデッキ，浜町1番街区再開発事業の状況等，市道唐湊線損害賠償（道路瑕疵）請求事件について説明を受け，質疑

- 24日 ○議運委 追加議案の取扱い，意見書案の取扱い，閉会中の継続調査の件，9月27日の本会議運営，議会改革，令和3年度議員研修会，令和4年度議会費の予算措置等，発言通告と質疑のあり方について協議
- 27日 ○本会議 特別委員会（第六次総合計画基本構想審査特別委員会，決算特別委員会）の正副委員長互選結果報告。人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。同意。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第7号）など議案13件について，5常任委員長の審査報告。討論（1人）。鹿児島市個人情報保護条例及び鹿児島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正の件の議案1件については，起立表決（電子表決）の結果，原案可決。その他の議案12件についても，いずれも原案可決・承認。意見書案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。陳情1件の取下げを不承認。陳情1件を不採択。議案，陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決

## 10月

4～11日

- 総合計画 第42号議案 第六次鹿児島市総合計画基本構想を定める件を審査し，原案可決
- 25日 ○防福こ委 陳情1件を審査
- 27日 ○議運委 令和3年第4回市議会定例会について協議

## 11月

1日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過，桜島火山の爆発回数及び降灰量等，桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応，桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け，質疑。今後の委員会の取組について協議

2日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題，鹿児島港本港区の課題，河川改修，港湾整備，バイパス建設のその後の経過について説明を受け，質疑。今後の委員会の取組について協議

4～5・8～9日

○産観企委 令和2年度各企業会計決算の議案6件を審査し，原案可決及び認定。報告事項として，第3期鹿児島市グリーン・ツーリズム推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施，鹿児島市交通事業経営計画（令和3年度見直し）（素案）に係るパブリックコメント手続の実施，定期観光バス及び観光電車運行事業の廃止，市電・市バス間の乗継における運賃過収受について説明を受け，質疑

4～5・8～12・15～17日

- 決算委 令和2年度一般会計・特別会計決算の議案9件を審査し、いずれも認定
- 13日 ○議運委 令和3年第4回市議会定例会の告示日及び招集日の変更、公文書管理に関する本市例規の見直し等について協議
- 20日 ○桜島爆発 桜島火山爆発総合防災訓練を視察。(於：赤水公民館、桜島国際火山砂防センター、野尻ヘリポート、有村溶岩採石場跡地、古里港、赤水運動広場周辺、桜島港フェリーターミナル、南栄リース桜島アリーナ)
- 24日 ○議運委 令和3年第4回市議会定例会(会期日程、会議録署名議員、11月30日の本会議運営)、令和3年度議員研修会、新型コロナウイルス感染症対策、常任委員会等の行政調査について協議

**第4回定例会** 令和3年第4回市議会定例会は、11月30日から12月17日までの18日間にわたって開かれた。

この定例会では、天文館図書館など27施設の「公の施設の指定管理者の指定に関する件」をはじめ、公文書の作成、分類、保存、廃棄その他公文書の管理に関し必要な事項を定める「鹿児島市公文書管理条例制定の件」や新型コロナウイルスワクチン接種事業などを含む「令和3年度鹿児島市一般会計補正予算(第9号)」など議案26件を議決した。

また、閉会中の継続審査の取り扱いとなっていた「第六次鹿児島市総合計画基本構想を定める件」並びに令和2年度一般会計、特別会計および企業特別会計の決算関係議案15件を議決した。

- 30日 ○本会議 第4回定例会の会期を18日間と決定。第六次鹿児島市総合計画基本構想を定める件の議案1件について、第六次総合計画基本構想審査特別委員長の審査報告。起立表決(電子表決)の結果、原案可決。令和2年度企業特別会計の決算関係議案6件について、産業観光企業委員長の審査報告。討論(1人)。令和2年度鹿児島市交通事業特別会計決算について議会の認定を求める件については、起立表決(電子表決)の結果、認定。その他の議案5件についても、いずれも原案可決並びに認定。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算(第9号)など議案23件を一括上程。市長提案説明

## 12月

- 2日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、議案の付託、陳情の付託、12月8日の本会議運営、追加議案について協議
- 6日 ○本会議 個人質疑(5人)、小川みさ子議員の発言取消しを許可  
○議運委 発言通告と質疑のあり方について協議
- 7日 ○本会議 個人質疑(5人)  
○議運委 追加議案の取扱いについて協議
- 8日 ○本会議 個人質疑(5人)。議案23件を関係常任委員会に付託。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算(第10号)の議案1件を上程。市長提案説明。同議案を関係常任委員会

に付託。令和2年度決算関係議案9件について、決算特別委員長の審査報告。令和2年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算など議案5件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも認定。その他の議案4件についても、いずれも認定

- 9日 ○総環委 鹿児島市過疎地域持続的発展計画の策定に関する件など議案3件を審査し、いずれも原案可決。所管事務調査として、固定資産税の評価替えについて質疑。報告事項として、第二期鹿児島市シティプロモーション戦略ビジョンの素案に係るパブリックコメント手続の実施、個人情報漏えい等に係る公表基準の制定、鹿児島市行政改革大綱の素案に係るパブリックコメント手続の実施、(仮称)鹿児島市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(第五次鹿児島市地域情報化計画)の素案に係るパブリックコメント手続の実施、ネクスト“アジア・鹿児島”イノベーション戦略(改定素案)に係るパブリックコメント手続の実施、第二次鹿児島市公共交通ビジョン(素案)に係るパブリックコメント手続の実施、第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想(素案)に係るパブリックコメント手続の実施、第三次鹿児島市環境基本計画(素案)に係るパブリックコメント手続の実施結果、ゼロカーボンシティかごしま推進計画(素案)に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市再生可能エネルギー活用計画(素案)に係るパブリックコメント手続の実施結果、第二次鹿児島市生物多様性地域戦略(素案)に係るパブリックコメント手続の実施結果、第四次鹿児島市一般廃棄物処理基本計画(素案)に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑
- 防福こ委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案7件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市国土強靱化地域計画(改定素案)に係るパブリックコメント手続の実施、第5期鹿児島市地域福祉計画素案に係るパブリックコメント手続の実施、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限の延長等について説明を受け、質疑
- 市文委 損害賠償の額の決定及び和解に関する件など議案4件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市文化芸術推進基本計画(素案)に係るパブリックコメント手続の実施、川商ホール(市民文化ホール)の利用休止、おくやみコーナーの開設、鹿児島市パートナーシップ宣誓制度の開始日及び利用可能なサービス、第3次鹿児島市男女共同参画計画(素案)に係るパブリックコメント手続の実施、教育委員会活動の点検・評価報告書、市立小学校におけるいじめの重大事態の申立てについて説明を受け、質疑
- 産観企委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案10件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第3期鹿児島市農林水産業振興プランの素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市中小企業振興基本条例(仮称)の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、第2期鹿児島市商工業振興プランの素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、プレミアムポイント事業における飲食店応援ポイント購入限度額の引上げ、鹿児島市立病院再整備計画(素案)及び第2期鹿児島市病院事業

経営計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、「鹿児島市上下水道ビジョン」及び「第2期鹿児島市上下水道事業経営計画」の策定に関するパブリックコメント手続の実施結果、第2期鹿児島市船舶事業経営計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑

- 建消委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案4件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープランの素案に係るパブリックコメント手続の実施、土地区画整理事業の事業計画変更、鹿児島市空き家等対策計画の改定素案に係るパブリックコメント手続の実施、鹿児島中央駅西口地区の都市計画通路の決定について説明を受け、質疑
- 15日 ○議運委 追加議案の取扱い、陳情の付託、閉会中の継続調査の件、12月17日の本会議運営、議会改革、議運行政調査、子育て世帯への臨時特別給付金に係る議長からの発言について協議
- 16日 ○議運委 追加議案、追加議案の取扱い、個人質疑発言通告一覧表の確認等、12月17日の本会議運営について協議
- 17日 ○本会議 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。同意。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第9号）など議案24件について、5常任委員長の審査報告。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第9号）の議案1件については、起立表決（電子表決）の結果、原案可決。その他の議案23件についても、いずれも原案可決。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第11号）の議案1件を上程。市長提案説明。個人質疑（1人）。委員会付託省略
- 議運委 本日のこれからの本会議運営（第91号議案の表決方法及び討論、再開後の本会議運営）について協議
- 本会議 令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第11号）を原案可決。陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決。下鶴市長及び川越議長あいさつ
- 桜島爆発 委員会の行政視察について協議
- 都市整備 委員会の行政視察について協議
- 27日 ○議運委 令和4年第1回市議会臨時会、議運行政調査について協議

（注）略記した各委員会等の正式名称は次のとおり

- 総環委・・・・・・・・・・総務環境委員会
- 防福こ委・・・・・・・・・・防災福祉こども委員会
- 市文委・・・・・・・・・・市民文教委員会
- 産観企委・・・・・・・・・・産業観光企業委員会
- 建消委・・・・・・・・・・建設消防委員会
- 議運委・・・・・・・・・・議会運営委員会

桜島爆発	桜島爆発対策特別委員会
都市整備	都市整備対策特別委員会
総合計画	第六次総合計画基本構想審査特別委員会
決算委	決算特別委員会

## 令和3年第3回市議会定例会において可決された意見書

### コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

令 3 . 9 . 27 第 3 回 定 例 会 で 可 決  
提 出 先 衆 議 院 議 長 , 参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 , 内 閣 官 房 長 官  
財 務 大 臣 , 経 済 産 業 大 臣  
経 済 再 生 担 当 大 臣 , 総 務 大 臣

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及んでおり、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況が見込まれます。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策など喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が必要であり、その確保策として、地方税制の充実確保が強く望まれます。

よって、国におかれては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要請します。

#### 記

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に影響を与えないよう、十分な総額を確保すること。
2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものであることから、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
3. 令和3年度税制改正において講じた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。
4. 令和3年度税制改正において講じた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長については、さらなる延長は断じて行わないこと。
5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。



## 令和3年第3回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第4号	受 理 年 月 日	令2. 11. 25
件 名	「地域自治」の充実について		
結 果	令和3. 9. 27 第3回定例会で不採択		
付託委員会	市民文教委員会		

## (委員会における審査経過)

本件は、1項＝「鹿児島市自治基本条例」を早急に制定すること。2項＝地域コミュニティ協議会の活動拠点の整備計画を策定すること。以上の点について要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、1項＝自治基本条例については、(一財)地方自治研究機構によると「自治体の自治(まちづくり)の方針と基本的なルールを定める条例」とされており、その内容は個々の条例によって異なるものの、基本理念、市民等の権利・責務、自治体運営の原則及び住民自治の仕組み等について規定されることが多く、平成13年に北海道のニセコ町で施行されて以降、10年代後半に全国に広がり、令和2年4月1日現在、391の自治体が制定している。

一方、本市においては、平成23年3月に策定した鹿児島市コミュニティビジョンにおける「地域コミュニティ連携組織」(既存の町内会や校区公民館運営審議会など幅広い地域コミュニティ組織が、本来の役割と機能を生かしながら連携する組織)を具現化した地域自治組織である地域コミュニティ協議会の設立が、全市域で完了している。なお、組織の検討を進める中で、構成団体や役割が既存の校区公民館運営審議会と重複するとの指摘を踏まえ、同審議会のほかNPOや企業などを加えた上で協議会へ移行しており、設立に当たっては「鹿児島市地域コミュニティ協議会の設立等に関する要綱」に基づき、市長への設立届を受けて協議会へ登録通知書を交付している。

条例制定に関する本市の考え方は、過去の本会議において企画財政局長が「他都市の自治基本条例に盛り込まれている市民参画、情報公開、行政評価などについては、既にそれぞれ個別の条例等を定めて取り組んできている」旨の答弁をしている。また、協議会の位置づけや役割等を規定した個別の条例制定に関しては、協議会は地域主体のまちづくりを進めるための住民自治組織であり、鹿児島市コミュニティビジョンにおいて地域コミュニティ連携組織を明確に位置づけ、要綱に基づき協議会の登録や補助金の交付、地域連携コーディネーターによる活動支援等を行うことで、協議会の存在や役割が認知されてきていること、他都市の多くも条例ではなく要綱等に基づき運用していることなどから、条例で規定しなければならないものではないと考えている。

2項＝協議会の活動拠点については、ほとんどの協議会（79 協議会中、74 協議会）が事務局を校区公民館に置き、活動内容によって近隣の体育館や地域福祉館等を利用しており、事務局の多くは週に3日から4日開設され、その開設時間は9時から12時などとなっている。活動拠点整備に関する本市の考え方は、協議会が活動拠点として利用している校区公民館の多くは、ホールが2階にあるなど、利用者に不便な点はあるものの、活動内容によって近隣の体育館や地域福祉館などを利用しており、利用頻度を踏まえた必要性や財政的な課題などから、引き続き、既存施設の有効利用による対応を考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に添いえないものとして不採択とすべきものと決定。

# 議長会報告

(令和3年6月～12月)

## (1) 開催状況

年 月 日	会議名及び場所	主な議題等	主な議決事項等
令和3.7.29(木)	鹿児島県市議会議長会 定期総会 於：垂水市	・提出議案26件の審議等について	・「鹿児島東西・南北幹線道路の早期整備」など議案26件を可決し、関係省庁等に要望活動を行うことを決定
令和3.10.27(水)	九州市議会議長会 第3回理事会 ※書面開催	・提出議案16件の審議等について ※うち鹿児島県関係分2件 ・全国市議会議長会評議員会提出議案の審議について	・「南九州地域の交通網の整備促進」など議案16件を可決し関係省庁等への実行運動を行うことを決定 ・「GIGAスクール構想」実現に向けた継続的な支援」及び「九州における高速交通網等の整備促進」の正議案2件及び予備議案1件を全国市議会議長会評議員会提出議案とすることを決定
令和3.11.9(火)	九州市議会議長会 支部長・相談役会議 於：東京都	・10月の第3回理事会で可決した議案16件の関係省庁等への実行運動等について ※うち鹿児島県関係分2件 (内容については、第3回理事会に同じ)	・「南九州地域の交通網の整備促進」など議案16件について、関係省庁等への実行運動
	鹿児島県市議会議長会 臨時総会 ※書面開催	・7月の定期総会で可決した議案26件の関係省庁等への要望について	・「国土交通省予算の確保について」など26件について、関係省庁等要望先の確認
令和3.11.10(水)	全国市議会議長会 第225回理事会・ 第111回評議員会合同会議 於：東京都	・会長提出議案5件及び部会提出議案18件の審議等 ※うち、九州部会関係分2件 (内容については九州市議会議長会第3回理事会において全国市議会議長会評議員会提出議案として議決された正議案に同じ)	・「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議」及び「高速交通網等の整備促進」など議案23件を可決し関係機関への実行運動を行うことを決定

## (2) 議決された要望

### ① 鹿児島県市議会議長会関係

鹿児島県市議会議長会定期総会（令和3.7.29開催）

#### 道路整備等公共事業関係予算の確保について

本県は、多くの離島や半島などを抱える厳しい地理的条件に加え、特殊土壌であるシラスに覆われ、台風などの自然災害に対し脆弱な地域である。また、主な交通手段として自動車交通への依存度が高く、他県に比較して高齢化も著しく進行している状況である。

こうしたことから、本県にとって道路は、地域の発展や経済活動を支える最も重要な社会基盤であると共に、防災ネットワークや救急医療体制の構築により住民の安心・安全を確保するための生命線であり、道路整備の重要性、必要性は一層増大している状況にある。

また、新型コロナ収束後に経済をV字回復させるとともに、地方創生及び国土強靱化を推進し、真に必要な道路整備や維持管理を計画的かつ着実に進めていくことが求められている。

さらに近年は、台風の大型化や局地的に大雨をもたらす線状降水帯等に見られるように、記録的な暴風や大雨等により、河川氾濫や土砂災害が発生し、住民の生命・財産に被害が生じており、河川や砂防対策も急がれている。

昨年12月に閣議決定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、激甚化する風水害や巨大地震への備えを充実させるほか、インフラの老朽化対策や防災分野のデジタル化推進に、自治体支出分や民間投資なども含め15兆円規模の巨費が必要とされている。

よって、地域活性化や住民生活に不可欠な道路整備の必要性及び地方財政の危機的状況に十分配慮し、地方にとって真に必要な道路の長期安定的な整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、令和4年度道路関係予算の要求額を満額確保及び、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めていくために、国土交通省全体の公共事業関係予算の総枠を十分確保していただくよう強く要請する。

#### 東九州自動車道の建設促進について

東九州自動車道は、九州東海岸地域を連絡し、九州縦貫自動車道及び九州横断自動車道とともに九州を循環する高速道路ネットワークを形成し、東九州はもとより、九州全体の産業、経済、観光、文化等の一体的発展と浮揚に貢献する路線である。また、災害時における緊急輸送道路や代替道路の確保など、今後の安心・安全な地域づくりを進める上でも必要不可欠である。

県内及び大隅半島近隣の整備状況は、新直轄方式により「清武南～日南北郷間」の整備が進む中、平成28年度に「日南東郷～油津間」、「夏井～志布志間」が新規事業化、平成29年度に「日南北郷～日

南東郷間」が供用開始、令和元年度に「油津～南郷間」、「奈留～夏井間」が新規事業化となるなど、早期完成に向けた整備が進んでいるものの、「南郷～奈留間」については、未だ事業化がなされておらず、早期の事業化と全線開通が望まれているところである。

大隅地域は、半島という地理的条件に加え、地域の発展・振興の基盤となる高速道路ネットワークの整備が遅れていることから、大隅地域全体の活性化と自立的発展の確立を促進し、一体的浮揚を図るためには、東九州自動車道の早期整備は不可欠である。

については、東九州自動車道の建設を促進するため、道路事業に必要な予算を長期的かつ安定的に確保し、下記の事項について特段の措置が講じられるよう強く要請する。

#### 記

- 1 「南郷～奈留間」の早期事業化を図ること。
- 2 「日南東郷～南郷間」、「奈留～志布志間」の供用予定年次の公表及び早期完成を図ること。
- 3 「清武南～日南北郷間」の早期完成を図ること。
- 4 隼人道路4車線化の整備促進を図ること。
- 5 暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間である「末吉財部IC～隼人東IC間」の早期事業化を図ること。

### 南九州西回り自動車道の整備促進について

南九州西回り自動車道は、平成29年3月に高尾野北～野田間、同年11月に出水～高尾野北間、平成31年3月に津奈木～水俣間が供用され、地域住民は、着実に事業推進が図られていることを実感している。

また、阿久根～薩摩川内水引間（22.4km）の「阿久根川内道路」は、令和2年12月に湯田西方（仮称）～薩摩川内水引間の着工式が行われるなど、着々と整備推進が図られている。

八代市から水俣市・出水市・阿久根市・薩摩川内市・いちき串木野市を結ぶ南九州西岸地域は、自然環境、産業、観光等で豊かなポテンシャルを持ちながらも地域の発展に必要な社会基盤の整備が大きく立ち後れており、特に高速交通機関が十分に発展していない本地域においては、高規格幹線道路をはじめとする道路整備が大きな課題となっている。

本自動車道は、人、モノ、情報等の広域的な交流ネットワークの形成や地域活性化に寄与するものとして、大きな期待が寄せられている。また、災害発生時における周辺地域住民の迅速な広域避難や物資の緊急輸送などに大きな役割を担う重要な道路でもある。

については、地元住民の地域づくりへの熱意、南九州西回り自動車道の早期完成への永年の熱望を御賢察いただき、次の事項について、格段の御高配を賜るよう要望する。

## 記

- 1 芦北出水道路（県境～出水間）及び阿久根川内道路の整備促進を図ること。
- 2 芦北出水道路（県境～出水間）及び阿久根川内道路の供用予定年度を明示すること。
- 3 暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間である「美山IC～伊集院IC間」の事業中区間の整備促進及び残る優先整備区間の早期事業化を図ること。

**地域高規格道路「鹿児島東西幹線道路」の早期整備について**

「鹿児島東西幹線道路」は、九州縦貫自動車道や整備が進む南九州西回り自動車道、「鹿児島南北幹線道路」などの道路と一体となって広域幹線ネットワークを形成する高規格道路として必要不可欠な路線である。

また、この道路は、鹿児島市を核とする広域都市圏内等の有機的な交流・連携機能を一層高め、物流、経済活動の飛躍的な向上並びに交流人口の拡大を図るものであるとともに、鹿児島市域の東西交通軸を強化し、市民生活の利便性を向上させる骨格道路であることから、その整備は急務となっている。

鹿児島ICから高麗通線付近までの区間は「鹿児島東西道路」として、平成13年度に事業化され、平成25年9月には、関係各位のご尽力により、新武岡トンネルを含む鹿児島ICから建部ICまでの約2.2km区間が供用開始され、現在、東西道路シールドトンネル（下り線）新設工事等に取り組まれている。

この道路は、鹿児島ICを経由する広域交通と、市域周辺の団地等から流入する都市内交通が混在することによる武岡トンネル付近の抜本的な交通渋滞解消に向けて、広域交通を分担する道路として整備が急がれている。さらに、平成30年10月には、南九州西回り自動車道における唯一の未着工区間であった阿久根川内道路も工事着手されるなどの着実な整備に伴い、今後、武岡トンネル付近における交通量の更なる増加が見込まれ、渋滞が一層深刻化することが懸念されることから、田上ICから甲南IC（仮称）までの整備区間の早期完成が望まれるところである。

については、東西幹線道路の整備効果と、早期整備に寄せる地域住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について、格別のご高配を賜るよう要望する。

## 記

- 1 田上ICから甲南IC（仮称）までの区間の早期完成を図ること。
- 2 甲南IC（仮称）以東については、早急に事業に着手すること。

## 地域高規格道路「鹿児島南北幹線道路」の早期整備について

「鹿児島南北幹線道路」は、九州縦貫自動車道や整備が進む南九州西回り自動車道、事業化された「鹿児島東西幹線道路」などの道路と一体となって広域幹線ネットワークを形成する高規格道路として必要不可欠な路線である。

また、この道路は、鹿児島市を核とする広域都市圏内等の有機的な交流・連携の促進に資するとともに、鹿児島市の南北交通軸の強化により、市域内の国道10号、225号等の幹線道路の慢性的な渋滞を解消し、経済の活性化を図るとともに、市民生活の利便性を向上させる骨格道路である。

しかしながら、平成6年12月に地域高規格道路の「計画路線」として指定を受けた後、未だに「調査区間」への指定がなされていない状況である。

については、南北幹線道路の整備効果と、早期整備に寄せる地域住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について、格別のご高配を賜るよう要望する。

### 記

- 1 南北交通軸の交通渋滞対策を早急に講じること。
- 2 鹿児島南北幹線道路を事業化すること。

## 地域高規格道路「北薩横断道路」の整備促進について

「北薩横断道路」は、九州縦貫自動車道や、現在整備が進む南九州西回り自動車道の高規格幹線道路を補完し、南九州地域における広域ネットワークの形成を図る重要な役割と、川北薩地域と鹿児島空港を直結する空港アクセス道路としての機能をもつ全長65kmの地域高規格道路であり、九州西岸軸構想の推進と一体化する高速交通網を構築する上で最も重要な路線である。

この路線の整備促進により、経済・観光等の地域間交流はもとより、本地域と鹿児島空港、地方拠点都市等との連携機能がさらに高まり、都市部への物流・経済活動が飛躍的に向上し、県内外との広域的な交流の活性化がより一層促進されることは確実である。

これまで本地域においては、地域高規格道路の計画路線として「北薩横断道路」の指定がなされ、既に野坂 I C～さつま広橋 I C 間10.6km、さつま泊野 I C～高尾野 I C 間14.5kmが供用開始され、当該道路の整備が着実に図られてきている。

また、「鹿児島空港」から「野坂 I C」間の「溝辺道路」が令和元年度に事業化され、紫尾道路の「高尾野 I C」から阿久根市折口（一般国道3号）に接続する「阿久根高尾野道路」9.0kmは令和3年3月に着工されたところである。

さらに、令和3年度には広瀬～さつま泊野 I C 間10kmの事業化が正式決定し、「北薩横断道路」の全区間が事業化された。

については、本道路の早期完成及び供用開始の実現を促進するため、下記の事項について、特段の配慮を要望する。

記

- 1 広瀬道路，阿久根高尾野道路，宮之城道路及び溝辺道路の早期開通を図ること。
- 2 北薩横断道路全体の一層の整備促進を図ること。

### 地域高規格道路「都城志布志道路」の建設促進について

地域高規格道路「都城志布志道路」は、鹿児島県大隅半島と隣接する宮崎県都城市を南北に縦貫し、曾於市、志布志市をつなぐ幹線道路として整備が進められてきた。

志布志港が国際バルク戦略港湾として本格整備が始まる中、本年2月に「有明東IC～志布志IC間」が、3月には、県境区間の「金御岳IC～末吉IC間」が、それぞれ供用開始された。また、令和3年度には「乙房IC～横市IC間」が供用開始予定になっており、これにより令和3年度末には、全体延長約44kmのうち約35kmが供用され、供用率は約80%となる。このことにより、志布志港周辺の臨海工業団地の整備も加速し、企業進出や民間投資の誘発等、大きな波及効果が見込まれる。

併せて、本路線と東九州自動車道の「曾於弥五郎IC」を連結することにより、災害時の広域的なネットワークの多重性・代替性の確保、また志布志港までの所要時間短縮による経済効果や地域間連携の強化が期待される。

については、地域高規格道路「都城志布志道路」の建設を促進するため、道路事業に必要な予算を長期的かつ安定的に確保し、下記の事項について特段の措置が講じられるよう強く要請する。

記

- 1 早期の全線供用開始を図ること。
- 2 整備が進められている本路線及び東九州自動車道の連結も視野に入れた、効果的整備の早期事業化を図ること。

### 鹿児島港臨港道路（鴨池中央港区線）の整備促進について

港湾施設は、産業活動や市民生活を支える基幹的な社会資本であり、地域が発展していくためには、今後ともその整備を推進する必要がある。

特に、観光資源が豊富で多くの離島を有する本県の特性を生かし、観光を主とした経済の活性化と、



効率的かつ安定的な海上輸送ネットワークの形成を図るためには、臨港道路の早期整備が必要不可欠である。

よって、次の事項について特段の配慮を求めるものである。

#### 記

港湾物流の円滑化を図るとともに、臨海部の交通混雑を緩和するため、臨港道路（鴨池中央港区線）の早期整備を図ること。

### 大隅縦貫道の建設促進について

大隅地域は、半島という地理的条件もあり、高速交通体系が他の地域に比べて著しく遅れている。

大隅縦貫道は、東九州自動車道との高速交通ネットワークを形成することにより、鹿児島空港や志布志港などの各拠点施設と連結して、大隅地域の自立的発展と広域連携を促進し、地域活性化を図るうえで必要不可欠な地域高規格道路として、また、緊急医療、災害時の代替ルートとして整備が期待されている道路である。

このような中、当路線においては、平成26年12月に鹿屋串良JCTから笠之原IC間、約6kmの串良鹿屋道路が開通し、また、平成27年4月には鹿屋市吾平町地内において吾平道路が整備区間の指定を受け、現在約4kmの区間で事業が進められており、また、令和元年度には、南大隅町大中尾地区の延長約4kmが新規着手され、さらに、令和3年3月には、「吾平大根占田代道路」の新規事業化が決定したところである。

しかしながら、今後、大隅地域特有の第一次産業を基軸とする地場産業の振興や企業誘致、観光開発・誘致など、各種プロジェクトが広域的連携により展開されていることや、国際バルク戦略港湾として志布志港の整備が進められる上でも重要な道路となるため、早期に整備を進めることが必要である。

このようなことから、下記の事項について、早急な措置が講じられるよう強く要請する。

#### 記

- 1 「吾平道路」の早期完成を図ること。
- 2 「吾平大根占田代道路」の早期整備を図ること。
- 3 「吾平大根占田代道路」より南のさらなる整備促進を図ること。

## 薩摩半島横断道路の早期整備について

薩摩半島を縦貫する南薩縦貫道は、鹿児島市と南薩地域の物流の効率化や時間短縮などにより地域経済の発展に資するために整備された。

この南薩縦貫道や指宿スカイラインを活用し、南さつま市と指宿市を最短で結ぶ薩摩半島横断道路は、南薩地域の交通の利便性、周遊性を一層高め、産業・経済・観光・文化の振興、消防・救急活動及び環境衛生等の生活広域行政の充実が期待できるとともに、大規模災害等が発生した際の避難・救援ルート等となる広域的な交通ネットワークの構築等にも繋がることから、骨格道路である南薩縦貫道や指宿スカイラインと結節する下記路線の早期整備を強く要望する。

### 記

- 1 南さつま市役所前交差点～南薩縦貫道・南九州神殿 I C 間
- 2 南薩縦貫道・瀬世交差点～指宿スカイライン・穎娃 I C 間
- 3 指宿スカイライン・池田交差点（仮称）～指宿市街地（国道226号）

## 大隅横断道路の早期実現について

大隅横断道路（垂水市～高隈トンネル～鹿屋串良 J C T 間）は、東九州自動車道等と垂水港との連結により、大隅半島の各拠点を結ぶ幹線道路ネットワークを形成し、県都鹿児島市と志布志港を起点とする物流の促進、交通の利便性の向上や生活圏の拡大が期待できるとともに、新たな観光ルートの確立・交流が期待される。

また、国道220号との2路線を確保することで、災害時における交通網のリスク分散を図ることが可能となり、安心安全な経済活動の推進が図られる。

以上のことから、大隅地域全域の更なる発展の推進に必要不可欠であるので、大隅横断道路の早期事業化を図るよう要望する。

## 国道10号鹿児島北バイパス及び白浜拡幅の整備推進について

国道10号は、福岡県北九州市を起点とし、大分県・宮崎県を経て始良市・鹿児島市に至る東九州の根幹をなす主要幹線道路であり、東九州の経済、産業、文化の発展に大きく寄与する道路である。鹿児島市は地形的な制約により市外から市内に流入するルートが限られており、中でも始良・霧島方面など鹿児島市の北側からの主な流入ルートである国道10号は、磯地区周辺で交通容量の不足等から慢性的な交通渋滞が発生している。

磯地区は観光レクリエーション地区であり、世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つである旧集成館があることから、今後、観光客の更なる増加や遺産価値の保全の観点から磯地区への交通流入の改善が急がれている。

このような中、国道10号鹿児島北バイパスについては、社会情勢の変化などを踏まえ、ルートを検討がなされてきたが、平成27年12月に山岳ルートをもとに、都市計画の変更が行われ、現在、祇園之洲地区において、仮栈橋設置工事や祇園之洲橋下部工工事等に取り組まれている。

また、国道10号の始良市白浜地区から国道10号鹿児島北バイパス起点までの区間においても2車線区間があり、さらに急峻な傾斜地に面していることから、台風や集中豪雨などによる土砂災害等に対する防災面への対応も求められ、現在、脇元地区において改良工に取り組まれている。

しかしながら、令和元年6月から7月にかけての大雨では、始良市重富から鹿児島市吉野町磯間が、約3日間も全面通行止めとなったところであり、安心安全なまちづくりの要として災害に強い道路整備が喫緊の課題となっていることから、インフラの老朽化対策や気候変動への対応など近年の情勢を踏まえ、事業の充実、対象事業の拡充（緊急待機場所等の整備など財政的支援）も必要などである。

本道路の整備は、鹿児島市や始良・霧島地域の活性化はもとより、今後も増加が予想される観光客等の利便性向上や地域住民の安全確保に関わる重要かつ喫緊の課題であることから早期に整備していただくよう、下記事項について、格別のご高配を賜るよう要望する。

#### 記

- 1 国道10号鹿児島北バイパスについて、早期完成を図ること。
- 2 白浜拡幅を含む残る2車線区間の早期4車線化の整備を図ること。

### 国道10号の4車線化及び交差点改良について

国道10号は地域交通体系の基幹であり、東九州自動車道「末吉財部IC」（曾於市）と都城志布志道路「五十町IC」（宮崎県都城市）が連結する本道路を一部4車線化で整備することにより、アクセス機能が向上し、鹿児島・宮崎間の物流や観光及び南九州の農林畜産業等の産業振興に大きな効果が期待できるため、早期の事業着手を要望する。

また、国道10号と交差する県道の交通安全対策として、令和元年度より現地測量等が実施され、改良事業が着手されたが、一刻も早い完成を切に要望する。

## 国道220号の整備促進について

一般国道220号は、宮崎市を起点とし志布志市・鹿屋市・垂水市を経て、霧島市に至る路線であり、大隅地区の産業・経済・観光・文化等の振興にとって必要不可欠な主要幹線道路である。

国道220号の垂水市域の大半の区間は、鹿児島湾の海岸線に沿って片側は急峻なシラス台地の崖下に整備された道路のため、降雨による崖崩れ等の影響を受けやすい状況である。

特に、牛根境地区については防災事業の一部未完成区間があり、牛根境から霧島市福山間も含め、連続雨量200mmでの通行規制は依然として続いている。そのため、今後も通行止めが発生した場合、地域住民の生活はもちろんのこと、本市のみならず霧島市を含めた産業・経済活動等に多大な支障を来し、地域経済に及ぼす影響は著しいものがあると思われる。

また、牛根地区で児童・生徒や老人等の交通弱者などの通行の安全確保を目的に歩道整備事業が着手され年々進んでいるが、歩道未設置地区や狭い区間も多く、大型車の通行も多いことから、着手地区全ての両側歩道について早期の整備完了が望まれる。

よって、大隅半島全体を着実に発展させていくためにも、牛根境地区の防災事業の早期完成に向け、事業の整備推進を図っていくとともに、現在進められている牛根境・境川地区の歩道整備を推進していく必要がある。

については、地域住民の生活・財産を守るため、下記事項について特段のご高配を賜るよう要望する。

### 記

- 1 垂水市牛根境防災の整備促進を図ること。
- 2 垂水市牛根境・境川地区及び二川地区歩道の整備促進を図ること。
- 3 古江バイパスの整備促進を図ること。
- 4 志布志市志布志町帖地区の歩道整備促進を図ること。
- 5 霧島市亀割峠防災の整備促進を図ること。

## 国道225号の早期整備促進について

国道225号は、県都鹿児島市と南薩地区を結ぶ産業・経済・観光・文化等地域の発展に欠かせない南薩地区の動脈路線であり、沿線住民の日常生活はもとより、高度医療・食料供給等の重要な役割を担っている幹線道路である。

これまでの整備により、川辺トンネルの開通及び付近の視距改良、鹿児島市下福元町影原交差点の改良が完了し、また、その他の沿線地区の整備も着実に進められており、地域住民の利便性向上とともに地元経済にも成果が表れている。

しかしながら、カーブが連続し交通事故の多発する区間や急峻な傾斜地を伴う防災要対策箇所、異

常気象時の事前通行規制区間があることから、道路が遮断された際は市民生活や地域の経済活動に多大な影響を及ぼすことが懸念されている。

また、通学する児童生徒の安全面はもちろんのこと、登坂車線や交差点の改良など効率の面からも一層の改善が望まれている。

このような状況をご賢察いただき、下記事項の早急な取り組みについて、特段のご配慮を賜るよう強く要望する。

#### 記

- 1 峯尾（みねお）峠の視距改良事業L=1,000mの早期着手を図ること。
- 2 川辺峠南九州市側の登坂車線未整備区間L=800m及び連続カーブ区間L=700mの早期整備を図ること。
- 3 南九州市川辺町田代地区の登坂車線の早期整備を図ること。
- 4 南九州市川辺町木場田（ごばんた）橋の改修を図ること。
- 5 南九州市川辺町両添（りょうぞえ）上交差点と両添交差点及び周辺の両添地区事故対策事業の早期完成を図ること。
- 6 南九州市川辺町平山地区の歩道及び交差点の早期整備を図ること。

### 国道226号の整備促進について

国道226号は、県都鹿児島市と指宿市を結び、さらには南九州市、枕崎市を経て南さつま市に至る幹線道路であり、薩摩半島地域の産業、経済の発展はもとより、地域住民の生活道路及び観光の主要ルートとしても極めて重要な路線であることから、同路線の早期整備のため、次の措置を要望する。

#### 記

- 1 国道226号喜入旧市（もとまち）交差点から平川道路起点までの4車線化に向けた調査検討と早期事業化を図ること。
- 2 国道226号指宿市十二町交差点から鹿児島市平川道路起点までの当面の交通の円滑化と安全性の確保を図るため、線形改良や道路拡幅、交差点の改良、歩道の設置等の整備を図ること。
- 3 県管理に係る国道226号の交通の円滑化と安全性の確保を図るため、未改良区間の早期整備、歩道の設置、路面の老朽化対策等に必要な支援を図ること。また、次の事項の整備促進を図ること。
  - (1) 早期完成及び早期整備等について
    - ア 南さつま市笠沙町笠沙道路工区（高崎山地区から野間池地区間）の早期完成
    - イ 南さつま市笠沙町野間池道路工区（野間池地区から今岳地区間）の早期着手

ウ 南さつま市坊津町久志道路工区（久志地区）の早期着工

エ 指宿市山川成川地区（山川高校前交差点）の早期着手

(2) 歩道整備について

ア 南九州市颯娃町長崎地区の歩道設置の早期着手

イ 南九州市颯娃町大川から知覧町門之浦区間の歩道設置の早期着手

## 国道270号の早期整備促進について

薩摩半島西部は、豊かな自然や古い歴史等の観光資源に恵まれた地域であり、また、ごみ処理等広域での取り組みを行っており、さらに広域的な連携の強化を目指している。

一方、自動車交通に依存するこの地域では、国道270号は福岡や熊本等と連絡する南九州西回り自動車道へのアクセス道路であり、地域の生活や産業・経済・観光・文化の振興の上からも、極めて重要な幹線道路である。

しかし、本路線は代替路がなく、頻発する集中豪雨や台風等により、しばしば通行止めが発生し、住民生活はもとより災害時の避難や救援活動にも支障を来している。また、原子力発電所における有事の際には住民が避難するために必要不可欠な基幹道路となる。

このようなことから、地域住民の生活や社会経済活動を災害から守り、物流の増加や各地域からの新鮮な農水産物の運搬時間の短縮をはじめ、運搬効率の向上を図るため、交通量や円滑な交通に対応した拡幅・付加車線等の整備や、住民が安心・安全に通行できる広幅員歩道等の整備など、早急な対応が強く求められているところである。

ついては、本路線の早期整備に寄せる地域住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について、特段のご配慮を賜るよう強く要望する。

### 記

- 1 災害時や原子力発電所における有事の際の円滑・迅速な避難や救護活動を確保するため、集中豪雨や台風時の冠水等による交通途絶のない、災害に強い安心・安全な道路の整備促進を図ること。
- 2 円滑な交通に対応した道路の拡幅や道路線形の改良、付加車線等の整備を促進するとともに、高齢者や子ども等の歩行者が安全・快適に通行できる歩道の整備を図ること。

## 国道447号の整備促進について

国道447号は、宮崎県えびの市を起点とし鹿児島県伊佐市を経て出水市に至る南九州地区の横断道路であるが、霧島連山や九州山地に囲まれているため、急カーブや急勾配の区間、すれ違い困難な未

整備区間が多く残されており、夏季は濃霧の発生、冬季は積雪凍結による交通規制が行われている状況にある。

本路線は、沿線地域の人、モノ、情報等の交流拠点として県際交流を促進し、農林業をはじめ、観光・商工業の振興に大きな役割を果たし、現在伊佐～えびの間を大きく迂回している国道268号に依存することなく、九州縦貫自動車道（えびのIC）と、現在建設中の南九州西回り自動車道の両高規格道路を東西に最短距離で結ぶ幹線道路でもあり、また、九州新幹線出水駅へのアクセス道路でもある。

このようなことから、地域沿線の社会活動や経済基盤の発展に大きく寄与することとなる両県境バイパス（トンネルを含む）の早期完成をはじめとする本国道の整備が強く望まれている。

ついては、本路線の重要性と、沿線住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について特段のご配慮を賜るよう強く要望する。

## 記

宮崎県えびの市真幸地区から鹿児島県伊佐市大口青木地区間のバイパスの早期完成と未整備区間の解消を図ること。

### 島原・天草・長島架橋構想の推進について（牛深～長島間の早期着工について）

島原・天草・長島架橋構想は、九州縦貫自動車道、九州横断自動車道、東九州自動車道、西九州自動車道、南九州西回り自動車道などの九州を一周する環状型の高規格幹線道路網を併せた高速交通体系を確立し、広域観光ルート・広域物流拠点の形成、新産業の創出など産業全般の振興を図るとともに、九州西岸軸構想の主要プロジェクトとして、有明海・八代海沿岸地域を環状に結ぶ広域的幹線道路ネットワークを形成するものであり、政治・経済・教育・文化・観光等の地域間交流及び活性化に大きな役割を果たすものである。

特に、平成28年熊本地震により、九州縦貫自動車道をはじめとする、九州内の交通ネットワークが寸断されたことを受け、リダンダンシー（多重性）の役割を果たす新たな縦軸としての本架橋構想の重要性が再認識されたところである。

なお、本構想については、平成28年3月に国土交通大臣により決定された九州圏広域地方計画において、「長崎、熊本、鹿児島の3県にまたがる九州西岸地域における多様なネットワークの形成による交流・連携機能の強化を図る。」と記述されている。

これまで、関係3県等においては、構想推進講演会や構想推進地方大会の開催、関係地域の小学生が参加するサッカー大会の開催など、地域間の積極的な交流を推進し、機運の醸成を図ってきている。

また、国、関係3県等により、様々な調査が実施され、多くの基礎的データが蓄積されつつあり、国においても、鹿児島県長島町及び長崎県南島原市口之津町における地震観測調査や船舶航行実態調

査等のほか、具体的な事業化を見据えた調査が進められてきたところである。

以上のことから、今後、本構想を更に推進するため、次の事項について特段の配慮を要望する。

#### 記

- 1 島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に資する調査を再開すること。
- 2 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討を実施すること。

### 土砂災害発生時の応急措置に対する財政措置について

近年、全国各地で局地的集中豪雨に伴い土砂災害が頻発し、その度に甚大な被害が生じている。

被災箇所の復旧にあたり、県や市町村が実施する災害関連事業は、国庫補助の対象となるが、補助事業決定前に、二次被害発生を防止し、市民生活の安全を確保するために実施する応急的な措置については、補助制度がないために市町村が単独で行うことになっており、その財政負担は非常に大きなものとなっている。

については、集中豪雨等による土砂災害発生時に、二次被害発生防止のための仮設防護柵や大型土のう設置など、災害対策基本法に基づき市町村が行う応急措置に対して特段の財政措置を講じるよう強く要望する。

### 地域医療の確保について

現在、地方自治体が経営する公立病院においては、全国的に医師不足が顕著となっており、その解消が喫緊の課題となっている。また、診療科の偏在については、産科・小児科においても進行しており、深刻な社会問題となっている。

伊佐市の高度な医療や二次救急医療を担う鹿児島県北薩地域の中核的医療機関である県立北薩病院においても消化器内科では常勤医が不在、循環器内科、神経内科では医師不足が続いている状況である。

また、昨年当初からの新型コロナウイルス感染拡大により、地域の医療は大きな負担を強いられている。このような厳しい環境の中、公立病院は中核病院として、地域における医療のセーフティネットとしての役割を果たしてきたところであるが、地域医療に大きな影響を与えている「新医師臨床研修制度」の改変等による医師派遣の困難な状況は、地方の公立病院における医師の確保に重大な支障をきたし、公立病院の存続なども心配され、住民が地域医療に対し大きな不安を抱えた生活を強いられている現状である。

については、地域住民の身近で、なくてはならない地域医療の確保のため、下記の事項について、格



別のご高配を賜るよう要望する。

#### 記

- 1 医師不足の解消や偏在の是正を図るため、医師の計画的な育成、確保及び定着を目的とした実効性ある支援策を講じること。
- 2 地域住民だれもが、いつでも、どこでも必要な医療を受け、安全で安心な生活を送ることができるよう、公立病院の診療体制の強化を図るための支援策を講じること。

### 特殊地下壕対策の強化について

旧日本軍により設置された防空壕については、当時の実態を把握する資料は皆無に等しく、無数にある防空壕は戦後70年以上そのまま放置されており、鹿屋市内には、現在把握しているだけで632箇所の防空壕がある。

これまで、危険性の高い特殊地下壕については、特殊地下壕対策事業等を利用しながら埋め戻しなどの対策を実施してきているが、鹿屋市は、終戦直前には前線基地として位置づけられ、旧日本軍の手でいたるところに防空壕が張り巡らされていることから、今後、都市開発や土地利用の拡大等により、新たに危険性の高い防空壕が発見される場合や既存の防空壕の老朽化により、危険度が高くなる可能性及び未発見の防空壕の陥没等による災害が発生する場合は考えられる。

これらの、特殊地下壕対策については、一地方自治体で処理するには莫大な財政投資を必要とし、現在の財政状況では不可能な状況であることから、下記のとおり要望する。

#### 記

第二次世界大戦中における防空壕について、鹿屋市など特別な事情を有する自治体を特別地域に指定し、補助制度の抜本的見直しをするとともに、国の直轄事業として実態調査と埋め戻し工事を実施すること。

### 農林漁業の振興対策について

農林漁業は、食料の供給や、国土・自然環境の保全など、国民の生活に欠かせない重要な役割を担っている。しかしながら、我が国の農林漁業は、高齢化、担い手不足による労働力の減少、構造改革の立ち後れなどにより生産活動が低下し、荒廃農地の拡大や手入れの行き届かない森林の増加及び自然環境の変化等による漁獲量の減少が進行していることに加え、新型コロナウイルス感染症は国内

の農林漁業にかかる生産，流通，消費等あらゆる分野に対して過去にない大きな打撃を与え続けている。

こうした中，農林漁業の持続的な発展のためには，農地，森林，海洋生物資源等の適正な管理保全及び担い手の育成・確保とともに，食料自給率の向上等の取り組みが不可欠である。

このようなことから，国においては，下記の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

## 記

- 1 過疎地域及び中山間地域等における荒廃農地の解消や基盤整備，環境整備等に資する施策を積極的に推進し，農業の振興，農業経営の安定・効率化と地域環境整備等を図ること。
- 2 担い手不足や労働力不足を解消するため，自動操縦技術による省力化などICT技術活用による効率的で高品質な作物生産を目的としたスマート農業を推進するとともに，高額機械等導入に係る農家の負担軽減を図ること。
- 3 農業所得向上のための小規模農家に対する支援策を充実・強化すること。
- 4 「日本型食生活」の維持，食料自給率向上等のため，米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
- 5 畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実するとともに，口蹄疫，鳥インフルエンザ及び豚熱などの家畜伝染病等に対する支援策を拡充すること。
- 6 過疎化や高齢化に伴う荒廃農地の発生等により，有害鳥獣の生息域が拡大している中，農作物に甚大な被害を与えている有害鳥獣駆除等の被害防止対策を推進するとともに，自治体の負担軽減を図ること。
- 7 国土の保全，水源の涵養等の森林のもつ重要な役割を維持するため，森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援，治山事業等の推進，林産物の供給対策等の支援，木材利用の促進その他林業振興のための施策を推進すること。
- 8 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに，資源管理型漁業の推進，種苗生産体制の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら，水産業振興のための支援策を強化すること。

## 肥薩おれんじ鉄道に対する支援について

肥薩おれんじ鉄道は，地域住民の日常生活に欠かすことのできない交通手段として重要な役割を担っているとともに，国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から，貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担っている。

平成23年度，国の貨物調整金制度の拡充によりJR貨物からの線路使用料が大幅に増額したことは，累積赤字の圧縮につながり，同鉄道の安定経営に向けて前進したものと歓迎しており，観光列車「お

れんじ食堂」の導入や、貸切列車「おれんじカフェ」の導入は、客単価の上昇に伴う定期外収入の増加やインバウンド観光による外国人観光客の誘客にも相当程度貢献していた。

さらに、肥薩おれんじ鉄道を舞台とした映画「かぞくいろ」が平成31年3月から台湾でも公開されたことに加え、同年6月には、台湾鉄道屏東線・南廻線と姉妹鉄道協定を締結しており、更なるインバウンド観光による誘客が期待されていた中、新型コロナウイルスの影響に加え、令和2年7月豪雨により甚大な被害が生じたことで、一部区間では運休、代替輸送を余儀なくされるなど、経営の柱である“観光による誘客”は未だ十分な効果が見込めず、収支は悪化の一途をたどっている。

さらには、沿線地域の人口減少に伴う運賃収入の減少や、老朽化した施設・設備の更新等による多額の整備費、プロパー社員採用による人件費の増加等が見込まれることから、累積赤字の増大は避けられない状況にあり、地元自治体並びに、沿線外自治体まで財政負担を強いられている状況である。

そこで、大変厳しい経営状況にある肥薩おれんじ鉄道が、地域住民の日常生活を支える公共輸送機関であるとともに、域外からの誘客につながる観光資源の一つとして、さらには本県の物流を担う重要な機能の一つとして、将来にわたって安定的に維持・存続が図られるよう、また、利用客に対するイメージアップを図りながら北薩地域の魅力増進が図られるよう、下記の事項について強く要望する。

#### 記

- 1 並行在来線の赤字解消相当分も含まれているJR貸付料の活用など、幅広い観点から新たな財源確保措置を講じること。
- 2 施設・設備の整備等に対する国庫補助制度の拡充を図ること。

### 特別支援教育に関する財政措置等の充実について

平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、学齢期にある子どもたちの就学の在り方が大きく変容するに至った。

具体的には、障害者基本法第16条に記されているように、かつては就学先の決定は、市町村教育委員会の「就学指導委員会」において「就学基準に該当する障害のある児童生徒は特別支援学校に就学することを前提」とした判断がなされていたが、改正後の学校教育法施行令によって、就学基準はガイドラインとして残るものの「保護者や本人の意向を最大限に尊重し、特別支援学校に行くか、通常の小・中学校に行くかは個別に判断すべきものである。」と変更された。

さらに、平成25年度に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」が制定され、同法に基づき鹿児島県においては、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が定められ、同条例第13条では、「教育における障害を理由とする不利益取扱いの禁止」が規定され、保護者の意向を汲んだ就学先の決定が義務付けられるようになった。

このような中、我が国における障害のある児童生徒数は、年々増加傾向にあり、県内各市において

も、特別支援学級の増設や新設の要望とともに、校舎の増設等や特別支援教育支援員の配置増、医療的ケア児に対する看護師の配置の要望が出されている状況にある。

よって、国においては、障害のある児童生徒を受け入れる小・中学校において、新たな施設設備の整備をする場合の必要な財政措置のほか、特別支援教育に関わる教職員の定数並びに特別支援教育支援員配置、看護師の配置について、相応の支援体制の充実を図るよう強く要望する。

### 離島地域における燃油価格差縮減について

離島市町村は、これまでも交通基盤や産業基盤の整備等公共事業をはじめ、各種振興策に取り組んではきているものの、人口減少や高齢化等が進み、基幹産業である農林水産業も多くの課題を抱えるなど、極めて厳しい状況となっており、本土との間に大きな格差が生じている。

これは、離島の生活必需品の高さや輸送などの経済活動に伴い生ずる生産資材や原料等のコスト高といった、離島であるがゆえの不利条件に起因するものであり、このような不利条件が離島での定住や産業発展の阻害要因となっている。

その中でも特に、ガソリンについては、「離島のガソリン流通コスト対策事業」の導入により価格の引き下げが行われているものの、導入後においても依然として本土と比較して割高になっており、ガソリン以外の軽油についても同様であり、自家用車に大きく依存している離島においては、島民生活の大きな負担となっている。また、農林水産業や観光、商工業等、産業経済活動においても、燃油価格差によるコスト増を販売価格に転嫁できないため、本土との厳しい競争を強いられている。

この燃油価格差は、島民や生産者の自助努力だけでは解決できない問題であり、その価格差解消は長年にわたる離島島民の願いである。このようなことから、住民生活及び経済活動における本土との格差を解消するため、地方財政に影響を及ぼさないよう十分に配慮した上で、次の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 離島のガソリン流通コスト対策事業の制度充実を図ること。
- 2 ガソリン以外の軽油等に対するコスト対策事業の創設を図ること。
- 3 離島地域における揮発油税の免税措置を図ること。

## ② 九州市議会議長会第3回理事会（令和3.10.27開催）

## ア 鹿児島県関係分2件

## 農林漁業の振興対策について

農林漁業は、食料の供給や、国土・自然環境の保全など、国民の生活に欠かせない重要な役割を担っている。しかしながら、我が国の農林漁業は、高齢化、担い手不足による労働力の減少、構造改革の立ち後れなどにより生産活動が低下し、荒廃農地の拡大や手入れの行き届かない森林の増加及び自然環境の変化等による漁獲量の減少が進行していることに加え、新型コロナウイルス感染症は国内の農林漁業にかかる生産、流通、消費等あらゆる分野に対して過去にない大きな打撃を与え続けている。

こうした中、農林漁業の持続的な発展のためには、農地、森林、海洋生物資源等の適正な管理保全及び担い手の育成・確保とともに、食料自給率の向上等の取り組みが不可欠である。

このようなことから、国においては、下記の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

## 記

- 1 過疎地域及び中山間地域等における荒廃農地の解消や基盤整備、環境整備等に資する施策を積極的に推進し、農業の振興、農業経営の安定・効率化と地域環境整備等を図ること。
- 2 担い手不足や労働力不足を解消するため、自動操縦技術による省力化などICT技術活用による効率的で高品質な作物生産を目的としたスマート農業を推進するとともに、高額機械等導入に係る農家の負担軽減を図ること。
- 3 農業所得向上のための小規模農家に対する支援策を充実・強化すること。
- 4 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
- 5 畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実するとともに、口蹄疫、鳥インフルエンザ及び豚熱などの家畜伝染病等に対する支援策を拡充すること。
- 6 過疎化や高齢化に伴う荒廃農地の発生等により、有害鳥獣の生息域が拡大している中、農作物に甚大な被害を与えている有害鳥獣駆除等の被害防止対策を推進するとともに、自治体の負担軽減を図ること。
- 7 国土の保全、水源の涵養等の森林のもつ重要な役割を維持するため、森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、治山事業等の推進、林産物の供給対策等の支援、木材利用の促進、その他林業振興のための施策を推進すること。
- 8 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型

漁業の推進，種苗生産体制の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら，水産業振興のための支援策を強化すること。

## 南九州地域の交通網の整備促進について

交通網の整備充実は，産業，経済，観光，文化の振興，災害時における避難，救助などに重要な役割を果たすものである。

とりわけ，国土の中枢部から遠く離れた鹿児島県域では，中央あるいは九州域内とを結ぶ交通網の整備は地域活性化を推進し，少子高齢化が進む中，救急医療体制の構築や地方への医師派遣など，安心安全な社会の実現を図る上でも，重要かつ緊急な課題である。

また，新型コロナウイルス感染症収束後に経済をV字回復させるとともに，地方創生及び国土強靱化を推進し，道路整備や維持管理を計画的かつ着実に進めていくことが求められている。

よって，国においては，地方が真に必要な道路を整備するための予算を安定的に確保されるとともに，広域的な交通網の整備促進のため，下記事項について，特段の配慮をされるよう強く要望する。

### 記

- 1 道路整備の必要性及び地方財政の危機的状況に十分配慮し，長期安定的な整備・管理が進められるよう，新たな財源を創設するとともに，令和4年度道路関係予算の要求額を満額確保及び，強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めていくために，公共事業関係予算の総枠を十分確保すること。
- 2 東九州自動車道の建設促進について
  - (1) 「南郷～奈留」間の早期事業化を図ること。
  - (2) 「日南東郷～南郷」間，「奈留～志布志」間の供用予定年度の公表及び早期完成を図ること。
  - (3) 「清武南～日南北郷」間の早期完成を図ること。
  - (4) 隼人道路4車線化の整備促進を図ること。
  - (5) 暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間である「末吉財部IC～隼人東IC」間の早期事業化を図ること。
- 3 南九州西回り自動車道の整備促進について
  - (1) 芦北出水道路（県境～出水間）及び阿久根川内道路の整備促進を図ること。
  - (2) 芦北出水道路（県境～出水間）及び阿久根川内道路の供用予定年度を明示すること。
  - (3) 暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間である「美山IC～伊集院IC」間の事業中区間の整備促進及び残る優先整備区間の早期事業化を図ること。
- 4 地域高規格道路等の整備促進について
  - (1) 鹿児島東西幹線道路の「田上IC～甲南IC（仮称）」間の早期完成及び甲南IC（仮称）以東の早期事業着手を図ること。

- (2) 鹿児島南北幹線道路の早期事業化を図ること。
  - (3) 北薩横断道路の広瀬道路, 阿久根高尾野道路, 宮之城道路及び溝辺道路の早期開通を図ること。
  - (4) 都城志布志道路の早期全線供用開始を図ること。
  - (5) 鹿児島港臨港道路(鴨池中央港区線)の早期整備を図ること。
  - (6) 大隅縦貫道の「吾平道路」の早期完成, 「吾平大根占田代道路」の早期整備及び「吾平大根占田代道路」以南の整備促進を図ること。
  - (7) 薩摩半島横断道路の「南さつま市役所前交差点～南薩縦貫道・南九州神殿 I C」間, 「南薩縦貫道・瀬世交差点～指宿スカイライン・穎娃 I C」間及び「指宿スカイライン・池田交差点(仮称)～指宿市街地(国道226号)」の早期整備を図ること。
  - (8) 大隅横断道路の早期事業化を図ること。
- 5 一般国道の整備促進について
- (1) 国道10号について
    - ア 鹿児島北バイパスの早期完成及び白浜拡幅を含む「始良市白浜地区～鹿児島北バイパス起点」間の4車線化
    - イ 曾於市区間の4車線化及び交差点改良
  - (2) 国道220号について
    - ア 垂水市牛根境防災及び霧島市亀割峠防災の整備促進
    - イ 垂水市牛根境・境川地区, 二川地区及び志布志市志布志町帖地区の歩道の整備促進
    - ウ 古江バイパスの整備促進
  - (3) 国道225号について
    - ア 峯尾峠の視距改良事業の早期着手
    - イ 川辺峠南九州市側の登坂車線未整備区間及び連続カーブ区間の早期整備
    - ウ 南九州市川辺町田代地区の登坂車線の早期整備
    - エ 南九州市川辺町木場田橋の改修
    - オ 南九州市川辺町両添上交差点と両添交差点及び周辺の両添地区事故対策事業の早期完成
    - カ 南九州市川辺町平山地区の歩道及び交差点の早期整備
  - (4) 国道226号について
    - ア 「喜入旧市交差点～平川道路起点」間の4車線化に向けた調査検討と早期事業化
    - イ 「指宿市十二町交差点～鹿児島市平川道路起点」間の当面の交通の円滑化と安全性の確保を図るための整備
    - ウ 南さつま市笠沙町笠沙道路工区(高崎山地区から野間池地区間)の早期完成
    - エ 南さつま市笠沙町野間池道路工区(野間池地区から今岳地区間)及び指宿市山川成川地区(山川高校前交差点)の早期着手
    - オ 南さつま市坊津町久志道路工区(久志地区)の早期着工
    - カ 南九州市穎娃町長崎地区及び「南九州市穎娃町大川～知覧町門之浦」間の歩道設置の早期着手

- (5) 国道270号の道路拡幅，道路線形の改良及び付加車線等の整備を促進し，歩道の整備を図ること。
  - (6) 国道447号の「宮崎県えびの市真幸地区～鹿児島県伊佐市大口青木地区」間のバイパスの早期完成及び未整備区間の解消を図ること。
- 6 島原・天草・長島架橋構想の推進について
- (1) 島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に資する調査を再開すること。
  - (2) 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討を実施すること。

## イ 全国市議会議長会評議員会提出議案（鹿児島県関係分）

### 九州における高速交通網等の整備促進について

九州地域全体の産業・経済の発展と生活文化の向上を図り，多極分散型の国土形成を促進するためには，高速交通網の整備充実が不可欠である。

中央経済圏から遠隔の地にある九州においては，本州方面及び九州内各地を結ぶ高速交通網の整備が総体的に遅れており，このことが九州の発展を阻害する要因ともなっている。

九州の高速交通網の早期完成は，九州域内のみならず，本州との産業，経済の交流が促進され，地域の医療，防災等の住民生活の安定が図られるなど，多大な波及効果をもたらし，九州地域の一体的発展に貢献するものと期待されている。

よって，国においては，九州地域の一体的発展を図るため，下記事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 道路整備の必要性及び地方財政の危機的状況に十分配慮し，長期安定的な整備・管理が進められるよう，新たな財源を創設するとともに，令和4年度道路関係予算の要求額を満額確保及び，強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めていくために，公共事業関係予算の総枠を十分確保すること。
- 2 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備及びJR在来線の輸送改善を行うとともに，東九州新幹線の整備計画路線への格上げを行い，所要の整備財源を確保すること。
- 3 高規格幹線道路（東九州自動車道，西九州自動車道，九州横断自動車道長崎大分線・延岡線，南九州西回り自動車道），地域高規格道路及び主要国道の整備促進，早期全線供用を図ること。
- 4 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の早期実現に向けた所要の調査の再開を図ること。
- 5 離島航路の海上高速交通体系が現状どおり維持されるよう，高速船ジェットフォイルの代替船建



造を推進し、新船建造に対する財政的支援を行うとともに、特定有人国境離島地域の観光振興のため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金にかかる航路・航空路運賃の低廉化の対象者について、当該地域を訪れる者に拡大すること。

- 6 沖縄県の均衡ある発展と慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、沖縄本島を南北に縦断する鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入を図ること。
- 7 道路整備に加え災害時の現場対応や自治体支援において大きな役割を担う国（九州地方整備局等）の人員体制について、引き続き充実・強化を行うとともに、被災した道路の早期復旧を図ること。
- 8 道路施設の定期点検の結果を踏まえ、予防保全による道路の老朽化対策の一層の推進を図ること。

### ③ 全国市議会議長会第111回評議員会（3.11.10開催）

#### ※会長提出議案5件

#### 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議

地方分権が進み、市議会の役割と責任が増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には、多様化する民意の市政への反映と集約が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これからの市議会の使命に沿うものか、疑問を呈する指摘も多い。

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会の緊要な課題である。

加えて、先の統一地方選挙では、地方議会の無投票当選者の割合が高まるなど、小規模市議会では議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速により、議員のなり手不足が多くの市の共通問題になり得る懸念も否定できない。

多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、各市の実情を踏まえ、主体的・持続的な議会改革を進め、それぞれ市の最高意思決定機関として、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

については、市議会の現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提起能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せて社会のデジタル化に対応して議会運営の高度化・効率化を図るなど、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組む。

同時に、多様な人材の市議会への参画を制度的に促進するため、労働法制の見直し、兼業（請負）禁止要件の緩和、広範多岐な議員活動の実態にふさわしい法的地位や報酬・福利厚生に係る仕組みの確立、さらに地方議会の一層の権能強化などに取り組む。

よって、国においては、下記事項について、一体的・総合的に検討し、成案が得られた方策から確

実に実現されることを強く要望する。

記

第1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促すため、以下の環境整備を図ること。

1 地方議会の位置付け・議員の職務の明確化

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方議会の意思決定機関としての位置付けや住民の代表者としての議員の職責について、令和5年度の統一地方選挙までに地方自治法で明確化すること。

2 サラリーマンが立候補しやすい労働法制の見直し

今や就業者の9割をサラリーマンが占める。兼業・副業の意義が評価される中、若者や女性を含む幅広いサラリーマン層から市議会の議員に立候補しやすい、また、兼業を選択する場合も議員活動ができる環境を整える必要がある。

このため、例えば、弾力的な休暇の取得や勤務時間の設定、議員活動のための休職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。

3 兼業（請負）禁止要件の緩和

地方議会議員の兼業（請負）禁止について、例えば、議員が個人として該当する場合と議員が法人の役員として該当する場合で要件が異なる現行制度を見直し、兼業（請負）禁止要件が立候補の過度な規制とならないよう、所要の措置を講じること。

4 選挙制度の見直し

統一地方選挙での選挙実施割合が長期的に低下傾向にある。有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、まずは、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

併せて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げ、一般市の長・議員等に係る税法上の寄付金控除制度の創設について検討すること。

5 小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援（議員報酬の引上げ）

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ないジレンマに苦悩する議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げることができるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

(兼業議員のための所得損失手当の創設)

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多い。当面、サラリーマンも兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、サラリーマンとして雇用先と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

## 6 育児手当の創設

子育て世代の若者や女性の議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

## 7 政治分野における男女共同参画の推進

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づいて地方議会が実施する議員活動と出産育児の両立支援のための体制整備等の取組について支援を行うこと。

## 8 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

## 9 地方議会のデジタル化の促進

本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布（貸与）、議事の自動音声翻訳、デジタル人材の育成確保など、地方議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を行うこと。

## 10 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

- (1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ、事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。
- (2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。
  - ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備
  - ② 議員の調査研究、政策提起能力の涵養に資する研修会の開催、議会図書室の充実（公立図書館、大学図書館等との連携を含む）
  - ③ 地域における子ども議会や女性議会の開催、有識者等との連携、その他市民との双方向のコミュニケーションの強化

## 11 地方自治教育の推進

教育の中立性の確保に十分配慮しつつ、地方自治とこれを支える地方選挙の重要性を子どもの時代から世代を超えて学習できる教育環境を整備すること。

## 第2 地方議会の権能強化

地方議会の行政監視機能や政策提起機能の充実を図る観点から、以下に掲げる地方議会の権能を拡大すること。

1 議長に対する議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

2 条例による契約の締結、財産の取得・処分の議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する契約に係る種類・金額の要件及び財産の取得・処分に係る面積・金額の要件について、地域の社会経済状況の差異と議決を契約単位とすべきとする最近の判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、各自治体が地域の実情を考慮した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

3 予算修正権の制約の解消

議会の政策提起機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

4 再議（一般的拒否権）の対象の明確化

地方自治法第176条第1項の一般的拒否権は、否決された議決については適用することができないと解されているが、明文化されておらず、議会で否決された事件が再議に付される事例が生じている。このため、否決事件を対象外とすることを明確に規定すること。

5 専決処分の対象の見直し

専決処分の対象について、議会が否決（不同意）した事件を対象外とする旨を明確に規定すること。

6 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

7 「オンライン開催」による委員会運営の指針等の明確化

新型コロナウイルス感染症対策の観点等から参集困難と判断される実情がある場合の、いわゆる「オンライン開催」による委員会運営については、その運用に係るQ&Aが総務省から示されているが、デジタル社会の急速な進展を踏まえ、委員会を開催すること自体が困難な場合以外の委員会への出席のあり方や本会議におけるオンライン活用などについて、その基本的な考え方を早期に明確にすること。

8 議会の招集日の変更

国の行政実例では、長が議会招集の告示をした後は招集日を変更することはできないとされており、多くの議会では、告示後に大きな災害・事故などによって議員の応招が困難な状況が生じた場合も、こうした扱いに従っている。最近の災害でも議員の応招が困難なため、定例会が流会となるおそれがあった。

このため、災害が多発する近況に鑑み、大きな災害・事故など議員の応招が極めて困難と認められる客観的理由が明らかにある場合、議会、とりわけ定例会の招集日の変更を可能とする措置を講じること。

## 9 意見書の積極的な活用

全国の市議会から国会又は関係行政庁に提出された地方自治法第99条に基づく意見書については、これを調査・分析・評価し、国の政策立案に積極的に活用するとともに、その状況等を公表すること。

## ポストコロナ禍を展望した地方行財政の充実に関する決議

昨年来の新型コロナウイルス感染症の数次にわたる波状的なまん延は、国民生活や雇用環境に深刻な影響を及ぼし、地域経済に甚大な打撃を与えるとともに、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などと相まって経済・社会・地域の構造変化に拍車をかけている。地方移住の増加やテレワークの普及など国民の価値観や生活態様も変わりつつある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策の推進、地域の資源を活かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、今後の感染状況に適切に対応しながら、ポストコロナ禍のわが国の未来像を幅広く展望し、地方行財政の充実に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 地方税財政の充実

コロナ禍による厳しい経済局面が続く、令和4年度においても大幅な財源不足が見込まれる地方財政状況を踏まえ、安定的な税財政基盤を確保すること。その際、コロナ禍によって顕在化・加速化した地方行財政に係る諸問題について丁寧な検証を行い、その評価結果を今後の対策に確実に反映すること。

##### (1) 地方税の充実確保等

税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるほか、適正・公平な課税の実現と新たな課題に対応する観点から、以下の事項に取り組むこと。

- ① 償却資産に係る固定資産税について、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- ② 土地に係る固定資産税について、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- ③ ゴルフ場利用税の現行制度を堅持すること。
- ④ 電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。
- ⑤ 自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、更なる延長は断じて行わないこと。

⑥ 法人課税に関する国際協調を踏まえて国内の税制を整備する場合は、地方税制においても適切に対応すること。

⑦ 特別区においても法人住民税の減収補填債が発行できるよう、早急に法令を整備すること。

(2) 令和4年度一般財源総額の確保

コロナ禍の長期化によって地域経済の低迷が続く、地方財政の大幅な財源不足が懸念されるため、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実に努めること。

地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

地方の大幅な財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債が累増することがないように、その発行を可能な限り縮小すること。

(3) 地球温暖化対策への対応

2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロとする目標を達成するため、地方自治体は、住民への普及啓発、省エネ機器の普及助成、再生可能エネルギーの利用拡大や導入支援など地球温暖化対策に重要な役割を果たすことが期待されている。

地方自治体が、地域の実情に応じ、裁量をもって各般の対策を柔軟に推進することができる十分な規模の一般財源の確保が図られるよう、国において炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

2 地方創生の推進

コロナ禍により生じた人口の地方分散への兆しを逃すことなく、大都市における人口集中を是正し、多極分散型国土を実現するため、以下の取組を推進すること。

(1) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充

「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

(2) 地方創生関連交付金の拡充等

① 「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の予算枠の拡充と複数年度にわたる施設整備事業の採択件数の拡大を図ること。

また、交付に係る申請手続の簡素化を図ること。

② 地方の意見を踏まえ、「地方大学・地域産業創生交付金」の採択件数の拡大を図ること。

③ 地方創生に資するテレワークの推進、地方へのサテライトキャンパス設置などコロナ禍を踏まえた地方創生施策を積極的に展開すること。

3 地方分権の推進

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への事務・権限の移譲と義務付け・枠付けの緩和を進めること。その際、以下の事項に留意すること。

(1) 自治体の自主性の尊重

事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌化に積極的に取り組むこと。

(2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

4 デジタル社会への対応

Society 5.0の実現を視野にデジタル社会の形成を図るため、民間と協働しつつ、国と地方が一体となり諸施策を推進するに当たっては、以下の事項に十分配慮すること。

(1) 情報通信インフラの整備

地理的条件による情報格差を解消するため、各地域の実情に即して、5G、光ファイバーなど次世代情報通信インフラを早期に整備すること。

また、デジタル人材など専門技術人材の育成確保を図ること。

(2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないように、個人情報目的外利用や第三者への提供にかかる扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 分散管理によるデジタル共通基盤の整備等

国・地方の情報システムの標準化・共通化、国・地方の保有情報のデータベース化とその有効活用などデジタル共通基盤の整備に当たっては、地方自治体の意見を十分踏まえ、自治体独自の活用にも配慮した柔軟なシステムとするとともに、それぞれの情報の管理主体が分散管理する方式を前提とすること。これらに伴う地方負担については、国による十分な財源措置を講じること。

また、地方の情報産業の発展やこれを支える人材の育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

5 その他

次期以降の地方制度調査会の発足に当たっては、複雑・多様化する地方自治の制度と運用のあり方について、これまで以上に深慮で複眼的な審議を期待する観点から、以下の事項に取り組むこと。

(1) 構成メンバーの多様化

多様で複雑な地域の実態を熟知した有識者が参加し、地域の実情が審議に十分反映されるよう、幅広い分野からの委員構成に配慮すること。また、地方議会が主なテーマとなる際には、地方議会に精通する委員の選任に配慮すること。

(2) 総会開催数の拡充等

総会開催数、専門小委員会での地方代表の発言機会を拡充すること。

## 新型コロナウイルス対策に関する決議

昨年来、新型コロナウイルスの度重なる感染拡大により、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が繰り返し発令・延長されてきた。

一連の感染拡大防止対策の長期化により地域経済が危機的な状況に追い込まれており、対象地域はもとより、それ以外の地域においても国民生活や雇用環境に甚大かつ深刻な影響を及ぼしている。

そのような中、感染症の収束に向け、全ての国民を対象としたワクチン接種が円滑かつ着実に進められているが、引き続き感染拡大防止対策や医療提供体制の強化に取り組むとともに、今後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ、悪化する経済や疲弊する地域の再生のために必要な諸施策を迅速・果敢に講じるべきである。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の着実な推進とともに、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 感染症拡大防止等について

- (1) 感染力が強く重症化リスクの高い新型コロナウイルスの変異株の全国的な感染拡大を防ぐため、必要な場合には、迅速かつ的確に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置を発令するとともに、国として万全の措置を講じること。
- (2) まん延防止等重点措置の適用及び解除に当たっては、対象区域の市区町村の意見を尊重し、機動的かつ柔軟な対応が可能となるようにすること。
- (3) 全ての国民を対象としたワクチン接種を円滑かつ着実に進めるため、ワクチン及び接種に必要な資材については、国の責任において十分な量を安定的に確保・供給すること。
- (4) ワクチン接種を安心して受けられるよう、有効性、必要性、安全性及び副反応等のより具体的な正確な情報を、国民に対し適切かつ迅速に提供すること。
- (5) ワクチンの追加接種（ブースター接種）の実施に当たっては、科学的な知見に基づいた検証を行うとともに、市区町村の接種実施計画の策定に資するよう、早急に方針を示すこと。
- (6) 特措法に基づく都道府県知事の権限については、今後、検証を行った上で、指定都市・中核市・保健所設置市が要請する場合、財源と併せて移譲を受けることが可能な制度とすること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の自費検査を行う民間検査機関において陽性結果が出た場合、確実に保健所へ連絡が届く仕組みを早急に構築すること。

#### 2 医療提供体制等の強化について

- (1) 医療資源の偏在調整のため、感染者が多く発生している地域に対し、医師や看護師を融通することが可能となる仕組みを設けること。
- (2) 医療機関の役割分担や連携を図り、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を確立すること。その際、都道府県の区域を越えた地方自治体間の患者移動を円滑にする広域入院など柔軟な対応



を可能とすること。

- (3) 緊急経済対策に沿って、感染症指定医療機関等における病床の確保、医療機器の整備、医療物資の確保等に対する支援を強化すること。
- (4) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の施策の実情に応じて柔軟な運用が可能となるようにするとともに、更なる増額を図ること。
- (5) 感染患者の受入れの有無にかかわらず、一般患者の受診控えや受入制限による入院・外来患者数の減少等により医療機関の経営がひっ迫した状況となっていることから、医療崩壊を未然に防ぎ、地域医療体制が維持できるよう、適切かつ十分な財政支援措置を講じること。
- (6) 感染再拡大に備え、更なる病床と宿泊療養施設の確保、臨時医療施設の設置、自宅療養における適切な医療の提供等の取組を支援すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時期に感染拡大するリスクを回避するため、インフルエンザワクチンを必要とする医療機関等に対し、迅速に需要数を確保・供給できるよう、安定供給対策を講じること。
- (8) 今後、未知の感染症が再び脅威となる事態を想定し、保健所・地方衛生研究所体制を抜本的に強化すること。また、医療提供体制全体を危機管理の視点から早期に再構築すること。

### 3 偏見・差別・虐待等の防止について

- (1) 感染者、濃厚接触者、医療・介護従事者、日常生活に不可欠な業務に従事する者やその家族に対する偏見・差別を防止するため、国民に対し正確な情報提供や啓発を行うなど必要な対策を講じること。
- (2) 社会環境の変化や休業・失業等に伴う生活不安やストレスにより増加・深刻化している児童虐待・DV被害について、相談窓口や支援体制の周知及び充実を図ること。

### 4 経済対策等について

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、地方自治体が必要とする額を十分に確保し、早急に追加配分を実施するとともに、地域の実情に応じ適切かつ弾力的に運用できる制度とすること。
- (2) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の更なる延長を図るとともに、事業者や労働者に対し制度の周知や利用促進を図ること。
- (3) 消費拡大を喚起するための柔軟な交付金制度の創設など、景気浮揚施策を実施すること。
- (4) G o T oキャンペーン事業の再開に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大の要因とならないよう、今後の感染状況を注視しつつ地方の意見を踏まえ、弾力的に対応すること。

## 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策 及び復旧・復興対策等に関する決議

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。

本年も、7月には熱海市において豪雨による大規模な土石流が発生し、多数の人的及び物的被害が生じている。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務である。

また、災害発生後の迅速な復旧・復興対策や災害時における新型コロナウイルス感染症対策も重要となっている。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、国道や地方道等の区分にとられない除排雪の実施など、連携した雪害対策の推進を図ること。

#### 2 土石流対策の強化について

- (1) 熱海市における土石流災害の発生を踏まえ、全国の盛土について危険性の有無の総点検を地方自治体と連携して早期に完了させるとともに、残土の処分などに対する規制のあり方を検証するなど、再発防止策の徹底を図ること。
- (2) 盛土に関して全国統一の安全基準を設け、規制の強化を含めた法制度の整備を図るとともに、地方自治体の土石流対策に係る技術的、人的及び財政的支援を強化すること。

#### 3 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

#### 4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組む、「防

災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進すること。また，インフラの防災・老朽化対策について，地方自治体にとって自由度の高い交付金の創設などを図るとともに，公共施設等適正管理推進事業債の所要額確保及び期間延長を図ること。

- (3) 災害時の停電防止のため，送電・配電施設の強靱化，非常用電源対策の強化について，事業者とともに取組を推進すること。また，その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても，一層の強靱化を図ること。

## 5 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。なお，将来の災害に備え，原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど，補助対象施設の拡大を図ること。
- (3) 広域災害では，地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから，発生後，関係機関等が被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。
- (4) 被災者支援については，災害救助法や被災者生活再建支援法，国の補助金など，趣旨の異なる支援制度が存在することから，被災者にとって分かりやすく，不公平感を招かない制度設計を行うこと。なお，被災者生活再建支援法については，上限額の引上げを検討すること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み，災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について，国において周知を図るだけでなく，保険料控除制度の拡充など，加入促進に向けた取組を図ること。

## 6 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 避難所については住民の速やかな避難行動を促すためにも，冷暖房整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など，きめ細やかな配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症と自然災害の複合災害に備え，避難所における集団感染防止対策や設備・備品の確保，医療救護体制の整備など，災害対応に万全を期すため，十分な財政支援を講じること。また，応援職員やボランティア等に対する感染防止対策の推進を図ること。
- (3) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し，適切に避難行動がとれるよう，ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し，国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。
- (4) 地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資するため，災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政支援措置を講じること。また，線状降水帯予測向上のための二重偏波気象レーダーの設置や多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。
- (5) 災害ハザードエリアに居住する住民等について，安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

## 7 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため，消防防災施設・設備整備に対する財政措

置を拡充すること。

(2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

#### 8 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

#### 9 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、各地の原子力発電所において、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

### 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災の発生から10年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者や被災企業への各種支援、農水産業の再生等に加え、汚染廃棄物対策、風評対策、多核種除去設備等処理水の処分など困難な課題が山積している。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対策にも迫られるなど被災地それぞれの状況に応じた柔軟な対応が必要となっている。

よって、国においては、持続可能で活力ある地域社会を創造できるよう、一日も早い被災地全体の復旧・復興に向け、特に下記の事項を実現されることを強く要望する。

#### 記

#### 1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

##### (1) 復旧・復興に向けた財政支援等

- ① 震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまで措置を講じること。  
また、一部の復興事業に対する地方負担額を引き続き最小限にとどめること。
- ② 被災（移転）跡地の利活用については、土地利用推進に必要な財源確保や、新たな支援制度の創設、地域の実情に応じた柔軟な運用等を講じること。
- ③ 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大などを図るとともに、改良復旧に係る経費の拡大等を行うこと。
- ④ 地盤沈下区域の嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援措置を講じること。
- ⑤ 災害援護資金の償還について、履行期限の延長とともに、災害弔慰金の償還免除について、地方自治体と協議の上、基準を明示すること。

(2) 被災者生活再建支援

- ① 被災者の生活再建に向け、雇用対策や被災者支援総合交付金による支援など各種措置の充実強化を図ること。
- ② 生活保護、介護、医療について、被災地の実情に応じた支援措置の充実強化を図ること。
- ③ 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点病院整備など被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じること。

(3) 地域産業の復旧・復興

水産業及び関連産業の復興、地元企業や商店街の早期復旧など地域産業への復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。

(4) 伝承活動への支援

震災の記憶と教訓を後世へ継承するための人材育成、研修、情報交換など伝承活動への支援について検討すること。

2 原子力発電所事故災害への対応について

(1) 放射性物質対策事業の推進

- ① 除去土壌等の中間貯蔵施設への搬出は、安全かつ迅速に行うため十分な調整を図ること。また、適正管理・搬出や仮置場の原状回復など予算の確保に万全を期すとともに、現場保管に係る搬出困難案件の解消について制度設計を行うこと。
- ② 放射能汚染濃度8,000Bq/kg超の指定廃棄物（焼却灰等）は、特定廃棄物埋立処分施設へ早期に搬出すること。
- ③ 農林業系汚染廃棄物は、処理の促進と最終処分までの適切な保管のため、財政的・技術的支援を継続すること。
- ④ 中間貯蔵施設への輸送量増加に伴う市道等の維持補修を確実に行うこと。また、輸送等完了後の原状回復について、その仕組み及び財源の確保を早期かつ明確に示すこと。
- ⑤ 原発事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、市税等の減収分補てんのための震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。
- ⑥ 増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制に係る財政措置を講じること。

(2) 放射性物質トリチウムを含む処理水の対策

- ① 多核種除去設備等による処理水の処分方法については、広く意見を聴取し、議論を尽くした上、福島県民や漁業関係者などをはじめとした全ての関係者の納得・理解を得られた中で、改めて適切に決定するとともに、処理水は当面、陸上保管を継続し、諸課題の解決に取り組むこと。
- ② 福島県民はもとより国民全体の信頼回復を図るため、関係者とこれまで以上にリスクコミュニケーションを徹底し、関係修復を図るための最大限の努力をするとともに、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）へ同様に指導すること。

(3) 原子力損害賠償の適切な実施等

- ① 原子力発電所事故による個人・法人及び地方自治体が被った全ての損害について、東京電力への賠償請求の簡素化を図るとともに、迅速かつ確実な賠償を行うよう、同社へ指導すること。
  - ② 風評被害対策への取組を強化するとともに、農水畜産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。
- (4) 健康管理・生活安心体制の継続
- ① 健康異常を早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
  - ② 避難者の帰還に向けた生活再建や心のケア等に必要な支援とともに、地域の復興・再生に対し十分な支援を行うこと。
  - ③ リアルタイム線量測定システムの一方向的な撤去を行わないこと。
  - ④ 除染の枠組み以外の箇所等で、健康影響等が懸念される箇所が新たに判明した場合、線量低減化などの環境回復措置を講じること。

# 地方行財政調査会資料目録

(令和3年6月～12月)

議会図書室に地方行財政調査会の資料を保管しています。

項目は次のとおりですので、ご利用ください。

号 数	調 査 資 料 項 目	発 行 日
7008	都市の議員発議政策条例および議会改革に関する調べ（2020年度）	R 3. 5. 20
7009	都市職員の福利厚生等に関する調査(2021年5月1日現在)	R 3. 5. 24
7010	2020年度市税徴収実績調べ＝4月末現在＝	R 3. 6. 14
7011	スマートシティに関するデータを活用したサービスと情報連携基盤の整備状況に関する調べ（2021年5月1日現在）	R 3. 6. 21
7012	都道府県、市町村別人口・世帯数調べ<<速報値>>（2021. 1. 1 現在）	R 3. 6. 28
7013	市（区）・町村の人口規模・高齢化率順位調べ<<速報値>>（2021. 1. 1 現在）	R 3. 7
7014	都市における人権条例に関する調べ（2020年10月30日現在）	R 3. 7. 8
7015	2021年度市税徴収実績調べ＝5月末現在＝	R 3. 7. 29
7016	2020年度市税決算見込額調べ＝出納閉鎖日現在＝	R 3. 8. 5
7017	「いじめ防止対策推進法」に基づく委員会等の報酬額調べ（2021. 6. 1 現在）	R 3. 8. 12
7018	2021年度市税徴収実績調べ＝6月末現在＝	R 3. 8. 13
7019	都市の各種基金に関する調べ（2021年5月末現在）	R 3. 8
7020	都市の特別職・議員報酬等調べ（2021年4月）	R 3. 8. 24
7021	都市のスポーツ・レクリエーション協会への支援状況調べ（2021年6月現在）	R 3. 8. 31
7022	2021年度市税徴収実績調べ＝7月末＝	R 3. 9. 9
7023	市町村への事務移譲の実施状況調べ（2021.4. 1 現在）	R 3. 9. 14
7024	都市の自治体職員の育成・任用および人事行政の最新動向に関する調べ（2021年4月1日現在）< 1 >政令指定都市、中核市、東京特別区、IV・V・VI類型都市	R 3. 10. 1
7025	都市の自治体職員の育成・任用および人事行政の最新動向に関する調べ（2021年4月1日現在）< 2 >Ⅲ類型都市	R 3. 10. 1
7026	都市の自治体職員の育成・任用および人事行政の最新動向に関する調べ（2021年4月1日現在）< 3 >Ⅱ類型都市	R 3. 10. 1

地方行財政調査会資料目録

号 数	調 査 資 料 項 目	発 行 日
7027	都市の自治体職員の育成・任用および人事行政の最新動向に関する調べ (2021年4月1日現在) <4・了> I 類型都市	R 3. 10. 1
7028	2021年度市税徴収実績調べ = 8月末現在 =	R 3. 10. 13
7029	都市のビッグデータを活用した交通安全対策等に関する調べ	R 3. 10. 21
7030	特別職の報酬および特別職報酬等審議会の活動等調べ (2021.8. 1 現在)	R 3. 10. 27
7031	都市の慢性腎臓病対策に関する調べ (2021年8月1日現在)	R 3. 11. 2
7032	2021年度市税徴収実績調べ = 9月末現在 =	R 3. 11. 9
7033	中核市の行政水準に関する調べ	R 3. 11. 12
7034	市長部局における職位の状況調べ (2021年4月1日現在)	R 3. 11. 18
7035	資源ごみの持ち去り行為防止対策調べ (2021.10. 1 現在)	R 3. 12. 8
7036	2021年度市民税徴収実績調べ = 10月末現在 =	R 3. 12. 10
7037	都市の「2050年温室ガス排出実質ゼロ」に関する調べ	R 3. 12. 22



## 図書室だより

◎新規購入図書（令和3年6月～12月）

議会図書室

図 書 名	著 ・ 編 者 名	発 行 所
コミュニティ自治の未来 共創に向けた地域人財づくりへ	大 杉 覚 (著)	ぎ よ う せ い
自治体の危機管理—公助 から自助への導き方—	中 邨 章 (著)	ぎ よ う せ い
文化事業の評価ハンドブック	文化庁×九州大学共同 研究チーム(編)	水 曜 社
虐待・DV・性差別・災害 等から市民を守る社会的 弱者にしない自治体法務	鈴木秀洋(著)	第 一 法 規
場面別でわかる!ミスと 不正を防ぐ!自治体契約 事務のチェックポイント	樋口満雄(著)	学 陽 書 房
自治体×ベンダー 自治体システム導入の「そう いうことだったのか」会議	NPO法人デジタルガ バメントラボ(著)	ぎ よ う せ い
シリーズ 今日から福祉職 押さえておきたい 公 的扶助・生活保護行政	元田宏樹(編著)、 松浦賢治・門井弘明(著)	ぎ よ う せ い
事例でわかる!空き家対策実 務マニュアル 「財産管理人制 度」と「略式代執行」の使い方	松木利史(著)	ぎ よ う せ い
実務と研修のためのわかりやす い公職選挙法 第十六次改訂版	選挙制度研究会(編)	ぎ よ う せ い
「義理チョコ」はセーフですよ? こんなときどうする?地方 公務員のコンプライアンス	鵜 養 幸 雄 (著)	ぎ よ う せ い
3ステップで学ぶ自治体 SDGs 全3巻セット	笹谷秀光(著)	ぎ よ う せ い
参加したくなる会議のつくり方 公務員のためのファ シリテーション入門	加留部貴行(著)	ぎ よ う せ い
国会便覧(令和3年8月)	森 本 友 則	シュハリ・イニシアティブ
自治六法 令和4年版	地方自治法令研究会	ぎ よ う せ い
立法分権のすすめ	磯崎初仁(著)	ぎ よ う せ い
Q & A 自殺対策企 画策定ハンドブック	本橋豊(編著)	ぎ よ う せ い
現場の「困った」に法務の プロが答える自治体法的 トラブル解決のポイント	筑波大学ロースクール自 治体法務研究会(編著)	ぎ よ う せ い
ネット・SNSの危険から子 どもを守れ!—教師・親の ための早わかりbook—	原 早 苗・坂 本 か よ み(編著)、 NACS ICT委員会(著)	ぎ よ う せ い

図 書 名	著 ・ 編 者 名	発 行 所
「いじめに対応できる学校」づくり 法令だけではわからない子どもを守る実務ノウハウ	藤 川 大 祐 (著)	ぎ よ う せ い
Q & A スクール・コンプライアンス120選 ハラスメント、事件・事故、体罰から感染症対策まで	菱 村 幸 彦 (著)	ぎ よ う せ い
体罰ゼロの学校づくり	本村清人、三好仁司(編著)	ぎ よ う せ い
G I G A スクール時代の学びを拓く! PC1人1台授業スタートブック	中川一史、赤堀侃司(編著)	ぎ よ う せ い
セクハラ・パワハラ・マタハラ・アカハラ・モラハラ ― Q & A ハラスメントをめぐる諸問題	山梨県弁護士会(編)	ぎ よ う せ い
改訂版 自治体職員のための災害救助法務ハンドブック―備え、初動、応急から復旧、復興まで―	中村健人、岡本 正(著)	第 一 法 規
要求・作成・審議が1冊でわかる予算の見方・つくり方<令和3年版>	地 方 自 治 予 算 制 度 研 究 会 (著)	学 陽 書 房
ゼロからできる自治体の財政分析	稲 沢 克 祐 (著)	学 陽 書 房
公務員の議会答弁言いかえフレーズ	森 下 寿 (著)	学 陽 書 房
いじめを本気でなくすには	阿 部 泰 尚 (著)	角 川 書 店
科学技術・イノベーション白書 令和3年版	文 部 科 学 省	イ ン パ ル ス コ ー ン ポ レ ー シ ョ ン
森林・林業白書 令和3年版	林 野 庁	全 国 林 業 改 良 普 及 協 会
2021年版 中小企業白書 小規模企業白書 上 危機を乗り越える力	中 小 企 業 庁	日 経 印 刷
2021年版 中小企業白書 小規模企業白書 下 小規模事業者の底力	中 小 企 業 庁	日 経 印 刷
未成年期に父母の離婚を経験した子どもの養育に関する全国実態調査とその分析	日 本 加 除 出 版	日 本 加 除 出 版
子どもの虐待はなくせる! 「安心して子育てができる社会」を考える	関東若手市議会議員の会 児童虐待防止プロジェクトチーム内書籍プロジェクトチーム(著)	け や き 出 版
図解でわかるカーボンニュートラル～脱炭素を実現するクリーンエネルギーシステム(未来エコ実践テクノロジー)	エ ネ ル ギ ー 総 合 工 学 研 究 所 (著)	技 術 評 論 社
マイノリティデザインー弱さを生かせる社会をつくろう	澤 田 智 洋 (著)	ラ イ ツ 社
L G B T と ハ ラ ス メ ン ト	神 谷 悠 一 (著)、 松 岡 宗 嗣 (著)	集 英 社
e スポーツ地方創生～日本における発展のかたち～	寛 誠 一 郎 (著)	白 夜 書 房

図 書 名	著 ・ 編 者 名	発 行 所
続・eスポーツ地方創生 新たな展開を見せ拡大し続けるムーブメントの未来	笥 誠 一 郎 (著)	白 夜 書 房
いまこそ知りたいDX戦略 自社の コアを再定義し、デジタル化する	石 角 友 愛 (著)	デ イ ス カ ヴ ァ ー ・ ト ウ エ ン テ イ ワ ン
補訂版 いじめ防止対策 推進法 全条文と解説	坂 田 仰 (編)	学 事 出 版
デジタル改革関連法で変わる 自治体の個人情報保護対応	渡 邊 涼 介 (著)	ぎ よ う せ い
自治体職員のための入門 デジタル技術活用法	狩 野 英 司 (著)	ぎ よ う せ い
イチからわかる!“議 会答弁書”作成のコツ	林 誠 (著)	ぎ よ う せ い
公務員男性の服—普通の服で好 印象・信頼・清潔感は出せる	古 橋 香 織 (著)	ぎ よ う せ い
行政をハックしよう ユーザー中心 の行政デジタルサービスを目指して	吉 田 泰 己 (著)	ぎ よ う せ い
新型コロナから再生する自治 体病院—成功事例から 学ぶ経営改善ノウハウ—	伊 関 友 伸 (著)	ぎ よ う せ い
実務ですぐ役立つ!これ だけは知っておきたい 建築物のアスベスト対策	一般社団法人 建築 物石綿含有建材調 査者協会(編集)	ぎ よ う せ い
国会便覧(令和3年12月臨時版)	森 本 友 則	シュハリ・イニシアティブ
月刊ガバナンス 6月号	ぎ よ う せ い	ぎ よ う せ い
地方議会人 6月号	全国市議会議長会・ 全国町村議会議長会	中 央 文 化 社
自治体情報誌「D-file」5月号上	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
自治体情報誌「D-file」5月号下	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
自治体情報誌「D-file」(別冊)夏号	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
判例地方自治 No.473	地方自治判例研究会	ぎ よ う せ い
月刊ガバナンス 7月号	ぎ よ う せ い	ぎ よ う せ い
自治体情報誌「D-file」6月号上	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
地方議会人 7月号	全国市議会議長会・ 全国町村議会議長会	中 央 文 化 社
自治体情報誌「D-file」6月号下	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
判例地方自治 No.474	地方自治判例研究会	ぎ よ う せ い
月刊ガバナンス 8月号	ぎ よ う せ い	ぎ よ う せ い

図 書 名	著 ・ 編 者 名	発 行 所
自治体情報誌「D-file」 7月号 上	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
地 方 議 会 人 8月号	全 国 市 議 会 議 長 会 ・ 全 国 町 村 議 会 議 長 会	中 央 文 化 社
自治体情報誌「D-file」 7月号 下	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
判 例 地 方 自 治 No.475	地 方 自 治 判 例 研 究 会	ぎ ょ う せ い
月 刊 ガ バ ナ ン ス 9月号	ぎ ょ う せ い	ぎ ょ う せ い
地 方 議 会 人 9月号	全 国 市 議 会 議 長 会 ・ 全 国 町 村 議 会 議 長 会	中 央 文 化 社
自治体情報誌「D-file」 8月号	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
自治体情報誌「D-file」(別冊) 秋号	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
判 例 地 方 自 治 No.476	地 方 自 治 判 例 研 究 会	ぎ ょ う せ い
月 刊 ガ バ ナ ン ス 10月号	ぎ ょ う せ い	ぎ ょ う せ い
自治体情報誌「D-file」 9月号 上	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
地 方 議 会 人 10月号	全 国 市 議 会 議 長 会 ・ 全 国 町 村 議 会 議 長 会	中 央 文 化 社
自治体情報誌「D-file」 9月号 下	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
判 例 地 方 自 治 No.477	地 方 自 治 判 例 研 究 会	ぎ ょ う せ い
月 刊 ガ バ ナ ン ス 11月号	ぎ ょ う せ い	ぎ ょ う せ い
自治体情報誌「D-file」 10月号 上	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
地 方 議 会 人 11月号	全 国 市 議 会 議 長 会 ・ 全 国 町 村 議 会 議 長 会	中 央 文 化 社
自治体情報誌「D-file」 10月号 下	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
判 例 地 方 自 治 No.478	地 方 自 治 判 例 研 究 会	ぎ ょ う せ い
月 刊 ガ バ ナ ン ス 12月号	ぎ ょ う せ い	ぎ ょ う せ い
地 方 議 会 人 12月号	全 国 市 議 会 議 長 会 ・ 全 国 町 村 議 会 議 長 会	中 央 文 化 社
自治体情報誌「D-file」 11月号 上	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
自治体情報誌「D-file」 11月号 下	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
自治体情報誌「D-file」(別冊) 秋号	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
月 刊 ガ バ ナ ン ス 1月号	ぎ ょ う せ い	ぎ ょ う せ い
判 例 地 方 自 治 No.479	地 方 自 治 判 例 研 究 会	ぎ ょ う せ い



鹿児島市議会事務局

令和4年1月31日発行

No. 134 号

リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可